

消 防 予 第 1 2 0 号
消 防 危 第 4 6 号
平 成 2 5 年 3 月 2 7 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第21号。以下「改正規則」という。）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第22号。以下「ホース規格省令」という。）、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号。以下「結合金具規格省令」という。）、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第24号。以下「漏電火災警報器規格省令」という。）、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第25号。以下「改正住宅用防災警報器等規格省令」という。）、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第26号。以下「エアゾール式簡易消火具規格省令」という。）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（平成25年総務省令第27号。以下「特例省令」という。）、消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件（平成25年総務省告示第133号。以下「特例告示」という。）、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）及びエアゾール式簡易消火具に関する件を廃止する件（平成25年消防庁告示第3号。以下「エアゾール式簡易消火具廃止告示」という。）が平成25年3月27日に公布されました。

今回の改正は、改正令等において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しを行うほか、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しや防火対象物の用途区分の見直しを行うとともに、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の品目の見直しに伴い、各品目の技術上の規格を定める省令等を改正又は制定等するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各

都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 検定対象機械器具等の範囲の見直しについて

(1) 検定対象機械器具等のうち、「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を削除（自主表示対象機械器具等に移行）し、新たに「住宅用防災警報器」を追加したこと。（改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第37条関係）

(2) 上記の改正にあわせて、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の11に基づいて総務大臣が行う型式試験又は個別検定（型式適合検定）を行う場合の手数料について所要の改正を行ったこと。（令別表第3関係）

2 自主表示対象機械器具等の範囲の見直しについて

自主表示対象機械器具等に、従来、検定対象機械器具等であった、「消防用ホース」、「結合金具」、「漏電火災警報器」を追加し、新たに「エアゾール式簡易消火具」を追加したこと。（令第41条関係）

3 屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し

工場や倉庫等以外の防火対象物における新しい屋内消火栓設備の技術上の基準を以下の基準等としたこと。（令第11条関係）

(1) 防火対象物のどの場所からも水平距離が25メートル以下

(2) ホースの長さについては、(1)の範囲内に有効に放水できる長さ

(3) ホースの構造については、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するもの

(4) 水源について、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数に1.6立方メートルを乗じて得た量以上の水量

(5) 放水圧力が0.17メガパスカル以上で、放水量が80リットル毎分以上

4 防火対象物の用途区分の見直し

(1) 従来、令別表第1(6)項ハに規定されていた軽費老人ホーム等のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊をさせている施設について、令別表第1(6)項ロに位置づけたこと。（令別表第1(6)項関係）

(2) 現行の令別表第1(6)項ロ又はハと類似した事業を行う施設のうち、以下のとおり位置づけたこと。（令別表第1(6)項関係）

ア 特別養護老人ホーム等の施設に類するものとして総務省令で定めるものについて令別表第1(6)項ロとする。

イ 老人デイサービスセンター等の施設に類するものとして総務省令で定めるもの

について令別表第1(6)項ハとする。

第二 改正規則に関する事項

1 防火対象物の用途の指定

令別表第1(6)項ロ又はハに該当する施設の詳細について規定したこと。(改正規則による改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第5条関係)

2 屋内消火栓設備等に関する基準

第一3の改正において、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準について規定する等の所要の規定の整備を行ったこと。(規則第11条の2、第12条、第13条の6、第18条、第22条及び第31条関係)

3 漏電火災警報器に関する基準

現在、2級の漏電火災警報器については存在しないことから、1級と2級の区分について見直しを行う等の漏電火災警報器の実態を踏まえた規定の整備を行ったこと。(規則第24条の3関係)

4 無線通信補助設備に関する基準

消防救急無線のデジタル化に伴い、無線通信補助設備を使用することができる周波数帯の見直しを行ったこと。(規則第31条の2の2関係)

5 検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について

第一1及び2の改正において、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の範囲の見直しを行ったことに伴い、検定対象機械器具等の型式試験の見本の数、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の表示について所要の規定の整備を行ったこと。(規則別表第2、別表第3及び別表第4関係)

第三 ホース規格省令に関する事項

本省令は新たに制定するものではあるが、消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和43年自治省令第27号)の規定を基本としたものであることから、当該省令に新たに追加又は削除等を行う規定について、以下記載することとする。

1 消防用麻ホースに関する規定の削除等

消防用麻ホースについて、関係規定(旧第3章)を削除することとしたこと。また、「消防用ゴム引きホース」を一般的な名称である「平ホース」に改めたこと。(ホース規格省令第2条関係)

2 消防用ホースの構造

織り等のむらがない等の異常がないことを追加するほか、所要の規定の整備を行っ

たこと。（ホース規格省令第3条関係）

3 表示

使用圧、設計破断圧等の表示を新たに追加するほか、所要の規定の整備を行ったこと。（ホース規格省令第5条関係）

4 被覆及び塗装

平ホース、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースの被覆について、しわ等の不均一な部分がないことを追加したこと。（ホース規格省令第9条、第21条及び第36条関係）

5 破断試験

設計破断圧を確認するための試験を追加したこと。（ホース規格省令第13条、第25条及び第43条関係）

第四 結合金具規格省令に関する事項

本省令は新たに制定するものではあるが、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）及び消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）の規定を統合するものであることから、これらの省令に新たに追加又は削除等を行う規定について、以下記載することとする。

1 表示

使用圧を追加したこと。（結合金具規格省令第6条関係）

2 耐圧試験

耐圧試験で加える圧力を使用圧の2倍に相当する内圧力としたこと。（結合金具規格省令第12条関係）

3 負圧試験

新たに真空度を求める数式を設けたこと。（結合金具規格省令第14条関係）

4 大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の表示等

大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着する大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあっては、その旨が分かるよう表示をすることとしたこと。また、当該結合金具については、耐圧試験で加える圧力を使用圧の1.5倍に相当する内圧力としたこと。（結合金具規格省令第21条、第22条、第26条及び第27条関係）

第五 漏電火災警報器規格省令に関する事項

本省令は新たに制定するものではあるが、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定め

る省令（昭和51自治省令第15号）の規定を基本としたものであることから、当該省令に新たに追加又は削除等を行う規定について、以下記載することとする。

1 遮断機構に関する規定の削除

遮断機構の定義及び関係規定を削除したこと。（漏電火災警報器規格省令第2条、第5条、第9条、第26条、第27条、第34条及び第36条並びに旧第30条関係）

2 変流器の種別の簡素化及び受信機の種別の廃止

非互換性型の変流器及び受信機並びに2級受信機を廃止し、関係規定を削除したこと。（漏電火災警報器規格省令第3条、第5条、第9条、第11条、第24条、第25条及び第27条関係）

3 一般構造

部品が定格の範囲内で使用されることを追加するほか、所要の規定の整備を行ったこと。（漏電火災警報器規格省令第4条関係）

4 装置又は部品の構造及び機能

- (1) 電磁継電器の接点の材質を列記したこと。（漏電火災警報器規格省令第5条第2号ロ関係）
- (2) 電源変圧器、指示電気計器及びヒューズについて、JIS規格のうち準用していた部分を明記したこと。（漏電火災警報器規格省令第5条第3号イ、第5号及び第6号関係）
- (3) 「表示装置」を「表示灯」とし、その基準を規定する等所要の規定の整備を行ったこと。（漏電火災警報器規格省令第5条第4号関係）
- (4) スイッチについて、腐食のおそれがない材質であること明確化したこと。（漏電火災警報器規格省令第5条第5号関係）

5 附属装置

有害な附属装置を設けてはいけないこととしたこと。（漏電火災警報器規格省令第6条関係）

6 表示

自主表示対象機械器具等への移行に伴う改正等の所要の規定の整備を行ったこと。（漏電火災警報器規格省令第9条関係）

7 変流器の機能

- (1) 試験回路を図示したこと。（漏電火災警報器規格省令第11条第1項関係）
- (2) 公称作動電流を試験電流とすることで、試験の簡素化を図ったこと。（漏電火災警報器規格省令第11条第1項第2号関係）
- (3) 非互換性型に必要な要件を互換性型においても必要な要件としたこと。（漏電火災警報器規格省令第11条第1項第2号関係）

災警報器規格省令第11条第1項第3号関係)

第六 改正住宅用防災警報器等規格省令に関する事項

1 定温式住宅用防災警報器

周囲の温度により火災を感知する定温式住宅用防災警報器を住宅用防災警報器に追加し、定温式住宅用防災警報器の定義、機能等の規定の整備を行ったこと。(改正住宅用防災警報器等規格省令による改正後の住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。)第2条及び第7条の2関係)

2 連動型住宅用防災警報器

他の住宅用防災警報器と連動して火災を報知する連動型住宅用防災警報器について、その定義、機能等を明確化したこと。(住宅用防災警報器等規格省令第2条及び第3条関係)

3 電源電圧変動試験

住宅用防災警報器の性能を確認するため、一定の範囲内の電圧で使用した場合に、機能に異常を生じないことを確認する電源電圧変動試験を追加したこと。(住宅用防災警報器等規格省令第5条第1号関係)

4 消費電流測定試験

電源に電池を用いる住宅用防災警報器について、住宅用防災警報器の消費電流が設計値以下であることを確認する消費電流測定試験を追加したこと。(住宅用防災警報器等規格省令第5条第1号の2関係)

5 滴下試験

配線を通じて水分が機器本体に侵入した場合でも正常に機能することを確認するため、滴下試験を追加したこと。(住宅用防災警報器等規格省令第5条第3号の2関係)

6 粉塵試験

ほこり等による非火災報が発生することを防ぐため、粉塵試験を追加したこと。(住宅用防災警報器等規格省令第5条第6号の2関係)

7 表示

表示について所要の規定の整備を行ったこと。(住宅用防災警報器等規格省令第8条関係)

8 その他

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自

治省令第17号。以下「感知器規格省令」という。)及び中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。)についても、所要の規定の整備を行ったこと。(感知器規格省令第8条及び中継器規格省令第3条関係)

第七 エアゾール式簡易消火具規格省令に関する事項

1 趣旨・定義

この省令の趣旨、用語の定義を行ったこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第1条及び第2条関係)

2 構造

エアゾール式簡易消火具の容積、容器の材質などの構造について定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第3条関係)

3 消火性能等

(1) エアゾール式簡易消火具は、室内のくずかごや吸いがらなどの小規模の火災、天ぷら油の火災、ストーブの灯油の火災、自動車内に用いられるクッションの火災のうちいずれか一以上の消火が行えることが必要であることから、それぞれの火災に対する消火試験方法及び試験適合条件について定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第4条関係)

(2) 自動車に設置するための要件として、耐振動性と耐高温性が必要であることから、その試験方法及び試験適合条件について定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第20条関係)

(3) 通電した電気機具の火災に用いるエアゾール式簡易消火具として、放射したときに操作者が感電しないための条件を定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第21条関係)

4 操作機構

エアゾール式簡易消火具の操作方法及びその操作条件について定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第5条関係)

5 各種試験の要件

エアゾール式簡易消火具に必要な耐食性、放射性能、耐圧性、気密性及び耐衝撃性について、それぞれの試験方法及び試験適合条件を定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第6条及び第8条から第11条まで関係)

6 充てんガス及び消火剤の要件

エアゾール式簡易消火具に充てんするガス及び消火剤の要件について定めたこと。(エアゾール式簡易消火具規格省令第7条関係)

7 各部品の構造及び機能

エアゾール式簡易消火具に設ける部品等の構造及び機能について定めたこと。（エアゾール式簡易消火具規格省令第12条から第16条まで関係）

8 液化二酸化炭素用容器等の構造及び機能

液化二酸化炭素を充填した容器等の構造及び機能について定めたこと。（エアゾール式簡易消火具規格省令第17条から第19条まで関係）

9 表示

名称、使用方法、使用温度範囲、放射時間等の必要な表示について定めたこと。（エアゾール式簡易消火具規格省令第22条関係）

10 基準の特例

新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、総務大臣が認めた場合には、総務大臣が定める技術上の規格によることができることを定めたこと。（エアゾール式簡易消火具規格省令第23条関係）

第八 特例省令に関する事項

令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）第22条第2項の規定に基づき、次に掲げる消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器（以下「消防用ホース等」という。）のうち、ホース規格省令、結合金具規格省令及び漏電火災警報器規格省令（以下「ホース規格省令等」という。）の規定による技術上の規格に適合しないもので平成26年4月1日前のそれぞれの技術上の規格に係る型式承認を受けているものについて、平成26年4月1日から起算して13年間は消防用設備等の基準に適合しているものとしたこと。

- (1) ホース規格省令等の施行の際、現に存する防火対象物における消防用ホース等又は現に新築等の工事中の防火対象物に係る消防用ホース等
- (2) ホース規格省令等に適合する消防用ホース等を供用できる日として総務大臣が定める日（平成29年4月1日）の前日（平成29年3月31日）までに新築等の工事を開始した防火対象物に係る消防用ホース等
- (3) ホース規格省令等の施行の際、現に存する製造所等における消防用ホース等又は法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所等に係る消防用ホース等
- (4) ホース規格省令等に適合する消防用ホース等を供用できる日として総務大臣が定める日（平成29年4月1日）の前日（平成29年3月31日）までに法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事を開始した製造所等に係る消防用ホース等

第九 特例告示に関する事項

令第30条第2項及び危険物政令第22条第2項の規定に基づき、ホース規格省令等

に適合する消防用ホース等を供用できる日として総務大臣が定める日を平成29年4月1日としたこと。

第十 屋内消火栓等基準告示に関する事項

本省令は新たに制定するものではあるが、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成13年消防庁告示第36号）の規定を基本としたものであることから、当該告示に新たに追加又は削除等を行う規定について、以下記載することとする。

1 趣旨・用語の意義

屋内消火栓設備の技術上の基準の見直しを行ったことに伴い、1人で操作できる屋内消火栓設備の消防用ホースの基準等について規定したことから、趣旨及び用語の意義についても必要な事項を規定したこと。（屋内消火栓等基準告示第1及び第2関係）

2 放水用設備の構造及び機能

簡易操作型放水用設備の操作性など放水用設備の構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ったこと。（屋内消火栓等基準告示第3関係）

3 消火栓弁の構造及び機能

消火栓弁の使用時に、減圧装置が腐食しその機能を損なわないような材料とするとともに、流水により変形・破損等が生じない構造とすることを規定し、自動式開閉弁の構造及び機能についても明確化を図ったこと。（屋内消火栓等基準告示第4関係）

4 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能

消防用ホースと結合金具が、強度不足により抜け落ちた事例等を踏まえ、消防用ホースと消防用ホース用結合金具の装着部の強度や耐圧性能等について規定したこと。（屋内消火栓等基準告示第11関係）

5 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能については、これまで運用の中で確認を行っていたが、その基準について明確化を図ったこと。（屋内消火栓等基準告示第12関係）

6 表示

表示について所要の規定の整備を行ったこと。（屋内消火栓等基準告示第13関係関係）

第十一 エアゾール式簡易消火具廃止告示に関する事項

エアゾール式簡易消火具規格省令の制定に伴い、エアゾール式簡易消火具に関する件（昭和57年消防庁告示第6号）を廃止したこと。

第十二 施行期日等に関する事項

1 施行期日

(1) 改正令の施行期日

改正令は、平成26年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。（改正令附則第1条関係）

ア 4の一部 公布の日

イ 第一3 平成25年10月1日

ウ 第一4 平成27年4月1日

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成26年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。（改正規則附則第1条関係）

ア 第二2 平成25年10月1日

イ 第二1 平成27年4月1日

(3) ホース規格省令、結合金具規格省令、漏電火災警報器規格省令、改正住宅用防災警報器規格省令、エアゾール式簡易消火具規格省令、特例省令、特例告示及びエアゾール式簡易消火具廃止告示は、平成26年4月1日から施行することとしたこと。

（ホース規格省令、結合金具規格省令、漏電火災警報器規格省令、改正住宅用防災警報器規格省令、エアゾール式簡易消火具規格省令、特例省令、特例告示及びエアゾール式簡易消火具廃止告示附則関係）

(4) 屋内消火栓等基準告示は、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

（屋内消火栓等基準告示附則第1項関係）

2 経過措置

(1) 改正令の施行前に検定合格の表示が付され、又は法第21条の2第4項（検定対象機械器具等の販売等の制限）の規定に違反して販売され、販売の目的で陳列され、若しくはその設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用された消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器については、検定対象機械器具等とみなして、法第4章の2第1節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用することとしたこと。（改正令附則第2条第1項関係）

(2) 改正令の施行の際現に総務大臣が行う型式承認に係る試験を申請し、かつ、その試験結果が通知されていない消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器の当該試験に係る手数料で既に納付されたものは、返還するものとしたこと。（改正令附則第2条第2項関係）

(3) 住宅用防災警報器については、平成31年3月31日までの間は、検定を受けることを要しないものとし、法第21条の2第4項（検定対象機械器具等の販売等の制限）の規定は、適用しないこととしたこと。（改正令附則第3条関係）

(4) エアゾール式簡易消火具については、平成29年3月31日までの間は、法第21条の16の2の規定（自主表示対象機械器具等の販売等の制限）は、適用しないこととしたこと。（改正令附則第4条関係）

- (5) 第一４の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ及びハ並びに（１６）項イに掲げる防火対象物（同表（１６）項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（６）項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ及びハ並びに（１６）項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、平成２８年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第５条第１項関係）
- (6) 第一４の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ及びハ並びに（１６）項イに掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（６）項ロ及びハ並びに（１６）項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第５条第２項関係）
- (7) 第一１、２及び３の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第６条関係）
- (8) 第二２の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成２６年３月３１日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管に係る技術上の基準の細目については、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第１項関係）
- (9) 第二３の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における漏電火災警報器に係る技術上の基準の細目については、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第２項関係）
- (10) 第二４の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における無線通信補助設備に係る技術上の基準の細目については、平成２８年５月３１日又は施行の日から起算して２年２月を超えない範囲内において消防長若しくは消防署長が定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第３項関係）
- (11) 改正住宅用防災警報器規格省令の施行の際、現に存する住宅若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成３１年３月３１日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器に係る技術上の規格については、なお従前の例によることとしたこと。（改正住宅用防災警報器規格省令附則第２条関係）
- (12) 屋内消火栓等基準告示の際、現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現

に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成26年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具に係る技術上の基準については、なお従前の例によることとしたこと。（屋内消火栓等基準告示附則第3項関係）

3 危険物政令の一部改正

令第37条及び41条の改正に伴い、危険物政令の規定の整理を行ったこと。（改正令附則第7条関係）

4 その他

令等について所要の規定の整備を行ったこと。

第十三 その他

今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

政令第八十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項、第八条の二第一項、第八条の二の二第二項、第八条の二の四、第八条の二の五第一項、第八条の三第一項、第十七条第一項、第十七条の二の五、第十七条の三第二項、第十七条の三の二、第十七条の三の三、第二十一条の二第一項、第二十一条の十五第一項及び第二十一条の十六の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の六第一号中「次条」の下に「及び第三十七条第七号」を加え、同条第二号中「第三十七条第七号から第七号の三まで」を「第三十七条第四号から第六号まで」に改める。

第十一条第三項第一号中ホをへとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする事。

第十一条第三項第二号中「第一項」を「第一項各号」に、「次に」を「次のイ若しくはロに」に改め、同

号イ及びロを次のように改める。

イ 次に掲げる基準

- (1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。
- (2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。
- (3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。
- (4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- (5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において

、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとする。

(6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ 次に掲げる基準

(1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

(2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。

(3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。

(4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が

二を超えるときは、二とする。)に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものとする。

(6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

第十一条第三項第二号ハからホまでを削る。

第十二条第四項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。

第十五条の見出し中「泡^{あわ}消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条中「泡^{あわ}消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条第一号中「泡^{あわ}消火設備の泡^{あわ}放出口」を「泡消火設備の泡放出口」に改め、同条第二号中「泡^{あわ}

消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条第六号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「泡消火薬剤」を「泡消火薬剤」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「泡消火薬剤」を「泡消火薬剤」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「泡消火設備の泡放射用器具」を「泡消火設備の泡放射用器具」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 移動式の泡消火設備の消防用ホースの長さは、当該泡消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 移動式の不活性ガス消火設備のホースの長さは、当該不活性ガス消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 移動式のハロゲン化物消火設備のホースの長さは、当該ハロゲン化物消火設備のホース接続口からの

水平距離が二十メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする
こと。

第十八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 移動式の粉末消火設備のホースの長さは、当該粉末消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

第十九条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 屋外消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋外消火栓設備のホース接続口からの水平距離が四十メートルの範囲内の当該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとする。

第十九条第四項中「泡消火設備」を「泡消火設備」に、「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改める。

第二十条第四項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未満のものにあつては四十メートル、〇・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができるとする長さとする。

第二十条第五項第一号中「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改め、同項第二号中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に、あわ「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同項第三号中「あわ泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

第三十七条中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第七号の二を第五号とし、第七号の三を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 住宅用防災警報器

第三十七条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 消防用ホース

第四十一条に次の三号を加える。

四 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具

五 エアゾール式簡易消火具

六 漏電火災警報器

別表第一(六)項ロ及びハを次のように改める。

ロ 次に掲げる防火対象物

- (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施

設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、「同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 救護施設

(3) 乳児院

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

ハ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター

、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 更生施設

(3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）

(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に

規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十
三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定
する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

別表第三中消防用ホースの項及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器	一件につき	十六万六千二百円	一個につき	五十円
----------	-------	----------	-------	-----

別表第三備考中「、消防用ホース、結合金具」及び「、漏電火災警報器」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に
定める日から施行する。

- 一 第十二条第四項の改正規定 公布の日
- 二 第十一条第三項、第十五条から第十八条まで、第十九条第三項及び第二十条第四項の改正規定並びに
附則第六条の規定 平成二十五年十月一日

三 別表第一(六)項ロ及びハの改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年四月一日

(消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に消防法（以下「法」という。）第二十一条の九第一項の規定による表示が付され、又は法第二十一条の二第四項の規定に違反して販売され、販売の目的で陳列され、若しくはその設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用された消防用ホース、結合金具（消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具をいう。次項において同じ。）又は漏電火災警報器については、この政令による改正後の消防法施行令（附則第五条において「新令」という。）第三十七条及び第四十一条の規定にかかわらず、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等とみなして、法第四章の二第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

2 この政令の施行の際現に法第二十一条の十一第一項の規定による試験を申請し、かつ、同条第三項において準用する法第二十一条の三第三項の規定によりその試験結果が通知されていない消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器の当該試験に係る手数料で既に納付されたものは、返還するものとする。

(住宅用防災警報器に関する経過措置)

第三条 住宅用防災警報器については、平成三十一年三月三十一日までの間は、法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、法第四章の二第一節の規定による検定を受けることを要しないものとし、同条第四項の規定は、適用しない。

(エアゾール式簡易消火具に関する経過措置)

第四条 エアゾール式簡易消火具については、平成二十九年三月三十一日までの間は、法第二十一条の十六の二の規定は、適用しない。

(防火対象物の用途の改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物(同表(イ)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(イ)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二條及び第二十六條の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替への工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(共)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条までの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(危険物の規制に関する政令の一部改正)

第七条 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第四号まで、第六号から第七号の三まで若しくは第九号から第十一号まで又は同令第四十一条各号」を「第六号まで若しくは第八号から第十号まで又は同令第四十一条第一号から第四号まで」

に改める。

理由

消防の用に供する機械器具等の使用及び防火対象物における火災予防の実態に鑑み、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の範囲を変更するとともに、屋内消火栓設備の技術上の基準の緩和及び防火対象物の用途区分の変更を行う必要があるからである。

消防法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

目次

○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）	1
○ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（附則第七条関係）	18

改正案	現行
<p>（住宅用防災機器）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>一 住宅用防災警報器（住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。次条及び第三十七条第七号において同じ。）</p> <p>二 住宅用防災報知設備（住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（その部分であつて、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で第三十七条第四号から第六号までに掲げるものに該当するもの）については、これらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に適合するものに限る。）をいう。次条において同じ。）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（住宅用防災機器）</p> <p>第五条の六（略）</p> <p>一 住宅用防災警報器（住宅（法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器をいう。次条において同じ。）</p> <p>二 住宅用防災報知設備（住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（その部分であつて、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等で第三十七条第七号から第七号の三までに掲げるものに該当するもの）については、これらの検定対象機械器具等について定められた法第二十一条の二第二項の技術上の規格に適合するものに限る。）をいう。次条において同じ。）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>

一 (略)

イ (略)

ロ 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

ヘ (略)

二 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分で、前号に掲げる防火対象物又はその部分以外のもの 同号又は次のイ若しくはロに掲げる基準

イ 次に掲げる基準

(1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

(2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さ

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)

二 第一項 に掲げる防火対象物又はその部分で、前号に掲げる防火対象物又はその部分以外のもの 同号又は次に掲げる基準

イ 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分か

ら一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

とすること。

(3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。

(4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

(5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合には、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものであるとする。

(6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ 次に掲げる基準

ロ 水源は、その水量が屋内消火栓の設備個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

- (1) 屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。
- (2) 屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。
- (3) 屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとする。
- (4) 水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- (5) 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものであること。
- (6) 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設

けること。

(7) 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

4 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前条第二項の規定は、第一項第五号に掲げる防火対象物について準用する。

(泡消火設備に関する基準)

第十五条 第十三条に規定するもののほか、泡消火設備の設置及び

4 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 前条第二項の規定は、第一項第四号に掲げる防火対象物について準用する。

(泡消火設備に関する基準)

第十五条 第十三条に規定するもののほか、泡消火設備の設置及び

ハ 屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとする。

ニ 水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

ホ 屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 固定式の泡消火設備の泡放出口は、防護対象物の形状、構造、性質、数量又は取扱いの方法に応じ、標準放射量で当該防護対象物の火災を有効に消火することができるように、総務省令で定めるところにより、必要な個数を適当な位置に設けること。

二 移動式の泡消火設備のホース接続口は、すべての防護対象物について、当該防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

三 移動式の泡消火設備の消防用ホースの長さは、当該泡消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

四 移動式の泡消火設備の泡放射用器具を格納する箱は、ホース接続口から三メートル以内の距離に設けること。

五 水源の水量又は泡消火薬剤の貯蔵量は、総務省令で定めるところにより、防護対象物の火災を有効に消火することができる量以上の量となるようにすること。

六 泡消火薬剤の貯蔵場所及び加圧送液装置は、点検に便利で、火災の際の延焼のおそれ及び衝撃による損傷のおそれが少なく、かつ、薬剤が変質するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 固定式の泡消火設備の泡放出口は、防護対象物の形状、構造、性質、数量又は取扱いの方法に応じ、標準放射量で当該防護対象物の火災を有効に消火することができるように、総務省令で定めるところにより、必要な個数を適当な位置に設けること。

二 移動式の泡消火設備のホース接続口は、すべての防護対象物について、当該防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

三 移動式の泡消火設備の泡放射用器具を格納する箱は、ホース接続口から三メートル以内の距離に設けること。

四 水源の水量又は泡消火薬剤の貯蔵量は、総務省令で定めるところにより、防護対象物の火災を有効に消火することができる量以上の量となるようにすること。

五 泡消火薬剤の貯蔵場所及び加圧送液装置は、点検に便利で、火災の際の延焼のおそれ及び衝撃による損傷のおそれが少なく、かつ、薬剤が変質するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

い。

七| 泡消火設備には、非常電源を附置すること。

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十六条 (略)

一〇三 (略)

四| 移動式の不活性ガス消火設備のホースの長さは、当該不活性ガス消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができ、る長さとする。

五| (略)

六| (略)

七| (略)

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第十七条 (略)

一・二 (略)

三| 移動式のハロゲン化物消火設備のホースの長さは、当該ハロゲン化物消火設備のホース接続口からの水平距離が二十メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。

四| (略)

い。

六| 泡消火設備には、非常電源を附置すること。

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十六条 (略)

一〇三 (略)

四| (略)

五| (略)

六| (略)

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)

第十七条 (略)

一・二 (略)

三| (略)

五| (略)
六| (略)

(粉末消火設備に関する基準)

第十八条 (略)

一・二 (略)

三| 移動式の粉末消火設備のホースの長さは、当該粉末消火設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする
こと。

四| (略)

五| (略)

六| (略)

(屋外消火栓設備に関する基準)

第十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二| 屋外消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋外消火栓設備のホース接続口からの水平距離が四十メートルの範囲内の当該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとするこ

四| (略)
五| (略)

(粉末消火設備に関する基準)

第十八条 (略)

一・二 (略)

三| (略)

四| (略)

五| (略)

(屋外消火栓設備に関する基準)

第十九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

と。

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)

4 第一項の建築物にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は動力消防ポンプ設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、前条若しくは次条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について屋外消火栓設備を設置しないことができる。

(動力消防ポンプ設備に関する基準)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未

- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)

4 第一項の建築物にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は動力消防ポンプ設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、前条若しくは次条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について屋外消火栓設備を設置しないことができる。

(動力消防ポンプ設備に関する基準)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

満のものにあつては四十メートル、○・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとする。

三 (略)

四 (略)

5 (略)

一 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋外消火栓設備を前条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二 第一項第一号に掲げる防火対象物の一階又は二階に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

三 第一項第二号に掲げる建築物の一階又は二階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二 (略)

三 (略)

5 (略)

一 第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋外消火栓設備を前条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二 第一項第一号に掲げる防火対象物の一階又は二階に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

三 第一項第二号に掲げる建築物の一階又は二階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(検定対象機械器具等の範囲)

第三十七条 (略)

一(三) (略)

四| 火災報知設備の感知器(火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。)又は発信機

五| 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。)に使用する中継器(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。)

六| 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第三において「受信機」という。)

七| 住宅用防災警報器

八| 閉鎖型スプリンクラーヘッド

九| スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備(次号

(検定対象機械器具等の範囲)

第三十七条 (略)

一(三) (略)

四| 消防用ホース

五| 削除

六| 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具(別表第三において「結合金具」という。)

七| 火災報知設備の感知器(火災によつて生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。)又は発信機

七の二| 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定めるものを除く。以下次号までにおいて同じ。)に使用する中継器(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継器を含む。別表第三において「中継器」という。)

七の三| 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。別表第三において「受信機」という。)

八| 漏電火災警報器

九| 閉鎖型スプリンクラーヘッド

十| スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備(次号

において「スプリンクラー設備等」という。）に使用する流水
検知装置（別表第三において「流水検知装置」という。）

十 | スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接
続部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三
において「一斉開放弁」という。）

十一 | 金属製避難はしご

十二 | 緩降機

（自主表示対象機械器具等の範囲）

第四十一条（略）

一 | 動力消防ポンプ

二 | 消防用ホース

三 | 消防用吸管

四 | 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消
防用吸管に使用するねじ式の結合金具

五 | エアゾール式簡易消火具

六 | 漏電火災警報器

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二
の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二
十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条
の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

において「スプリンクラー設備等」という。）に使用する流水
検知装置（別表第三において「流水検知装置」という。）

十一 | スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接
続部の内径が三百ミリメートルを超えるものを除く。別表第三
において「一斉開放弁」という。）

十二 | 金属製避難はしご

十三 | 緩降機

（自主表示対象機械器具等の範囲）

第四十一条（略）

一 | 動力消防ポンプ

二 | 消防用吸管

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二
の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二
十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条
の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一)～(五)	(略)
	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p>

(一)～(五)	(略)
	<p>イ 病院、診療所又は助産所</p> <p>ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</p>

(六)

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

ハ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げる

(六)

ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、

老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入

ものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 更生施設

(3) 助産施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)

(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同

所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項若しくは第四項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項、第八項、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

(七) (円)	<p>条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
---------	---

別表第三（第三十七条、第四十条関係）

検定対象機械器具等の種別	(略)	試験の手数料の額	(略)	型式適合検定の手数料の額	(略)
(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)
住宅用防災警報器	受信機 GR型	一件につき 十六万六千三百円	(略)	一個につき 五十円	(略)

(七) (円)	<p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
---------	----------------------

別表第三（第三十七条、第四十条関係）

検定対象機械器具等の種別	(略)	試験の手数料の額	(略)	型式適合検定の手数料の額	(略)
消防用ホース	ゴム引 麻	一件につき一万七千二百円を超えない範囲内において総務大臣が定める額	一本につき二百二十円	一本につき 八十円	(略)
結合金具	差し口 受け口	一件につき二百円 一件につき二百円	一個につき二十五円	一個につき二十五円	(略)
受信機	GR型 変流器	(略) 一件につき 七千六百元	(略)	一個につき 九十円	(略)
警報器	受信機	一件につき	一個につき 九十円	一個につき 九十円	(略)
漏電火災					

(略)	(略)	(略)	備考 検定対象機械器具等の種別の欄中消火器 、火災報知設備、受信機 及び金属製 避難はしごの細分として定める用語並びに試験の手数料の額の 欄及び型式適合検定の手数料の額の欄中多信号機能、自動試験 機能、遠隔試験機能、蓄積式、アナログ式及び二信号式の用語 の意義については、総務大臣が定めるところによる。
-----	-----	-----	---

(略)	(略)	(略)	七千六百円	備考 検定対象機械器具等の種別の欄中消火器、消防用ホース、 結合金具、火災報知設備、受信機、漏電火災警報器及び金属製 避難はしごの細分として定める用語並びに試験の手数料の額の 欄及び型式適合検定の手数料の額の欄中多信号機能、自動試験 機能、遠隔試験機能、蓄積式、アナログ式及び二信号式の用語 の意義については、総務大臣が定めるところによる。
-----	-----	-----	-------	---

改 正 案	現 行
<p>（消火設備及び警報設備の規格）</p> <p>第二十二條 消火設備若しくは警報設備又はこれらの部分である機械器具（以下この条において「消火設備等」という。）で消防法施行令第三十七條第一号から第六号まで若しくは第八号から第十号まで又は同令第四十一條第一号から第四号までに掲げるものに該当するものは、これらの消火設備等について定められた法第二十一條の二第二項又は法第二十一條の十六の三第一項の技術上の規格に適合するものでなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十一條の二第二項又は法第二十一條の十六の三第一項の規定に基づく技術上の規格に関する総務省令の規定の施行又は適用の際、現に存する製造所等における消火設備等又は現に法第十一條第一項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所等に係る消火設備等のうち消防法施行令第三十七條第一号から第六号まで若しくは第八号から第十号まで又は同令第四十一條第一号から第四号までに掲げるものに該当するもので当該技術上の規格に関する総務省令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、総務省令で、一定の期間を限つて、前項の特例を定めることができる</p>	<p>（消火設備及び警報設備の規格）</p> <p>第二十二條 消火設備若しくは警報設備又はこれらの部分である機械器具（以下この条において「消火設備等」という。）で消防法施行令第三十七條第一号から第四号まで、第六号から第七号の三まで若しくは第九号から第十一号まで又は同令第四十一條各号に掲げるものに該当するもので当該技術上の規格に関する総務省令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、総務省令で、一定の期間を限つて、前項の特例を定めることができる</p>

。当該技術上の規格に関する総務省令の規定の施行又は適用の日から当該規定による技術上の規格に適合する消火設備等を供用することができる日として総務大臣が定める日の前日までの間において法第十一条第一項の規定による許可に係る設置又は変更の工事が開始された製造所等に係る消火設備等のうち消防法施行令第三十七条第一号から第六号まで若しくは第八号から第十号まで又は同令第四十一条第一号から第四号までに掲げるものに該当するもので当該技術上の規格に関する総務省令の規定に適合しないものについても、同様とする。

。当該技術上の規格に関する総務省令の規定の施行又は適用の日から当該規定による技術上の規格に適合する消火設備等を供用することができる日として総務大臣が定める日の前日までの間において法第十一条第一項の規定による許可に係る設置又は変更の工事が開始された製造所等に係る消火設備等のうち消防法施行令第三十七条第一号から第四号まで、第六号から第七号の三まで若しくは第九号から第十一号まで又は同令第四十一条各号に掲げるものに該当するもので当該技術上の規格に関する総務省令の規定に適合しないものについても、同様とする。

○総務省令第二十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の三第二項、第二十一条の九第一項及び第二十一条の十六の三第一項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十一条第三項、第十二条第二項、第二十九条第二項、第三十三条及び別表第一(六)項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 令別表第一(六)項口(1)の総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる区分とする。

4 令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 令別表第一(六)項ロ(1)に規定する避難が困難な要介護者（次号において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

二 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）

5 令別表第一(六)項ロ(5)の総務省令で定める区分は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）第二条第四号から第六号までに掲げる区分とする。

6 令別表第一(六)項ハ(1)の総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。）とする。

7 令別表第一(六)項ハ(3)の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は

業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（同項ロに掲げるものを除く。）とする。

第六条第一項中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に、「第五条第三項第一号」を「第五条第八項第一号」に改める。

第十条中「第五条第三項第二号」を「第五条第八項第二号」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準）

第十一条の二 令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。

二 延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。

第十二条第一項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ又はロ」に改め、同条第一項第一号を次のように改める。

一 屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとする事。

第十二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものとする事。

第十二条第一項第二号中「次号ロ」の下に「又はハ(イ)」を加え、同項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ 屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとする事。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ) 屋内消火栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設ける事。

(ロ) 消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設ける事。

第十二条第一項第六号イ及び第七号ホ中「屋内消火栓の」を「屋内消火栓設備の」に改め、同号へ(ロ)中「延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること」を「前条各号の基準に適合するように設けること」に改め、同条第二項中「第十一条第三項第二号イからホまで」を「第十一条第三項第二号イ」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条に次の一項を加える。

3 令第十一条第三項第二号ロに規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、

第一項（第六号へ並びに第七号ハ(イ)及びへを除く。）及び前項（第二号から第五号までを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとする。

二 ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該

設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とする。

第十三条の六第三項第三号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号に次のように加える。

ハ 補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとする。この場合において、ロの規定は適用しない。

(イ) 補助散水栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ) 消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

第十三条の六第三項第五号中「に設けること」を「又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとする」に改め、同項第六号中「延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること」を「第十一条の二各号の基準に適合するように設けること」に改め、同項第七号中「補助散水栓」の下に「及び放水に必要な器具」を加える。

第十四条第一項第十一号中「第十二条第二項第四号、第五号若しくは第六号ロ」を「第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロ」に改める。

第十八条第四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 移動式の泡消火設備の消防用ホースは、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 屋外消火栓設備の放水器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十二條第十号二中「屋外消火栓」を「屋外消火栓設備」に改める。

第二十四條の三第一項及び第二項を削り、同條第三項中「前二項に定めるもののほか、」を削り、同項第五号中「設ける漏電火災警報器は、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は、」を「漏電火災警報器を設ける場合にあつては、その作動と連動して電流の遮断を行う装置を」に改め、同項を同條とする。

第三十一條第六号口中「二本以上とすること」を「二本以上とするほか、消防庁長官の定める基準に適合するものであること」に改める。

第三十一條の二の二第一号中「百五十メガヘルツ帯又は消防長若しくは」を「消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長又は」に改める。

第三十四條の四中「第三十七條第七号の二」を「第三十七條第五号」に改める。

別表第二中消防用ホース及び結合金具の項を削り、漏電火災警報器の項を次のように改める。

住宅用防災警報器		完成品	七個	二十個
電源変圧器			三個	

別表第二備考中「漏電火災警報器の変流器若しくは受信機」を「住宅用防災警報器」に改める。

別表第三中「漏電火災警報器の変流器又は受信機」を削り、消防用ホース及び結合金具の項を削り、同表

中「流水検知装置

一斉開放弁

を「流水検知装置

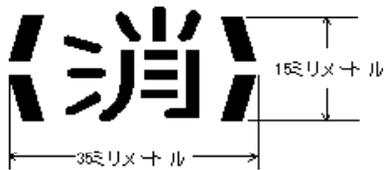
一斉開放弁

に改める。

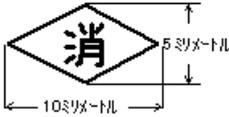
住宅用防災警報器

別表第四中動力消防ポンプの項の次に次のように加える。

消防用ホース



別表第四中消防用吸管の項の次に次のように加える。

<p>結合金具</p> <p>エアゾール式簡易消火具</p> <p>漏電火災警報器の変流器又は受信機</p>	
<p>結合金具</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条の次に一条を加える改正規定、第十二条、第十三条の六第三項、第十四条第一項、第十八条第四項、第二十二条及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定 平成二十五年十月一日

二 第五条、第六条第一項及び第十条の改正規定 平成二十七年四月一日

(経過措置)

第二条 附則第一条第一号の規定の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管のうち、改正後の消防法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条の二、第十二条、第十三条の六、第十八条、第二十二條及び第三十一条の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における漏電火災警報器のうち、新規則第二十条の三の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における無線通信補助設備のうち、新規則第三十一条の二の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十八年五月三十一日又は施行の日から起算して二年二月を超えない範囲内において消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）若しくは消防署長が定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第三条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ中「第三十七条第一項第四号」を「第四十一条第二号」に改め、同条第三項第一号ハ中「第三十七条第一項第六号」を「第四十一条第四号」に改める。

消防法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

目次

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）	1
○ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）（附則第三条関係）	20

改 正 案	現 行
<p>（防火対象物の用途の指定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定める区分は、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項第三号から第五号までに掲げる区分とする。</p> <p>4 令別表第一(六)項ロ(1)の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 令別表第一(六)項ロ(1)に規定する避難が困難な要介護者（次号において「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（同項イに掲げるものを除く。）</p>	<p>（防火対象物の用途の指定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p>

5| 令別表第一(六)項ロ(5)の総務省令で定める区分は、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)第二条第四号から第六号までに掲げる区分とする。

6| 令別表第一(六)項ハ(1)の総務省令で定めるものは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設(同項イ及びロ(1)に掲げるものを除く。)とする。

7| 令別表第一(六)項ハ(3)の総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設(同項ロに掲げるものを除く。)とする。

8| (略)

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第八項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技

3| (略)

(大型消火器以外の消火器具の設置)

第六条 令第十条第一項各号に掲げる防火対象物(第五条第三項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。)又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。)を、その能力単位の数値(消火器にあつては消火器の技

術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第
三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水
バケツにあつては容量八リットル以上のものを三個を一単位として
算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以
上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のも
の一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六
個以上を有する容量百九十リットル以上のものを二・五単位
として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップ
を有する五十リットル以上のものを一塊を〇・五単位として算定し
た消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはス
コップを有する百六十リットル以上のものを一塊を一単位として算
定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。）の合計数が、当
該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定め
る面積で除して得た数（第五条第八項第一号に掲げる舟にあつて
は、一）以上の数値となるように設けなければならない。

（表略）

257 （略）

（車両に係る消火器具に関する基準）

第十条 第五条第八項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及
び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若
しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところに

術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第
三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水
バケツにあつては容量八リットル以上のものを三個を一単位として
算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以
上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のも
の一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六
個以上を有する容量百九十リットル以上のものを二・五単位
として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップ
を有する五十リットル以上のものを一塊を〇・五単位として算定し
た消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはス
コップを有する百六十リットル以上のものを一塊を一単位として算
定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。）の合計数が、当
該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定め
る面積で除して得た数（第五条第三項第一号に掲げる舟にあつて
は、一）以上の数値となるように設けなければならない。

（表略）

257 （略）

（車両に係る消火器具に関する基準）

第十条 第五条第三項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及
び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若
しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところに

よる。

(地下街等に設置することができるハロゲン化物消火器等)

第十一条 (略)

(一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準)

第十一条の二 令第十一条第三項第二号イ③及びロ③の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和四十三年自治省令第二十七号)第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。

二 延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 屋内消火栓設備(令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとする事

よる。

(地下街等に設置することができるハロゲン化物消火器等)

第十一条 (略)

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 屋内消火栓設備(令第十一条第三項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 屋内消火栓は、次のイ及びロに定めるところによること。
イ 屋内消火栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること。

。|

一の二 屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものとする。

二 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、次号ロ又はハ(イ)の規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。

三 屋内消火栓設備の設置の標示は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。

ロ 屋内消火栓箱の上部に、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

ハ 屋内消火栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の(イ)及び(ロ)に適合するものとする。この場合において、(イ)の規定は適用しない。

(イ) 屋内消火栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

ロ 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

二 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。ただし、次号ロの規定により設けた赤色の灯火を点滅させることにより加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。

三 屋内消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 屋内消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。

ロ 屋内消火栓箱の上部に、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ) 消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

三の二五 (略)

六 配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イ 専用とすること。ただし、屋内消火栓設備の起動装置を操作することにより直ちに他の消火設備の用途に供する配管への送水を遮断することができる等当該屋内消火栓設備の性能に支障を生じない場合においては、この限りでない。

ロリ (略)

七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。

イスニ (略)

ホ 加圧送水装置には、当該屋内消火栓設備のノズルの先端における放水圧力が〇・七メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ヘ 起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のP型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。ただし、直接操作できるものうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式の

三の二五 (略)

六 配管は、次のイからリまでに定めるところによること。

イ 専用とすること。ただし、屋内消火栓の起動装置を操作することにより直ちに他の消火設備の用途に供する配管への送水を遮断することができる等当該屋内消火栓設備の性能に支障を生じない場合においては、この限りでない。

ロリ (略)

七 加圧送水装置は、次のイからチまでに定めるところによること。

イスニ (略)

ホ 加圧送水装置には、当該屋内消火栓のノズルの先端における放水圧力が〇・七メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ヘ 起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のP型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。ただし、直接操作できるものうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式の

ものであり、かつ、次の(イ)及び(ロ)に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

(ロ) 消防用ホースは、前条各号の基準に適合するように設けること。

ト・チ (略)

八・九 (略)

2 令第十一条第三項第二号イ に規定する屋内消火栓設備

の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前項(第六号へ、第七号イイ、ロイ、ハイ及び(ロ)並びにへを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

二 主配管のうち、立上り管は、管の呼びで三十二ミリメートル以上のものとする。

三 高架水槽を用いる加圧送水装置の落差(水槽の下端からホース接続口までの垂直距離をいう。以下この号において同じ。)は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$H \parallel h_1 + h_2 + 2.5m$$

Hは、必要な落差(単位 メートル)

h₁は、消防用ホースの摩擦損失水頭(単位 メートル)

ものであり、かつ、次の(イ)及び(ロ)に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

(ロ) 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。

ト・チ (略)

八・九 (略)

2 令第十一条第三項第二号イからホまでに規定する屋内消火栓設備

の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前項(第六号へ、第七号イイ、ロイ、ハイ及び(ロ)並びにへを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

二 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。

三 主配管のうち、立上り管は、管の呼びで三十二ミリメートル以上のものとする。

四 高架水槽を用いる加圧送水装置の落差(水槽の下端からホース接続口までの垂直距離をいう。以下この号において同じ。)は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$H \parallel h_1 + h_2 + 2.5m$$

Hは、必要な落差(単位 メートル)

h₁は、消防用ホースの摩擦損失水頭(単位 メートル)

h 2 は、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）

四| 圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$P \geq p 1 + p 2 + p 3 + 0.25 \text{ MPa}$$

P は、必要な圧力（単位 メガパスカル）

p 1 は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧（単位 メガパスカル）

p 2 は、配管の摩擦損失水頭圧（単位 メガパスカル）

p 3 は、落差の換算水頭圧（単位 メガパスカル）

五| ポンプを用いる加圧送水装置は、次に定めるところによること。

イ ポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に七十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

ロ ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$H \geq h 1 + h 2 + h 3 + 2.5 \text{ m}$$

H は、ポンプの全揚程（単位 メートル）

h 1 は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位 メートル）

h 2 は、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）

h 3 は、落差（単位 メートル）

h 2 は、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）

五| 圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$P \geq p 1 + p 2 + p 3 + 0.25 \text{ MPa}$$

P は、必要な圧力（単位 メガパスカル）

p 1 は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧（単位 メガパスカル）

p 2 は、配管の摩擦損失水頭圧（単位 メガパスカル）

p 3 は、落差の換算水頭圧（単位 メガパスカル）

六| ポンプを用いる加圧送水装置は、次に定めるところによること。

イ ポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に七十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

ロ ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$H \geq h 1 + h 2 + h 3 + 2.5 \text{ m}$$

H は、ポンプの全揚程（単位 メートル）

h 1 は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位 メートル）

h 2 は、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）

h 3 は、落差（単位 メートル）

六 加圧送水装置は、直接操作により起動できるものであり、かつ、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動することができるものであること。

3 令第十一条第三項第二号に規定する屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、第一項（第六号へ並びに第七号ハイ及びヘを除く。）及び前項（第二号から第五号までを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 主配管のうち、立上り管は、管の呼びで四十ミリメートル以上のものとする。

二 ポンプを用いる加圧送水装置のポンプの吐出量は、屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に九十リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

（スプリンクラー設備の水源の水量等）

第十三条の六（略）

2（略）

3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。

一・二（略）

三 補助散水栓の設置の表示は、次のイからハまでに定めるところ

七 加圧送水装置は、直接操作により起動できるものであり、かつ、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動することができるものであること。

（スプリンクラー設備の水源の水量等）

第十三条の六（略）

2（略）

3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならぬ。

一・二（略）

三 補助散水栓の設置の表示は、次のイ及びロに定めるところ

ろによること。

イ 補助散水栓箱には、その表面に「消火用散水栓」と表示すること。

ロ 補助散水栓の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

ハ 補助散水栓の開閉弁を天井に設ける場合にあつては、次の

(イ)及び(ロ)に適合するものとする。この場合において、(ロ)の規定は適用しない。

(イ) 補助散水栓箱の直近の箇所には、取付け位置から十メートル離れたところで、かつ、床面からの高さが一・五メートルの位置から容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

(ロ) 消防用ホースを降下させるための装置の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

四 ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

五 補助散水栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置又は天井に設けること。ただし、当該開閉弁を天井に設ける場合にあつては、当該開閉弁は自動式のものとする。

ろによること。

イ 補助散水栓箱には、その表面に「消火用散水栓」と表示すること。

ロ 補助散水栓の上部には、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿って十メートル離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。

四 ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

五 補助散水栓の開閉弁は、床面からの高さが一・五メートル以下の位置に設けること。

六 消防用ホースは、第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。

七 補助散水栓及び放水に必要な器具は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備(次項に定めるものを除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第三項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号の規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イ(ホ) (略)

十一の二〇十三 (略)

2 (略)

(泡消火設備に関する基準の細目)

六 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること。

七 補助散水栓 は、消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備(次項に定めるものを除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第三項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第四号、第五号若しくは第六号の規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イ(ホ) (略)

十一の二〇十三 (略)

2 (略)

(泡消火設備に関する基準の細目)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所に設けるものは、固定式のものとする。

一の二 道路の用に供される部分には、固定式の泡消火設備を設けること。ただし、屋上部分に設けられるものにあつては、この限りでない。

二 防護対象物のうち床面からの高さが五メートルを超える場所に設ける高発泡用泡放出口を用いる泡消火設備は、全域放出口のものとする。

三 移動式の泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、低発泡のものに限ること。

三の二 移動式の泡消火設備の消防用ホースは、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

四 移動式の泡消火設備の表示は、次に定めるところによること。

イ 泡放射用器具を格納する箱にはその表面に「移動式泡消火設備」と表示すること。

ロ 泡放射用器具を格納する箱の上部には赤色の灯火を設けること。

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所に設けるものは、固定式のものとする。

一の二 道路の用に供される部分には、固定式の泡消火設備を設けること。ただし、屋上部分に設けられるものにあつては、この限りでない。

二 防護対象物のうち床面からの高さが五メートルを超える場所に設ける高発泡用泡放出口を用いる泡消火設備は、全域放出口のものとする。

三 移動式の泡消火設備に用いる泡消火薬剤は、低発泡のものに限ること。

四 移動式の泡消火設備の表示は、次に定めるところによること。

イ 泡放射用器具を格納する箱にはその表面に「移動式泡消火設備」と表示すること。

ロ 泡放射用器具を格納する箱の上部には赤色の灯火を設けること。

五〇十六 (略)

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二條 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置又は地盤面からの深さが〇・六メートル以内の位置に設けること。なお、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが〇・三メートル以内の位置に設けること。

一の二 屋外消火栓設備の放水用器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

- 二 屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱(以下この条において「屋外消火栓箱」という。)は、屋外消火栓からの歩行距離が五メートル以内の箇所に設けること。ただし、屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。

三 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。

四 屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示す

五〇十六 (略)

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二條 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置又は地盤面からの深さが〇・六メートル以内の位置に設けること。なお、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが〇・三メートル以内の位置に設けること。

二 屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱(以下この条において「屋外消火栓箱」という。)は、屋外消火栓からの歩行距離が五メートル以内の箇所に設けること。ただし、屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。

三 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。

四 屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示す

ること。

ロ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

五〇九 (略)

十 (略)

イ〇八 (略)

ニ 加圧送水装置には、当該屋外消火栓設備のノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ホ (略)

十一・十二 (略)

(漏電火災警報器に関する基準の細目)

第二十四条の三

漏電火災警報器の設置及び維持に

関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

ること。

ロ 屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること。

五〇九 (略)

十 (略)

イ〇八 (略)

ニ 加圧送水装置には、当該屋外消火栓のノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ホ (略)

十一・十二 (略)

(漏電火災警報器に関する基準の細目)

第二十四条の三

警戒電路の定格電流が六十アンペアをこえる電路にあつては一級漏電火災警報器、六十アンペア以下の電路にあつては一級又は二級の漏電火災警報器を設置するものとする。

2| 警戒電路が分岐されていて、それぞれの分岐回路の定格電流が六十アンペア以下の場合において、当該分岐回路ごとに二級漏電

火災警報器を設置したときは、前項の規定の適用については、当該警戒電路に一級漏電火災警報器を設置したものとみなす。

3| 前二項に定めるもののほか、漏電火災警報器の設置及び維持に

関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値（B種接地線に設けるものにあつては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値）を有するものを設けること。

二 変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上屋外の電路に設けることが困難な場合にあつては、電路の引込口に近接した屋内の電路）又はB種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。

三 音響装置は、次のイ及びロに定めるところにより設けること。

イ 音響装置は、防災センター等に設けること。

ロ 音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

四 検出漏洩電流設定値は、誤報が生じないように当該建築物の警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。

五 可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に漏電火災警報器を設ける場合にあつては、その作動と連動して電流の遮断を行う装置をこれらの場所以外の安全な場所に設けること。

（連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 変流器は、警戒電路の定格電流以上の電流値（B種接地線に設けるものにあつては、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値）を有するものを設けること。

二 変流器は、建築物に電気を供給する屋外の電路（建築構造上屋外の電路に設けることが困難な場合にあつては、電路の引込口に近接した屋内の電路）又はB種接地線で、当該変流器の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。

三 音響装置は、次のイ及びロに定めるところにより設けること。

イ 音響装置は、防災センター等に設けること。

ロ 音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

四 検出漏洩電流設定値は、誤報が生じないように当該建築物の警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。

五 可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に設ける漏電火災警報器は、遮断機構を有するものとし、遮断機構の部分は、これらの場所以外の安全な場所に設けること。

（連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 地階を除く階数が十一以上の建築物に設置する連結送水管については、次のイからニまでに定めるところによること。

イ (略)

ロ 令第二十九条第二項第四号ハの放水用器具は、長さ二十メートルのホース四本以上及び筒先二本以上とするほか、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

ハ ロに規定する放水用器具を格納した箱は、一の直通階段について階数三以内ごとに、一の放水口から歩行距離五メートル以内で消防隊が有効に消火活動を行なうことができる位置に設けること。

ニ ロに規定する放水用器具を格納した箱には、見やすい箇所に標識を設けること。

七〇十 (略)

(無線通信補助設備に関する基準の細目)

第三十一条の二の二 無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 無線通信補助設備は、漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線(以下「漏洩同軸ケーブル等」という。)によるものとし、当該漏洩同軸ケーブル等は、消防隊相互の無線連絡が容易に

一〇五 (略)

六 地階を除く階数が十一以上の建築物に設置する連結送水管については、次のイからニまでに定めるところによること。

イ (略)

ロ 令第二十九条第二項第四号ハの放水用器具は、長さ二十メートルのホース四本以上及び筒先二本以上とすること。

ハ ロに規定する放水用器具を格納した箱は、一の直通階段について階数三以内ごとに、一の放水口から歩行距離五メートル以内で消防隊が有効に消火活動を行なうことができる位置に設けること。

ニ ロに規定する放水用器具を格納した箱には、見やすい箇所に標識を設けること。

七〇十 (略)

(無線通信補助設備に関する基準の細目)

第三十一条の二の二 無線通信補助設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 無線通信補助設備は、漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線(以下「漏洩同軸ケーブル等」という。)によるものとし、当該漏洩同軸ケーブル等は、百五十メガヘルツ帯又は消防長

行われるものとして消防長又は消防署長が指定する周波数帯における電波の伝送又は輻射に適するものとする。

二〇十 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備)

第三十四条の四 令第三十七条第五号 の総務省令で定めるガス

漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

別表第二(第三十五条関係)

(削除)	検定対象機械器具等の種別	見本の種類	見本の数量	
			第一次試験用	第二次試験用

若しくは 消防署長が指定する周波数帯における電波の伝送又は輻射に適するものとする。

二〇十 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備)

第三十四条の四 令第三十七条第七号の二の総務省令で定めるガス

漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

別表第二(第三十五条関係)

結合 金具	差込 式	差し 口	完成 品	完成 品	消防用ホース	検定対象機械器具等の種別	見本の種類	見本の数量	
								受け 口	完成 品
								二十本(呼称七十五以上のもの又は濡れホースにあつては十本)	二十個

	住宅用防災警報器	受信機	
	電源変圧器	完成品	(略)
	三個	七個	(略)
		二十個	(略)

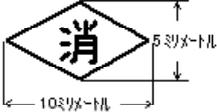
	器 警報 火災 漏電	受信機			
		変流器			式ねじ
		受信機		口受け	口差し
指示電気計	スイッチ	音響装置	継電器	電球	完成品
三個	三個	三個	三個	三個	完成品
				の個数) ては五回線分 受信機にあつ 九個、集合型 のにあつては 構を有するも 五個(遮断機 十個	(略)
				線分の個数) 二十個(集合 型受信機にあ つては二十回 五個)	(略)
					十個(消防用 吸管用のもの にあつては、 五個)

(削除) 緩降機 金属製避難はしご	(略)	検定対象機械器具 等の種類 消火器 火災報知設備の感 知器又は発信機 中継器 受信機	表示の様式 (略)	備考 1・2 (略) 3 火災報知設備の感知器若しくは発信機、中継器、受信機又は住宅用防災警報器 品以外のもは、部分として用いられている場合のみ提出するものとする。				

消防用ホース 緩降機 金属製避難はしご 変流器又は受信機 漏電火災警報器の	(略)	検定対象機械器具 等の種類 消火器 火災報知設備の感 知器又は発信機 中継器 受信機	表示の様式 (略)	備考 1・2 (略) 3 火災報知設備の感知器若しくは発信機、中継器、受信機又は漏電火災警報器の変流器若しくは受信機については、完成品以外のもは、部分として用いられている場合のみ提出するものとする。	変圧器	器	三個	

消防用吸管	消防用ホース	動力消防ポンプ	自主表示対象機械器具等の種類	別表第四（第四十四条関係）	閉鎖型スプリンクラーヘッド	（略）	（削除）
（略）		（略）	表示の様式	（略）	（略）	（略）	（略）
					流水検知装置 一斉開放弁	（略）	住宅用防災警報器

消防用吸管	（新規）	動力消防ポンプ	自主表示対象機械器具等の種類	別表第四（第四十四条関係）	閉鎖型スプリンクラーヘッド	（略）	結合金具
（略）		（略）	表示の様式	（略）	（略）	（略）	（略）
					流水検知装置 一斉開放弁	（略）	

<p>結合金具</p> <p>エアゾール式簡易 消火具</p> <p>漏電火災警報器の 変流器又は受信機</p>	
	
<p>(新規)</p>	<p>(新規)</p>

○ 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（構造）</p> <p>第十条 消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置されていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。</p> <p>一 消火栓</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 接続口は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第三条又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第三条第三項に規定する呼称七十五の寸法の結合金具を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）<u>第四十一条</u>第二条）に規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管に結合することができるものであること。</p> <p>ニ （略）</p>	<p>（構造）</p> <p>第十条 消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置されていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。</p> <p>一 消火栓</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 接続口は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第三条又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第三条第三項に規定する呼称七十五の寸法の結合金具を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）<u>第三十七条</u>第一項<u>第四号</u>）に規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管に結合することができるものであること。</p> <p>ニ （略）</p>

<p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消火栓を有する大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。</p> <p>一 消火栓</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 接続口は、消防法施行令第四十一条第四号に規定する結合金具(第十九条の二第三項第三号イにおいて「結合金具」という。)を有するホース又は消防用吸管に結合することができものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 消火栓を有する大容量泡放水砲用屋外給水施設の構造に関する基準は、次の各号に掲げる各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当していることとする。</p> <p>一 消火栓</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 接続口は、消防法施行令第三十七条第一項第六号に規定する結合金具(第十九条の二第三項第三号イにおいて「結合金具」という。)を有するホース又は消防用吸管に結合することができものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

○総務省令第二十二号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省令

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 平ホース（第六条―第十七条）
- 第三章 保形ホース（第十八条―第三十二条）
- 第四章 大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条）
- 第五章 濡れホース（第三十七条―第四十六条）
- 第六章 雑則（第四十七条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この省令は、消防用ホースの技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消防用ホース 消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

二 平ホース ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。）をいう。

三 保形ホース ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。

四 大容量泡放水砲用ホース 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）

第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホース

をいう。

五 濡れホース 水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。

六 使用圧 折れ曲がった部分のない状態における消防用ホースに通水した場合の常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。

七 設計破断圧 ホースが破断しない最高の圧力として設計された水圧（単位 メガパスカル）をいう。

八 ジャケット たて糸及びよこ糸により筒状に織られたものをいう。

九 ダブルジャケット 平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

（消防用ホースの構造）

第三条 消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 製造方法が適切で、耐久力に富み、かつ、使用上支障のないものであること。

二 良質の材料を使用したものであること。

三 被覆（ジャケットの外面を保護するために、ゴム又は合成樹脂その他外力に対して強度を有する材料により覆ったものをいう。以下同じ。）のないジャケットにあつては、全体にわたり均等に、かつ、し

つかりと織られていること。

四 被覆のあるジャケットにあつては、全体にわたり均等に織られ、編まれ、又は巻かれていること。

五 織り等のむら、糸切れ、糸抜け、糸とび、著しい汚れ、ふし、外傷、きょう雑物の混入、よこ糸の露出又は補修不完全がないこと。

六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

(内径)

第四条 消防用ホース（大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

呼称	内径（単位 ミリメートル）
百五十	百五十二以上百五十六以下
百二十五	百二十七以上百三十一以下
百	百二以上百五以下

二十	十八以上二十以下
二十五	二十六以上二十八以下
三十	三十・五以上三十三・五以下
四十	三十八以上四十一以下
五十	五十一以上五十四以下
六十五	六十三・五以上六十六・五以下
七十五	七十六以上七十九以下
九十	八十九以上九十二以下

2 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径（大容量泡放水砲用ホースの設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。以下同じ。）からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。

（表示）

第五条 消防用ホースは、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならない。

- 一 消防用である旨
- 二 製造者名又は商標
- 三 製造年
- 四 届出番号
- 五 呼称（大容量泡放水砲用ホースを除く。）、長さ（単位メートル）及び第十条ただし書又は第二十条ただし書が適用されるものにあつてはその用途
- 六 「使用圧」という文字及び使用圧
- 七 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧（設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。）
- 八 ダブルジャケットのものにあつては、その旨
- 九 保形ホースにあつては、最小曲げ半径（ホースを円形に曲げた場合に、曲げる方向と直角方向の外径

が五パーセント増加したときの内円の半径の最小値をいう。以下同じ。）（単位 センチメートル）

十 大容量泡放水砲用ホースにあつては、次に掲げる事項

イ 大容量泡放水砲用である旨

ロ 呼び径

ハ 使用圧を超えない動力消防ポンプに用いる旨

十一 濡れホースにあつては、その旨

2 前項第七号の表示は、小数点以下一位未満の数値を切り捨てて得た数値を表示するものとする。

第二章 平ホース

（区分）

第六条 平ホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧	呼称	
二・〇		
一・六	百五十	百二十五
	百	九十
	九十	七十五
	七十五	六十五
	六十	五十
	五十	四十
	四十	

○・七						六十五	五十	四十	三十	二十五
○・九	百五十	百二十五				六十五	五十	四十	三十	二十五
一・三	百五十	百二十五	百	九十	七十五	六十五	五十	四十		

(ゴム及び合成樹脂の品質)

第七条 平ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 切断時引張応力が、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格（以下「JIS」という。）K 六二五一で定める方法により採取したダンベル状三号形試験片（以下この条において「三号形試験片」という。）を用いてJIS K 六二五一の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。

- 二 切断時引張応力が、空気加熱老化試験（七十度プラスマイナス一度の温度に九十六時間放置した後、三号形試験片を用いてJIS K 六二五一の引張試験を行うものをいう。）を行つた場合に、七・八メガパスカル以上であること。

三 切断時伸びが、三号形試験片を用いて J I S K 六二五一の切断時伸びを測定した場合に、四百二十パーセント以上であること。

四 次の式で求めた永久伸びが、二十五パーセント以下であること。

$$\text{永久伸び (\%)} = \frac{L_1 - L_0}{L_0} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

L₀ J I S K 六二五一で定める方法により採取したダンベル状一号形試験片（以下この条において「一号形試験片」という。）に付された伸び測定用の標線間の距離（単位 ミリメートル。以下この号において「標線距離」という。）

L₁ 一号形試験片を J I S K 六二五一の引張試験において算出した伸びの約二分の一に相当する長さに引っ張り、十分間保持した後、急に収縮させ、十分間放置した後、測定した標線距離

2 平ホースの内張り、被覆及び塗装（ジャケットの外表面を着色等するために、塗料等を塗布したものをいう。以下同じ。）に使用されているゴムは、折り畳んだホースの上に十ニュートン毎平方センチメートルの荷重を加え、七十度プラスマイナス一度の温度に九十六時間放置しても、相互に接着しないものでなけ

ればならない。

3 平ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第一項第一号及び第二号の規定並びに次の各号に適合するものでなければならない。

一 伸びが、三号形試験片を用いて J I S K 六二五一の切断時伸びを測定した場合に、二百六十パーセント以上であること。

二 ホースの長さ三十センチメートルの部分をつつ折りに畳み、その上に二ニュートン毎平方センチメートルの等分布荷重を加え零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間放置した後荷重を取り除き、折り曲げ部分の反転を繰り返して十回行った後、次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）に適合すること。

三 三メートル以上のホースにその容積の一パーセントに相当する水を入れ、その両端を塞ぎ七十度プラスマイナス三度の温度に三百六十時間放置し、室温で十日間以上放置した後、次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）に適合すること。

四 一号形試験片を室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後、質量を測定し、当該試験片を百度プラ

スマイナス二度とした加熱器中に四十八時間つるし、室温で乾燥器中に放冷した後、再び質量を測定した場合には、次の式で求めた減量が、二パーセント以下であること。

$$\text{減量 (\%)} = \frac{W_1 - W_2}{W_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

W₁ 加熱前の質量 (単位 グラム)

W₂ 加熱後の質量 (単位 グラム)

(内張り)

第八条 平ホースの内張りは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 ゴム又は合成樹脂の厚さが〇・二ミリメートル以上であること。

二 ジャケットとの密着の強さは、ジャケットのたて糸及びよこ糸の各方向について、JIS K 六二

五六―一の布とのはく離強さ(試験片の長さは、百ミリメートル以上とする。ただし、百ミリメートルに満たないよこ糸方向のものにあつては、円周の長さとする)を測定した場合に、J I

S K 六二七四に基づき解析されたピークの最小値が三十二ニュートン以上であること。

三 表面にしわ等の不均一な部分がなく、水流の摩擦損失が少ないものであること。

(被覆及び塗装)

第九条 平ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2 平ホースの被覆は、前条第二号の規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第十条 平ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。ただし、はしご付消防自動車、屈折はしご付消防自動車又は船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第十一条 平ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量(単位 グラム毎メートル)以下のものでなければならない。ただし、ダブルジャケット又は被覆のあるものにあつては、使用上支障のないものであれば、この限りでない。

呼称	使用圧	二・〇	一・六	一・三	〇・九	〇・七
百五十			百 三千八	百 三千四	三千百	
百二十五			二千五百	二千二百	二千	
百		十 千六百四	十 千五百二	十 千三百五		
九十		八十 千二百	十 千百九	千六十		
七十五		十 九百四	十 八百八	十 七百人		
六十五		十 六百五	十 六百二	十 五百五	五百	五百
五十		十 四百七	十 四百五	四百	十 三百七	十 三百七
四十		十 三百五	十 三百四	三百	十 二百八	十 二百八
三十					十 二百三	十 二百三
二十五					百九十	百九十

(耐圧試験)

第十二条 平ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧	ホースの状態	まっすぐにした状態 (単位 メガ パスカル)	折り曲げた状態 (単位 メガパ スカル)
二・〇		四・〇	二・八
一・六		三・二	二・二
一・三		二・五	一・八
〇・九		一・八	一・三
〇・七		一・五	一・〇

(破断試験)

第十三条 平ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

(伸び)

第十四条 平ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

(よじれ)

第十五条 平ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度（単位 度毎メートル）以下でなければならない。

呼称	使用圧	二・〇	一・六	一・三	〇・九	〇・七
百五十			六十	四十	四十	
百二十五			六十	四十	四十	
百		八十	六十	四十		
九十		百	八十	六十		
七十五		百二十	百	八十		
六十五		百四十	百二十	百	八十	八十
五十		百六十	百四十	百二十	九十	九十
四十		二百	百八十	百六十	百二十	百二十
三十					百六十	百六十
二十五					二百	二百

(ゆがみ)

第十六条 平ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみ（ホース中心線及びゆがみ部分の中心線との距離の最大値をいう。以下同じ。）が、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準とし

て、使用圧一・六以上のものにあつては七百五十ミリメートル以下、使用圧一・三以下のものにあつては六百五十ミリメートル以下のものでなければならぬ。

(耐摩耗性)

第十七条 平ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数摩擦により漏水を生じてはならない。

使用圧	回数
二・〇	八十回
一・六	五十回
一・三	三十回
〇・九	二十回
〇・七	十回

第三章 保形ホース

(区分)

第十八条 保形ホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧	呼称				
二・〇	四十	三十	二十五	二十	
一・六	四十	三十	二十五	二十	
一・〇	四十	三十	二十五	二十	
〇・七	四十	三十	二十五	二十	

(ゴム及び合成樹脂の品質)

第十九条 保形ホースの内張り及び被覆に使用されているゴムは、第七条第一項各号の規定に適合するものでなければならぬ。

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならぬ。

(内張り)

第二十条 保形ホースの内張りは、第八条各号の規定に適合するものでなければならない。

(被覆及び塗装)

第二十一条 保形ホースの被覆及び塗装は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2 保形ホースの被覆は、第八条第二号の規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第二十二条 保形ホースの長さは、乾燥させた状態で十メートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。ただし、船舶の用に供されるものその他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第二十三条 保形ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量(単位:グラム毎メートル)以下のものでなければならない。ただし、ジャケットに被覆のあるものにあつては、使用上支障ないものであれば、この限りでない。

使用圧	呼称	四十	三十	二十五	二十
二・〇	五百	四百	三百	二百六十	
一・六	五百	四百	三百	二百六十	
一・〇	四百五十	三百	二百五十	二百十	
〇・七	四百五十	三百	二百五十	二百十	

(耐圧試験)

第二十四条 保形ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

使用圧	ホースの状態	三・二	四・〇	三・二	四・〇
二・〇	まっすぐにした状態 (単位 メガパスカル)	四・〇	三・二	三・二	四・〇
一・六	最小曲げ半径を内円の半径とする円形に曲げた状態 (単位 メガパスカル)	四・〇	三・二	三・二	四・〇

一・〇	二・〇	二・〇
〇・七	一・五	一・五

(破断試験)

第二十五条 保形ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

(伸び)

第二十六条 保形ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・

一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

(よじれ)

第二十七条 保形ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度(単位 度毎メートル)以下でなければならない。

呼称	四十	三十	二十五	二十
----	----	----	-----	----

使用圧				
二・〇	二百	二百	二百	二百五十
一・六	百八十	百八十	二百	二百五十
一・〇	百二十	百六十	二百	二百五十
〇・七	百二十	百六十	二百	二百五十

(ゆがみ)

第二十八条 保形ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。

(耐摩耗性)

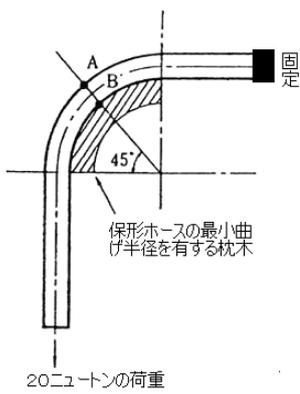
第二十九条 保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数摩擦により漏水を生じてはならない。

使用圧	回数
二・〇	八十

○・七	一・〇	一・六
十	二十	五十

(保形性)

第三十条 保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもった枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十ニュートンの荷重を加えて三十分間放置した場合、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならない。



$$\text{つぎれ (\%)} = \frac{C_1 - C_2}{C_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C₁ 荷重を加える前のA点とB点を通る外径（単位 ミリメートル）

C₂ 荷重を加えた後及び荷重を取り除いた後のA点とB点を通る外径（単位 ミリメートル）

2 保形ホースは、長さ十センチメートルの部分に六百ニュートンの荷重を十秒間加えた後において、次の各号に適合し、かつ、破損、亀裂、著しい変形等が生じないものでなければならない。

一 使用圧を一分間加え、水圧を取り除いた後、次に掲げる算式により算出した残留ひずみが五パーセント以下であること。

$$\text{残留ひずみ (\%)} = \frac{d_1 - d_2}{d_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

d₁ 荷重を加える前のホースの外径（単位 ミリメートル）

d₂ 水圧を取り除いた後のホースの鉛直方向の外寸法（単位 ミリメートル）

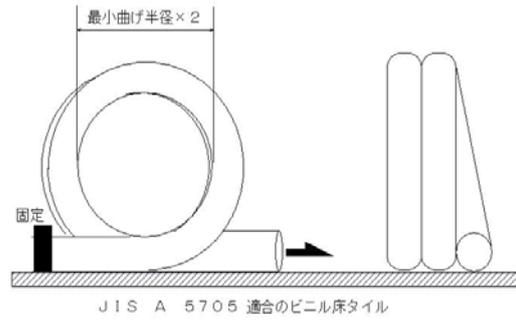
二 その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水

、漏水等を生じないこと。

使用圧	ホースの状態	まっすぐにした状態（単位 メガパスカル）	最小曲げ半径を内円の半径とする円形 に曲げた状態（単位 メガパスカル）
二・〇	四・〇	四・〇	四・〇
一・六	三・二	三・二	三・二
一・〇	二・〇	二・〇	二・〇
〇・七	一・五	一・五	一・五

（耐閉塞性）

第三十一条 保形ホースは、次の図のようにホースの一部分を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、JIS A 五七〇五に適合する滑らかなビニル床タイルの床面上で、一端を固定して他の一端を最大百ニュートンの加重で、かつ、五キロメートル毎時の速度で引っ張った場合、通水を阻害するおそれのある折れ、変形等を生じないものでなければならぬ。



(耐低温性)

第三十二条 保形ホースは、最小曲げ半径を半径とする円筒に沿って一回巻き付けた状態で、零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間放置した後、一秒間でまっすぐに伸ばした後一秒間で当該円筒に沿って一回巻き付ける操作を十回繰り返した場合、第八条第二号及び第三号の規定並びに第二十四条の試験（最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。）に適合するものでなければならない。

第四章 大容量泡放水砲用ホース

(長さ)

第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

(耐圧試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

(よじれ)

第三十五条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならない。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部

分」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第五章 濡れホース

(区分)

第三十七条 濡れホースは、次の表のとおり区分する。

使用圧	呼称
一・三	九十
	七十五
	六十五
	五十
	四十
	二十五

(濡れホースの構造)

第三十八条 濡れホースは、濡れを適正に保持できるように措置されたものでなければならない。

(品質)

第三十九条 濡れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 ゴムの表面にしわ等の不均一な部分がなく、かつ、ジャケットに均一に密着したものであること。

二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で J I S K 六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合するものであること。

項目	試験条件
オゾン濃度	五十 ppm
試験槽の温度	三十八度から四十二度までの間
試験時間	三百六十時間
試料の状態及び入れ方	二十四時間密閉暗箱内に放置した後、ホースを折り畳んだ状態での中心付近に入れる。
オゾン濃度の測定回数	試料を入れてから十五分ごとに測定する。ただし、オゾン濃度自動調節器により濃度調節を行うものは、この限りでない。
オゾン濃度の測定方法	J I S K 六二五九に示す定電流電解法による。

濡れホースの内張りに使用されている合成樹脂は、前項第一号並びに第七条第三項第二号及び第四号の

規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第四十条 濡れホースの長さは、乾燥させた状態で二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。

(質量)

第四十一条 濡れホースは、乾燥させた状態で、その呼称に応じて次の表に掲げる質量以下のものでなければならない。

呼称	ホース一メートル当たりの質量(単位 グラム)
九十	千六十
七十五	七百八十
六十五	五百五十
五十	四百
四十	三百

二十五

二百

(耐圧試験)

第四十二条 濡れホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ等を生じてはならない。

使用圧	ホースの状態
一・三	まっすぐにした状態 (単位 メ ガパスカル)
二・五	折り曲げた状態 (単位 メガパ スカル)
一・八	

(破断試験)

第四十三条 濡れホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

(伸び)

第四十四条 濡れホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・

一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならない。

(漏水量)

第四十五条 濡れホースは、水圧を○・五メガパスカルとし、三十五分間保持したうちの最後の五分間の平均漏水量が、その呼称に応じて、次の表に掲げる漏水量以下のものであり、かつ、ホースの表面が均一に濡れるものでなければならない。

呼称	ホース一メートル当たりの漏水量(単位 立方センチメートル毎分)
九十	三百五十
七十五	三百
六十五	二百五十
五十	二百
四十	百五十
二十五	百

(耐摩耗性)

第四十六条 濡れホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、三十回の摩擦により漏水量が増加してはならない。

第六章 雑則

(基準の特例)

第四十七条 新たな技術開発に係る消防用ホースについて、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消防法施行規則の一部改正)

2 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

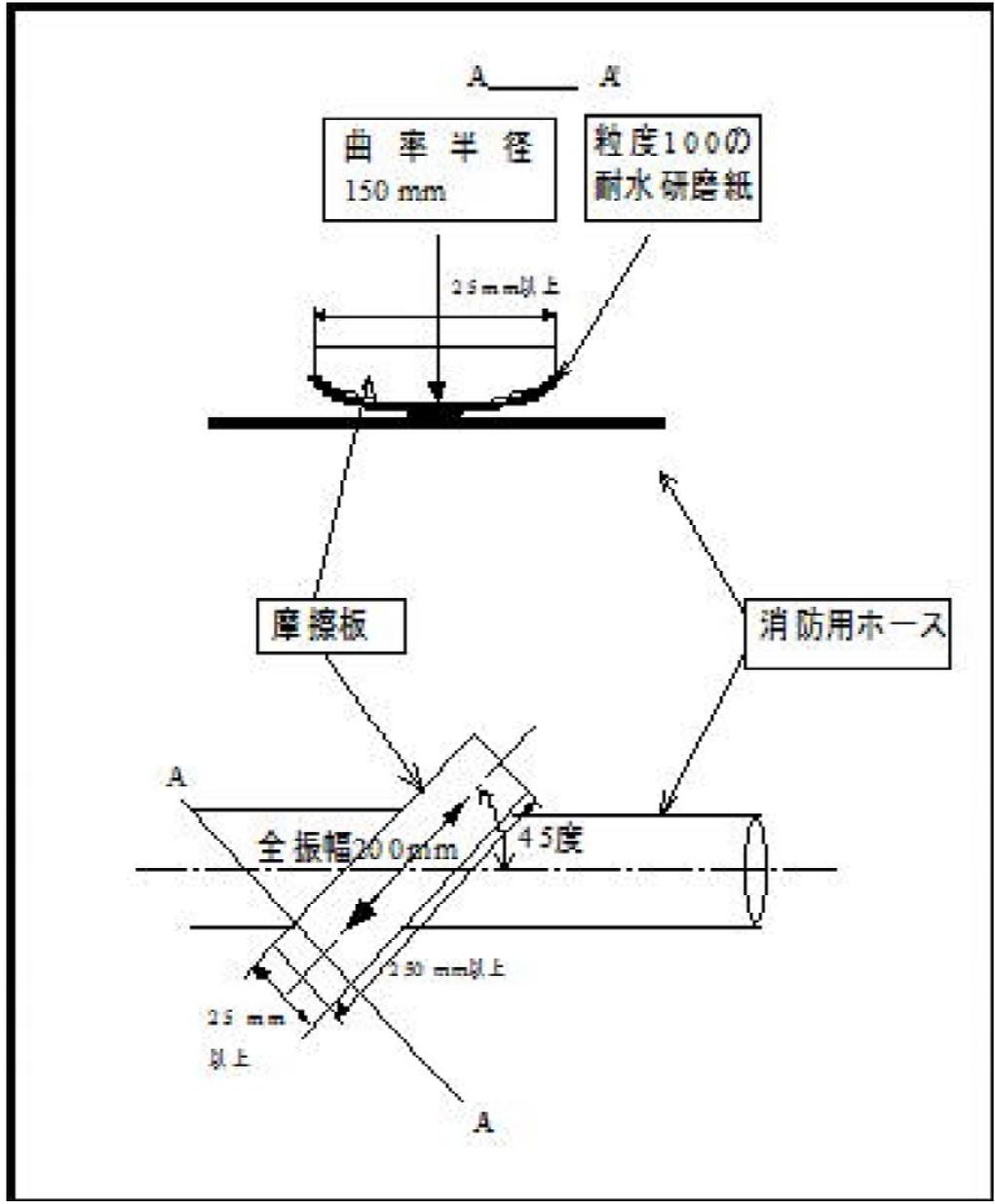
第十一条の二第一号中「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホース」を「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第二条第三号に規定する保形ホース」に改める。

別表（第十七条、第二十九条及び第四十六条関係）

項目	試験条件
ホース内圧	水圧○・五メガパスカル
摩擦面	摩擦板寸法以上でJIS R 六二五三に定める耐水研磨紙で研磨材の粒度が百番のもの
摩擦面に対する措置	摩擦面の目詰まりを防止する措置（一定の頻度による摩擦面の交換又はエアークロー等をいう。）を施すこと。
摩擦板の寸法	曲率半径百五十ミリメートル、二十五ミリメートル以上×二百五十ミリメートル以上の長方形
摩擦板の荷重	全振幅の全ての位置で十二ニュートン
摩擦板の振動方向	ホースと四十五度の角度

摩擦板の全振幅	二百ミリメートル
摩擦板の振動数	毎分二十往復

別図（第十七条、第二十九条及び第四十六条関係）



備考 摩擦の回数は、摩擦板一往復を一回と数える。

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（附則第二項関係）

（傍線部分は消防法施行規則の一部を改正する省令による改正部分）
（網掛け部分は消防用ホースの技術上の規格を定める省令の全部を改正する省令による改正部分）

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

<p>改正案（平成二十六年四月一日施行）</p>	<p>平成二十五年十月一日時点 ※消防法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年二十一号）による改正</p>	<p>現 行</p>
<p>（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準） 第十一条の二 令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一 屋内消火栓設備に用いる消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第二条第三号に規定する保形ホースであること。 二 前号の消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。</p>	<p>（一人で操作することができる屋内消火栓設備の基準） 第十一条の二 令第十一条第三項第二号イ(3)及びロ(3)の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一 屋内消火栓設備に用いる消防用ホースは、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第五号に規定する消防用保形ホースであること。 二 前号の消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるものとして消防庁長官が定める基準に適合するように収納されていること。</p>	<p>（新設）</p>

【参考】 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の全部を改正する省令（案） 新旧対照条文

○消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の十六の三 第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令 （昭和四十三年自治省令第二十七号）の全部を改正する省令を次の ように定める。</p> <p>消防用ホースの技術上の規格を定める省令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 平ホース（第六条―第十七条） （削る） （第五章へ移動）</p> <p>第三章 保形ホース（第十八条―第三十二条）</p> <p>第四章 大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条）</p> <p>第五章 濡れホース（第三十七条―第四十六条）</p> <p>第六章 雑則（第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項 の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令 を次の ように定める。</p> <p>消防用ホースの技術上の規格を定める省令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 消防用ゴム引きホース（第六条―第十七条）</p> <p>第三章 消防用麻ホース（第十八条―第二十四条の二）</p> <p>第四章 消防用濡れホース（第二十五条―第三十三条）</p> <p>第五章 消防用保形ホース（第三十四条―第四十八条）</p> <p>第六章 大容量泡放水砲用ホース（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第七章 雑則（第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(趣旨)

第一条 この省令は、消防用ホースの技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消防用ホース 消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

二 平ホース ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。）をいう。

(削る)

(第五号へ移動)

三 保形ホース ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。

四 大容量泡放水砲用ホース 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。

五 濡れホース 水流によりホース全体が均一に濡れる消

(趣旨)

第一条 この省令は、消防用ホースの技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 消防用ホース 消防用ゴム引きホース、消防用麻ホース、消防用濡れホース、消防用保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースをいう。

二 消防用ゴム引きホース ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（消防用濡れホース、消防用保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースを除く。）をいう。

三 消防用麻ホース 麻糸で織られた消防用ホースをいう。

四 消防用濡れホース 水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。

五 消防用保形ホース ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。

六 大容量泡放水砲用ホース 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。

消防ホースをいう。

(削る)

(第九号へ移動)

六| 使用圧 折れ曲がった部分のない状態における消防用ホース
に通水した場合の常用最高使用水圧(単位 メガパスカル)を
いう。

七| 設計破断圧 ホースが破断しない最高の圧力として設計され
た水圧(単位 メガパスカル)をいう。

八| ジャケット たて糸及びよこ糸により筒状に織られたものを
いう。

九| ダブルジャケット 平 ホース又は大容量泡放水
用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

(消防用ホースの構造)

第三条 消防用ホースの構造は、次に定めるところによら

なければならない。

一| 製造方法が適切で、耐久力に富み、かつ、使用上支障のない
ものであること。

二| 良質の材料を使用したものであること。

三| 被覆(ジャケット)の外面を保護するために、ゴム又は合成樹
脂その他外力に対して強度を有する材料により覆ったものをい

七| 呼び径 大容量泡放水砲用ホースの設計された内径(単位ミ
リメートル)をいう。

八| ダブルジャケット 消防用ゴム引きホース又は大容量泡放水
砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

九| 使用圧 折れ曲がった部分のない状態における消防用ホース
に通水した場合の常用最高使用水圧(単位 メガパスカル)を
いう。

(新設)

(新設)

(ホースの構造)

第三条 消防用ホース は、製造方法が適切で、耐久力に富み

、かつ、使用上支障のないものでなければならない。

(柱書きから移動)

(第七条第一号から移動)

(第七条第二号から移動)

う。以下同じ。)のないジャケットにあつては、全体にわたり均等に、かつ、しっかりと織られていること。

四 被覆のあるジャケットにあつては、全体にわたり均等に織られ、編まれ、又は巻かれていること。

五 織り等のむら、糸切れ、糸抜け、糸とび、著しい汚れ、ふし、外傷、きょう雑物の混入、よこ糸の露出又は補修不完全がないこと。

六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

(内径)

第四条 消防用ホース(大容量泡放水砲用ホースを除く。)は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならぬ。

(表略)

2 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径(大容量泡放水砲用ホースの設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。以下同じ。)からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならぬ。

(表示)

第五条 消防用ホースは、次の各号に掲げ

(第七条第三号から移動)

(新設)

(第五条柱書きから移動)

(内径)

第四条 消防用ホース(大容量泡放水砲用ホースを除く。)は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならぬ。

(表略)

(第二条第七号及び第四十九条から移動)

(表示)

第五条 消防用ホースは、縦色線又は縦線を有し、次の各号に掲げ

る事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならぬ。

一 消防用である旨

二 製造者名又は商標

三 製造年

(第十一号へ移動)

四 届出番号

五 呼称(大容量泡放水砲用ホースを除く。)、長さ(単位メートル)及び第十条ただし書又は第二十二条ただし書

が適用されるものにあつてはその用途

六 「使用圧」という文字及び使用圧

七 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧(設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。)

(削る)

八 ダブルジャケットのものにあつては、その旨

九 保形ホースにあつては、最小曲げ半径(

ホースを円形に曲げた場合に、曲げ

る方向と直角方向の外径が五パーセント増加したときの内円の半径の最小値をいう。以下同じ。) (単位 センチメートル)

る事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならぬ。ただし、消防用保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

(新設)

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 消防用濡れホースにあつては、「濡れホース」

(新設)

四 呼称(大容量泡放水砲用ホースを除く。)、長さ

及び第十一条ただし書、第二十条ただし書又は第三十条ただし書が適用されるものにあつてはその用途

(新設)

(新設)

五 型式番号

六 ダブルジャケットのものにあつては、その旨

七 消防用保形ホースにあつては、最小曲げ半径(ホースの機能に支障を生じない範囲内でホースを円形に曲げた場合に

の内円の

半径の最小値をいう。以下同じ。)

第七条 平 ホースの内張り及び被覆に使用されている

ゴムは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 切断時引張応力が、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格（以下「JIS」という。）K 六二五一で定める方法により採取したダンベル状

三号形試験片（以下この条において「三号形試験片」という。

）を用いてJIS K 六二五一の切断時引張応力を測定した場合に、十三メガパスカル以上であること。

二 切断時引張応力が、空気加熱老化試験（七十度プラスマイナ

ス一度の 温度に九十六時間放置した後、三号形試験片

を用いてJIS K 六二五一の引張試験を行うものをいう。

）を行った場合に、七・八メガパスカル以上であること。

三 切断時伸びが、三号形試験片を用いてJIS K 六二五一

の切断時伸びを測定した場合に、四百二十パーセント以上であること。

四 次の式で求めた永久伸びが、二十五パーセント以下であること。

$$\text{永久伸び (\%)} = \frac{(L_1 - L_0)}{L_0} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

L₀ JIS K 六二五一で定める方法により採取した

ダンベル状一号形試験片（以下この条において「一号形

第八条 消防用ゴム引きホースの内張り及び被覆に使用されている

ゴムは、次の各号に適合するものでなければならない。

一 引張り強さが、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条の日本工業規格（以下「JIS」という。）

K 六二五一の引張試験を行った

場合に、十三メガパスカル以上であること。

二 引張り強さが、空気加熱老化試験（六十九度から七十

一度までの間の温度に九十六時間放置した後

JIS K 六二五一の引張試験を行うものをいう。

）を行った場合に、七・八メガパスカル以上であること。

三 伸びが、 JIS K 六二五一

の引張試験を行った 場合に、四百二十パーセント以上であること。

四 次の式で求めた永久伸びが、二十五パーセント以下であること。

$$\text{永久伸び (\%)} = \frac{(L_1 - L_0)}{L_0} \times 100$$

（新設）

L₀は、JIS K 六二五一で定める方法により採取した

試験片（以下この号において「試験片」

試験片」という。)に付された伸び測定用の標線間の距離(単位 ミリメートル。以下この号において「標線距離」という。)

L¹ 一号形試験片をJIS K 六二五一の引張試験において算出した伸びの約二分の一に相当する長さに引張り、十分間保持した後、急に収縮させ、十分間放置した後、測定した標線距離

2 平 ホースの内張り、被覆及び塗装(ジャケットの

外面を着色等するために、塗料等を塗布したものをいう。以下同じ。)に使用されているゴムは、折り畳んだホースの上に十二ニュートン毎平方センチメートルの荷重を加え、七十度プラスマイナス一度の温度に九十六時間放置しても、相互に接着しないものでなければならない。

3 平 ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第一項第一号及び第二号の規定並びに次の各号に適合するものでなければならない。

一 伸びが、三号形試験片を用いてJIS K 六二五一の切断時伸びを測定した場合に、二百六十パーセント以上であること。

二 ホースの長さ三十センチメートルの部分をつ三つ折りに畳み、その上に二ニュートン毎平方センチメートルの等分布荷重を加え零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間

という。)に付された伸び測定用の標線間の距離(単位ミリメートル。以下この号において「標線距離」という。)

L¹は、試験片をJIS K 六二五一の引張試験において算出した伸びの約二分の一に相当する長さに引張り、十分間保持した後、急に収縮させ、十分間放置した後、測定した標線距離

2 消防用ゴム引きホースの内張り、被覆及び塗装

に使用されているゴムは、折り畳んだホースの上に十二ニュートン毎平方センチメートルの荷重を加え、六十九度から七十一度までの間の温度に九十六時間放置しても、相互に接着しないものでなければならない。

3 消防用ゴム引きホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第一項第一号及び第二号の規定並びに次の各号に適合するものでなければならない。

一 伸びが、JIS K 六二五一の引張試験を行った場合に、二百六十パーセント以上であること。

二 ホースの長さ三十センチメートルの部分をつ三つ折りに畳み、その上に二ニュートン毎平方センチメートルの等分布荷重を加え零下二十三度から零下二十七度までの間の温度に二十四時間

放置した後荷重を取り除き、折り曲げ部分の反転を繰り返して十
回行った後、次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試
験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）に適合する
こと。

三 三メートル以上のホースにその容積の一パーセントに相当す
る水を入れ、その両端を塞ぎ七十度プラスマイナス三度の

温度に三百六十時間放置し、室温で十日間以上放置した後、
次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試験（ホースを
折り曲げた状態で行うものを除く。）に適合すること。

四 一号形試験片を室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後
、質量を測定し、当該試験片を百度プラスマイナス二度の温度
とした加熱器中に四十八時間つるし、室温で乾燥器中に放冷し
た後、再び質量を測定した場合に、次の式で求めた減量が、二
パーセント以下であること。

$$\text{減量 (\%)} = \frac{(W_1 - W_2)}{W_1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定
めるとおりとする。

W_1 は、加熱前の質量（単位 グラム）

W_2 は、加熱後の質量（単位 グラム）

（内張り）

第八条 平 ホースの内張りは、次の各号に適合するも
のでなければならぬ。

放置した後荷重を取り除き、折り曲げ部分の反転を繰り返して十
回行つても機能に異常を生じないものである

こと。

三 三メートル以上のホースにその容積の一パーセントに相当す
る水を入れ、その両端をふさぎ六十七度から七十三度までの間
の温度に三百六十時間放置した後においても、機能に異常を生
じないものである

こと。

四 室温で二十四時間以上乾燥器中に放置した後
、質量を量り、九十八度以上百二以下
とした加熱器中に四十八時間つるし、室温で乾燥器中に放冷し
た後、再び質量を量つた場合、次の式で求めた減量が、二
パーセント以下であること。

$$\text{減量 (\%)} = \frac{(W_1 - W_2)}{W_1} \times 100$$

（新設）

W_1 は、加熱前の質量（単位 グラム）

W_2 は、加熱後の質量（単位 グラム）

（内張り）

第九条 消防用ゴム引きホースの内張りは、次の各号に適合するも
のでなければならぬ。

一 ゴム又は合成樹脂の厚さが〇・二ミリメートル以上であること。

二 ジャケットとの密着の強さは、ジャケットのたて糸及びよこ糸の各方向について、J I S K 六二五六―一の布とはく離強さ（試験片の長さは、百ミリメートル以上とする。ただし、百ミリメートルに満たないよこ糸方向のものにあつては、円周の長さとしてができる。）を測定した場合に、J I S K 六二七四に基づき解析されたピークの最小値が三十二ニュートン以上であること。

三 表面にしわ等の不均一な部分がなく、水流の摩擦損失が少ないものであること。

（被覆及び塗装）

第九条 平 ホース の被覆及び塗装

は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2 平ホースの被覆は、前条第二号の規定に適合するものでなければならない。

（長さ）

第十条 平 ホースの長さは、乾燥させた状態で十メ

ートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまで

のものでなければならない。ただし、はしご付消防自動車、屈折はしご付消防自動車又は船舶の用に供されるものその他特殊な用

一 ゴム又は合成樹脂の厚さが〇・二ミリメートル以上であること。

二 ジャケットとの密着の強さは、
J I S K 六二五六―一のはく離試験
（試験片の長さは、百ミリメートル（呼称二十五のものにあつては八十一ミリメートル、呼称三十のものにあつては九十五ミリメートル）とする。）を行つた場合ははく離力が三十二ニュートン以上であること。

三 表面にしわ等の不均一な部分がなく、水流の摩擦損失が少ないものであること。

（被覆及び塗装）

第十条 消防用ゴム引きホースのゴム又は合成樹脂の被覆

は、前条第二号の規定に適合するものでなければならない。

2 消防用ゴム引きホースのゴム又は合成樹脂の塗装は、ジャケットに均一、かつ、確実に密着したものでなければならない。

（長さ）

第十一条 消防用ゴム引きホースの長さは、乾燥させた状態で十メ

ートル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示された長さの百十パーセントの長さまでの範囲内

のものでなければならない。ただし、はしご付消防自動車、屈折はしご付消防自動車又は船舶の用に供されるものその他特殊な用

途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第十一条 平 ホースは、乾燥させた状態で、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量(単位 グラム毎メートル)以下のものでなければならぬ。ただし、ダブルジャ

ケット又は被覆のあるものにあつては、使用上支障のないものであれば、この限りでない。

(表略)

(耐圧試験)

第十二条 平 ホースは、その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

(表略)

(破断試験)

第十三条 平ホースは、一・五メートル以上のホースをまっすぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じてはならない。

(伸び)

(伸び)

第十四条 平 ホースは、まっすぐにした状態で使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならぬ。

途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第十二条 消防用ゴム引きホースは、完全に乾燥させた状態で、その種類及び呼称に応じて次の表に掲げる質量

以下のものでなければならぬ。ただし、ダブルジャケット又は被覆のあるものにあつては、使用上支障のないものであれば、この限りでない。

(表略)

(試験圧力)

第十三条 消防用ゴム引きホースは、その種類及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間耐えるものでなければ

ならない。

(表略)

(新設)

第十四条 消防用ゴム引きホースは、その種類に応じた使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならぬ。

(伸び)

第十四条 消防用ゴム引きホースは、その種類に応じた使用圧を加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のものでなければならぬ。

(よじれ)

第十五条 平 ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その使用圧及び呼称に應じて次の表に掲げる角度(單位 度毎メートル)以下でなければならぬ。

(表略)

(ゆがみ)

第十六条 平ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみ(ホース中心線及びゆがみ部分の中心線との距離の最大値をいふ。以下同じ。)が、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、使用圧一・六以上のものにあつては七百五十ミリメートル以下、使用圧一・三以下のものにあつては六百五十ミリメートル以下のものでなければならぬ。

(耐摩耗性)

第十七条 平 ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に應じた回数

の摩擦

により漏水を生じてはならない。

(表略)

(よじれ)

第十五条 消防用ゴム引きホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、その種類に應じた使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、その種類及び呼称に應じて次の表に掲げる角度以下でなければならぬ。

(表略)

(ゆがみ)

第十六条 消防用ゴム引きホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみ(ホース中心線及びゆがみ部分の中心線との距離の最大値をいふ。以下同じ。)が、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、使用圧一・六以上のものにあつては七百五十ミリメートル以下、使用圧一・三以下のものにあつては六百五十ミリメートル以下のものでなければならぬ。

(耐摩耗性)

第十七条 消防用ゴム引きホースは、次の表に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、使用圧二・〇のものにあつては八十回、使用圧一・六のものにあつては五十回、使用圧一・三のものにあつては三十回、使用圧〇・九のものにあつては二十回、使用圧〇・七のものにあつては十回の摩擦

に耐えるものでなければならぬ。

(表略)

第三章 保形ホース

(区分)

第十八条 保形ホースは、次の表のとおり区分する。

(表略)

(削る)

(ゴム及び合成樹脂の品質)

第十九条 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている

ゴムは、第七条第一項各号の規定に適合するものでなければならない。

2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂

は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

(内張り)

第二十条 保形ホースの内張りは、第八条各号の規定に適

合するものでなければならない。

(削る)

第五章 消防用保形ホース

(区分)

第三十四条 消防用保形ホースは、次の表のとおり区分する。

(表略)

(ジャケットの構造)

第三十五条 消防用保形ホースのジャケットは、第七条各号の規定に適合するものでなければならない。

(ゴム及び合成樹脂の品質)

第三十六条 消防用保形ホースの内張り及び被覆に使用されている

ゴムは、第八条第一項各号の規定に適合するものでなければならない。

2 消防用保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂

は、第八条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

(内張り)

第三十七条 消防用保形ホースの内張りは、次の各号に適

合するものでなければならない。

一 ゴム又は合成樹脂の厚さが〇・二ミリメートル以上であること。

二 ジャケットとの密着の強さは、JIS K 六二五六―一のはく離試験（試験片の長さは、百ミリメートル（呼称二十のものにあつては五十六ミリメートル、呼称二十五のものにあつて

(被覆及び塗装)

第二十一条 保形ホースの被覆及び塗装

は、しわ等の不均一な部分がないものでなければならない。

2 保形ホースの被覆は、第八条第二号

の規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第二十二条 保形ホースの長さは、乾燥させた状態で十メー

トル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示

された長さからその長さの百十パーセントの長さまで

のものでなければならない。ただし、船舶の用に供されるものその

他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第二十三条 保形ホースは、乾燥させた状態で、その

使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる質量(単位 グラム毎メ

ートル)以下のものでなければならない。ただし、ジャケットに

被覆のあるものにあつては、使用上支障ないものであれば、この

限りでない。

は八十一ミリメートル、呼称三十のものにあつては九十五ミリメートル)とする。)を行つた場合のはく離力が三十二ニュートン以上であること。

三 表面にしわ等の不均一な部分がなく、水流の摩擦損失が小さいものであること。

(被覆及び塗装)

第三十八条 消防用保形ホースのゴム又は合成樹脂の被覆

は、前条第二号の規定に適合するものでなければならない。

2 消防用保形ホースのゴム又は合成樹脂の塗装は、ジャケットに

均一、かつ、確実に密着したものでなければならない。

(長さ)

第三十九条 消防用保形ホースの長さは、乾燥させた状態で十メー

トル、十五メートル、二十メートル又は三十メートルとし、表示

された長さの百十パーセントの長さまでの範囲内の

のものでなければならない。ただし、船舶の用に供されるものその

他特殊な用途に使用されるものについては、この限りでない。

(質量)

第四十条 消防用保形ホースは、完全に乾燥させた状態で、その

種類及び呼称に応じて次の表に掲げる質量

以下のものでなければならない。ただし、ジャケットに

被覆のあるものにあつては、使用上支障ないものであれば、この

限りでない。

(表略)

(耐圧試験)

第二十四条 保形ホースは、その使用圧及びホースの状態に
応じて 次を表
に掲げる水圧を

五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生
じてはならない。

(表略)

(破断試験)

第二十五条 保形ホースは、一・五メートル以上のホースをまつす
ぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じては
ならない。

(伸び)

第二十六条 保形ホースは、まつすぐにした状態で使用圧を
加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの
状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のもの
でなければならない。

(よじれ)

第二十七条 保形ホースのよじれは、右方向のものであり、
かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよ

(表略)

(試験圧力)

第四十一条 消防用保形ホースは、まつすぐにした状態及び最小曲
げ半径を内円の半径とする円形に曲げた状態において、使用圧二
・〇のものにあつては四メガパスカル、使用圧一・六のものにあ
つては三・二メガパスカル、使用圧一・〇のものにあつては二メ
ガパスカル、使用圧〇・七のものにあつては一・五メガパスカル
の水圧に 五分間耐えるものでなければ
ならない。

(表略)

(新設)

(伸び)

第四十二条 消防用保形ホースは、その種類に応じた 使用圧を
加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの
状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のもの
でなければならない。

(よじれ)

第四十三条 消防用保形ホースのよじれは、右方向のものであり、
かつ、その種類に応じた使用圧を加えた場合におけるホースのよ

じれが、その使用圧及び呼称に応じて次の表に掲げる角度（単位
度毎メートル）以下でなければならない。

（表略）

（ゆがみ）

第二十八条 保形ホースは、使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。

（耐摩耗性）

第二十九条 保形ホースは、任意の場所において、別表及び別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、次の表に掲げる使用圧に応じた回数

の摩擦により漏水を生じてはならない。

（表略）

（保形性）

第三十条 保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもった枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十ニュートンの荷重を加えて三十分間放置した場合、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならない。

じれが、その種類及び呼称に応じて次の表に掲げる角度
以下でなければならない。

（表略）

（ゆがみ）

第四十四条 消防用保形ホースは、その種類に応じた使用圧を加えた場合におけるホースのゆがみが、水圧〇・一メガパスカルの状態におけるホースを基準として、六百五十ミリメートル以下のものでなければならない。

（耐摩耗性）

第四十五条 消防用保形ホースは、
第十七条の表に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、使用圧二・〇のものにあつては八十回、使用圧一・六のものにあつては五十回、使用圧一・〇のものにあつては二十回、使用圧〇・七のものにあつては十回の摩擦に耐えるものでなければならない。

（表略）

（保形性）

第四十六条 消防用保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもった枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十ニュートンの荷重を加えて三十分間放置した場合、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならない。

(図略)

$$\text{つぶれ}(\%) = \frac{1}{C^1 - C^2} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C¹ 荷重を加える前のA点とB点を通る外径(単位 ミリメートル)

C² 荷重を加えた後及び荷重を取り除いた後のA点とB点を通る外径(単位 ミリメートル)

2

保形ホースは、長さ十センチメートルの部分に六百ニュートンの荷重を十秒間加えた後において、次の各号に適合し、かつ、破損、亀裂、著しい変形等が生じないものでなければならぬ。

一 その種類に応じた使用圧を一分間加え、水圧を取り除いた後、次に掲げる算式により算出した残留ひずみが五パーセント以下であること。

$$\text{残留ひずみ}(\%) = \frac{d^1 - d^2}{d^1} \times 100$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

d¹ 荷重を加える前のホースの外径(単位 ミリメートル)

d² 水圧を取り除いた後のホースの鉛直方向の外寸法(単位 ミリメートル)

(図略)

$$\text{つぶれ}(\%) = \frac{1}{C^1 - C^2} \times 100$$

(新設)

C¹は、荷重を加える前のA点とB点を通る外径(単位 ミリメートル)

C²は、荷重を加えた後及び荷重を取り除いた後のA点とB点を通る外径(単位 ミリメートル)

2

消防用保形ホースは、長さ十センチメートルの部分に六百ニュートンの荷重を十秒間加えた後において、次の各号に適合し、かつ、破損、き裂、著しい変形等が生じないものでなければならぬ。

一 その種類に応じた使用圧を一分間加え、水圧を取り除いた後、次に掲げる算式により算出した残留ひずみが五パーセント以下であること。

$$\text{残留ひずみ}(\%) = \frac{d^1 - d^2}{d^1} \times 100$$

(新設)

d¹は、荷重を加える前のホースの外径(単位 ミリメートル)

d²は、水圧を取り除いた後のホースの鉛直方向の外寸法(単位 ミリメートル)

二 その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じない

— こと。

(表略)

(耐閉塞性)

第三十一条 保形ホースは、次の図のようにホースの一部分

を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、J I

S A 五七〇五に適合する滑らかなビニル床タイルの床面上で

一端を固定して他の一端を最大百ニュートンの加重で、かつ、

五キロメートル毎時の速度で引っ張った場合、通水を阻害するお

それのある折れ、変形等を生じないものでなければならない。

(図略)

(耐低温性)

第三十二条 保形ホースは、最小曲げ半径を半径とする円筒

に沿って一回巻き付けた状態で、零下二十五度プラスマイナス二

度の温度に二十四時間放置した後、一秒間でまっすぐに伸

ばした後に一秒間で当該円筒に沿って一回巻き付ける操作を十回

繰り返し行った場合、第八条第二号及び第三号の規定並びに第二

十四条の試験(最小曲げ半径を内円の半径とする円形にホースを

二 まっすぐにした状態及び最小曲げ半径を内円の半径とする円形に曲げた状態において、使用圧二・〇のものにあつては四メガパスカル、使用圧一・六のものにあつては三・二メガパスカル、使用圧一・〇のものにあつては二メガパスカル、使用圧〇・七のものにあつては一・五メガパスカルの水圧に五分間耐えること。

(表略)

(耐閉塞性)

第四十七条 消防用保形ホースは、ホースの一部

を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、

一端を固定して他の一端を

引っ張った場合、通水を阻害するお

それのある折れ、変形等が生じないものでなければならない。

(図略)

(耐低温性)

第四十八条 消防用保形ホースは、最小曲げ半径を半径とする円筒

に沿って一回巻き付けた状態で、零下二十度から零下二十七度

までの間の温度に二十四時間放置した後、一秒間でまっすぐに伸

ばした後に一秒間で当該円筒に沿って一回巻き付ける操作を十回

繰り返し行った場合、機能に異常を生じない

曲げた状態で行うものを除く。)に適合するものでなければなら
ない。

第四章 大容量泡放水砲用ホース

(削る)

(長さ)

第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまで、のもの でなければならぬ。

(耐圧試験)

第三十四条 大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

(よじれ)

第三十五条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内 でなければならぬ。

(準用)

ものでなければなら
ない。

第六章 大容量泡放水砲用ホース

(内径)

(長さ)

第四十九条 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならぬ。

第五十条 大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでの範囲内のものでなければならぬ。

(試験圧力)

第五十一条 大容量泡放水砲用ホースは、使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧に五分間耐えるものでなければならぬ。

(よじれ)

第五十二条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内 でなければならぬ。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号 中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、 第十六条 中

「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第五章 濡れホース

(区分)

第三十七条 濡れホースは、次の表のとおり区分する。

(表略)

(濡れホースの構造)

第三十八条 濡れホースは、濡れを適正に保持できるように措置されたものでなければならぬ。

(削る)

(削る)

(柱書きへ移動)

(品質)

第三十九条 濡れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならぬ。

第五十三条 第七条から第十条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第八条第三項第二号の規定中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、第十四条及び第十六条の規定中「その種類に応じた使用圧」とあるのは「使用圧」と、同条の規定中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第四章 消防用濡れホース

(区分)

第二十五条 消防用濡れホースは、次の表のとおり区分する。

(表略)

(ホースの構造)

第二十六条 消防用濡れホースは、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 良質の糸を使用したものであること。

二 全体にわたり均等に、かつ、しっかりと織られていること。

三 濡れを適正に保持できるように措置されたものであること。

(品質)

第二十七条 消防用濡れホースのうち内張りにゴムを施したものにあつては、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 ゴムの表面にしわ等の不均一な部分がなく、かつ、ジャケットに均一に密着したものであること。

二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で J I S K 六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合するものであること。

(表略)

(削る)

2 濡れホースの内張りに使用されている合成樹脂は、

前項第一号並びに第七条第三項第二号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第四十条 濡れホースの長さは、乾燥させた状態で二十メ

ートル又は三十メートルとし、表示された長さからその長さの百パーセントの長さまでのものでなければならない。

(質量)

第四十一条 濡れホースは、乾燥させた状態で、その

呼称に応じて次の表に掲げる質量以下のものでなければならない。

(表略)

一 ゴムの表面にしわ等の不均一な部分がなく、かつ、ジャケットに均一に密着したものであること。

二 ホースを折り畳んだ状態で J I S K 六二五九の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行っても機能に異常を生じないものであること。

(表略)

三 折り畳んだホースの上に十二ニュートン毎平方センチメートルの荷重を加え、六十九度から七十一度までの間の温度に九十六時間放置しても、内張りが相互に接着しないものであること。

2 消防用濡れホースのうち内張りに合成樹脂を施したものにあっては、前項第一号並びに第八条第三項第二号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。

(長さ)

第二十八条 消防用濡れホースの長さは、乾燥させた状態で二十メ

ートル又は三十メートルとし、表示された長さの百パーセントの長さまでの範囲内のものでなければならない。

(質量)

第二十九条 消防用濡れホースは、完全に乾燥させた状態で、その

呼称に応じて次の表に掲げる質量以下のものでなければならない。

(表略)

(耐圧試験)

第四十二条 濡れホースは、その使用圧及びホースの状態に
応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ等
を生じてはならない。

(表略)

(破断試験)

第四十三条 濡れホースは、一・五メートル以上のホースをまっす
ぐにした状態で設計破断圧の水圧を加えた場合、破断を生じては
ならない。

(伸び)

第四十四条 濡れホースは、まっすぐにした状態で使用圧を
加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの
状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のもの
でなければならない。

(漏水量)

第四十五条 濡れホースは、水圧を〇・五メガパスカルとし
、三十五分間保持したうちの最後の五分間の平均漏水量が、その
呼称に依りて、次の表に掲げる漏水量以下のものであり、かつ、
ホースの表面が均一に濡れるものでなければならない。

(表略)

(耐摩耗性)

第四十六条 濡れホースは、任意の場所において、別表及び

(試験圧力)

第三十条 消防用濡れホースは、その種類及びホースの状態に
依りて次の表に掲げる水圧に五分間耐えるものでなければ
ならない。

(表略)

(新設)

(伸び)

第三十一条 消防用濡れホースは、その種類に依りて
加えた場合におけるホースの伸びが、水圧〇・一メガパスカルの
状態におけるホースの長さを基準として十パーセント以下のもの
でなければならない。

(漏水量)

第三十二条 消防用濡れホースは、水圧を〇・五メガパスカルとし
、三十五分間保持したうちの最後の五分間の平均漏水量が、その
呼称に依りて、次の表に掲げる漏水量以下のものであり、かつ、
ホースの表面が均一に濡れるものでなければならない。

(表略)

(耐摩耗性)

第三十三条 消防用濡れホースは、第十七条

別図に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、三十回の摩擦により漏水量が増加してはならない。

第六章 雑則

(基準の特例)

第四十七条 新たな技術開発に係る消防用ホースについて、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

(削る)

の表に定める試験条件により摩擦試験を行った場合、三十回の摩擦に耐えるものでなければならぬ。

第七章 雑則

(基準の特例)

第五十四条 新たな技術開発に係る消防用ホースについて、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

第三章 消防用麻ホース

○総務省令第二十三号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める
省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の
技術上の規格を定める省令

目次

- 第一章 総則（第一条―第二条）
- 第二章 消防用結合金具（第三条―第二十条）
- 第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条―第二十二条）
- 第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条）

第五章 雑則（第二十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この省令は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消防用結合金具 消防用ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号。以下「ホース規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管（消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号。以下「吸管規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「吸管」という。）を他のホース又は吸管、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自

治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。

）等と結合するために、ホース又は吸管の端部に装着する金具をいう。

二 かん合部 消防用結合金具同士をかん合する部分をいう。

三 装着部 ホース又は吸管を装着する部分をいう。

四 差込式結合金具 差込みの方法によりかん合する消防用結合金具をいう。

五 ねじ式結合金具 ねじによりかん合する消防用結合金具をいう。

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等（石油コ

ンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第十三条第三項に規定するものをい

う。次号において同じ。）としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース（ホース規格省令

第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。）を差込みの方法により他の大容

量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをい

う。次号において同じ。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第二条第五号

に規定するものをいう。次号において同じ。）等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金

具をいう。

七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具 ねじり式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる、大容量ホース又は大容量吸管（吸管規格省令第二条第二号に規定するものをいう。以下「大容量吸管」という。）をねじる方法により他の大容量ホース又は大容量吸管、大容量泡放水砲用ポンプ自動車、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ等と結合するために、大容量ホース又は大容量吸管的端部に装着する金具をいう。

八 呼び径 大容量泡放水砲用差込式結合金具又は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。

九 使用圧 設計された常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。

第二章 消防用結合金具

（区分）

第三条 消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

ねじ式		差込式	かん合部
吸管用	用	用	用途
百五十	百五十		呼称
十百四			
五百二十	五百二十		
百十五			
百	百		
九十	九十		
七十五	七十五	七十五	
六十五	六十五	六十五	
五十	五十	五十	
四十	四十	四十	
	三十	三十	
五二十	五二十	五二十	
	二十		

(一般構造)

第四条 消防用結合金具の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 水流による摩擦損失の少ない構造であること。
- 二 均一で良質な材料が用いられていること。
- 三 装着部は、堅固なものであり、装着したホース又は吸管が離脱しにくい構造であること。
- 四 人の触れるおそれのある部分は、面取、バリの除去等の危険防止のための措置が講じられたものであ

ること。

五 機能を損なうおそれのある附属装置が設けられていないこと。

六 異種の金属が接する部分は、腐食を防止する処理が講じられたものであること。

(材質)

第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめバネにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならぬ。

部品又は部分	材料
差し金具	JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
受け金具	JIS H 四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）
押し輪	JIS H 五一二〇（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物）
しめ輪	JIS H 五一二一（青銅連続鋳物及びシルジン青銅連続鋳物）
装着部	JIS H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

耐老化性	耐油性	硬さ	伸び (単位 パーセント)	引張強さ (単位 メガパスカル)	耐老化性		耐油性						
					引張強さ変化率 (単位 パーセント)	伸び変化率 (単位 パーセント)	体積変化率 (単位 パーセント)	ナंबर	ナंबर	ナंबर			
					JIS K 六二五七	JIS K 六二五七	JIS K 六二五八	JIS K 六二五八	JIS K 六二五三	JIS K 六二五一	JIS K 六二五一	十以上	
					マイナス四十以内	マイナス十五以内	マイナス十以上プラス十五以下 (差込式結合金具)	プラス五十以上プラス百二十以下 (差込式結合金具)	三十五以上四十五以下 (差込式結合金具)	七十五以上八十五以下 (ねじ式結合金具)	五百以上 (差込式結合金具)	百以上 (ねじ式結合金具)	

硬さ変化

J I S

K

六二五七

プラス十五

(表示)

第六条 消防用結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 消防用結合金具の呼称

四 吸管用のものにあつては、「吸」の文字

五 消防用結合金具の呼称と異なる呼称のホース又は吸管を装着するものにあつては、装着するホース又は吸管の呼称

六 使用圧

(差込式差し口の構造)

第七条 差込式差し口(差し金具、押し輪等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第一に定めるところによること。
 - 二 差込式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
 - 三 ホースを装着しない状態において押し輪が脱落しない構造であること。
 - 四 押し輪は、十分な強度を有し、差込式受け口との離脱操作による変形等が生じないものであること。
- (差込式受け口の構造)

第八条 差込式受け口（受け金具、つめ、つめばね、パッキン等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第二に定めるところによること。
- 二 差込式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 三 つめ室は、砂その他異物が容易に入らない構造であること。
- 四 つめの数は、三個以上であること。
- 五 つめは、等間隔に配置されていること。
- 六 つめは、同一の形状であること。

七 つめの張出しの強さ（つめの中央部に力を加え、つめを押し下げた時つめの中央部が別表第二に定めるF項面に達するまでの荷重をいう。次号において同じ。）の合計は、呼称に応じ、次の表に定める強さ以上であること。

呼称	強さ（単位 ニュートン）
七十五	九十
六十五	七十五
五十	六十
四十	四十五
三十	三十五
二十五	三十

八 それぞれのつめの張出しの強さとその平均値の差は、平均値の二十パーセント以内であること。

九 差込式差し口とかん合した場合、全てのつめの先端が差込式差し口に圧力を有して接する構造である

こと。

十 パッキンを容易に交換できる構造であること。

十一 パッキンは、容易に脱落しないものであること。

(ねじ式差し口の構造)

第九条 ねじ式差し口（差し金具等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第三、別表第四及び別表第五に定めるところによること。

二 ねじ式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三 ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。

四 ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起の材質が差し金具と同等以上の強度を有するものであること。

五 ねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後

の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。

(ねじ式受け口の構造)

第十条 ねじ式受け口（しめ輪、受け金具、パッキン等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ

。）の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第四、別表第五及び別表第六に定めるところによること。

二 ねじ式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三 ねじ式差し口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、か

つ、確実に当該操作が行える構造であること。

四 ねじ式差し口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起の材質がしめ輪と同等以上の強度を有するものであること。

五 しめ輪が脱落しない構造であること。

六 しめ輪は、自由に回転できるものであること。

七 しめ輪のねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去

された後の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。

八 パッキンを容易に交換できる構造であること。

九 パッキンは、容易に脱落しないものであること。

十 しめ輪の抜け止め部分は、容易に分解できない構造であること。

(着脱力)

第十一条 差込式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合を行う場合に必要な力(受け口に差し口を接し、差し口にかん合する方向に力を加えた場合、差込式結合金具が完全にかん合する時の荷重をいう。)及び離脱を行う場合に必要な力(かん合している差込式結合金具の押し輪に離脱する方向に力を加えた場合、つめが押し輪の別表第一に定めるJ項に乗った時の荷重をいう。)が、呼称に応じ、次の表に定める力以下となるものでなければならない。

呼称	力(単位 ニュートン)
七十五	百五十
六十五	百三十五

五十	百五
四十	九十
三十	八十五
二十五	七十五

(耐圧試験)

第十二条 消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならぬ。

2 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれにホースを装着して、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着したホースが離脱しないものでなければならぬ。

3 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに吸管を装着し

て、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着した吸管が離脱しないものでなければならない。

(漏水試験)

第十三条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、使用圧以下の任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。

(負圧試験)

第十四条 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、内部の真空度を次の式で求められた真空度以上として十分間放置した場合、次の各号に適合するものでなければならない。

$$\text{真空度 (kPa)} = \text{試験環境における大気圧 (kPa)} \div \text{標準大気圧 (kPa)} \times 94 \text{ kPa}$$

- 一 亀裂又は著しい変形が生じないこと。
- 二 三十秒後における漏れが、真空度で一・三三キロパスカル以上とならないこと。
- 三 着脱の操作が容易に行えること。

2 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに吸管を装着し

て、当該吸管の端部を塞ぎ、内部の真空度を前項の式で求められた真空度以上として十分間放置した場合、三十秒後における装着部からの漏れが、真空度で一・三三キロパスカル以上とならないものでなければならぬ。

(繰返し試験)

第十五条 差込式結合金具は、千回のかん合及び離脱の操作を行った場合、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 亀裂又は著しい変形が生じないこと。
- 二 着脱の操作が容易に行えること。
- 三 防食被膜を施した差込式結合金具にあつては、かん合部の防食被膜がはく離しないこと。

(落下試験)

第十六条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれにメートルのホースを装着して、高さ一メートルの位置から結合方向を水平にして平坦なコンクリート面に自由落下させた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行え

るものでなければならない。

2 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれに吸管を装着して、高さ七十センチメートルの位置から結合方向を水平にして平坦なコンクリート面に自由落下させた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

(引きずり試験)

第十七条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態において、それぞれにホースを装着して、当該ホースの一端（かん合されていない端とする。）を持って平坦なコンクリート面上を消防用結合金具がコンクリート面に接し、かつ、十キロメートル毎時以下の速度で結合方向に二十メートル引きずった場合、離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

(曲げ試験)

第十八条 差込式結合金具は、差込式結合金具同士をかん合した状態で一方を固定し、使用圧に相当する内

圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を三十秒間加えた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

曲げモーメント（ニュートンメートル）＝ $300N \times 1.5 \times$ （長さ $\times 15$ ）mm

（腐食試験）

第十九条 消防用結合金具は、JIS Z 二三七一（塩水噴霧試験方法）に定める試験方法により塩水（五質量パーセント水溶液とする。）を八時間噴霧した後、十六時間放置することを五回繰り返した後、水洗いをして二十四時間自然乾燥させた場合、機能を損なうおそれのある腐食が生じないものでなければならない。

（装着部の押しつぶし試験）

第二十条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態で、装着部の端から幅一センチメートルの部分に、差込み方向に対し直角に千ニュートンの荷重を五分間加えた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならない。

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具

(表示)

第二十一条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 呼び径
- 四 装着する大容量ホースの呼び径（ホース規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。）
- 五 使用圧
- 六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示
- 七 大容量ホースのジャケット（ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。第二十六条第八号において同じ。）の劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

第二十二條 第四條、第五條、第七條（第一号を除く。）、第八條（第一号及び第七号を除く。）、第十二條第一項及び第二項、第十三條、第十五條、第十六條第一項並びに第十七條から第二十條までの規定は、大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第十二條第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十一條七号の表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五條中「千回」とあるのは「百回」と、第十八條中「ヲシテ」とあるのは「ヲシテ」と読み替えるものとする。

第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具

(区分)

第二十三條 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具は、その用途により、大容量ホース用又は大容量吸管用に区分する。

(構造)

第二十四條 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四條各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

- 一 パッキンを容易に交換できる構造であること。
- 二 パッキンは、容易に脱落しないものであること。
- 三 かん合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。
- 四 かん合部には、砂その他異物が容易に入らない構造であること。ただし、特殊な構造によりその必要のないものにあつては、この限りでない。
- 五 かん合部は、十分な強度を有し、かん合及び離脱操作による変形等が生じないものであること。

(材質)

第二十五条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

- 一 J I S H 四〇八〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)
- 二 J I S H 四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)
- 三 J I S H 五一二〇 (青銅鑄物及びシルジン青銅鑄物)
- 四 J I S H 五一二一 (青銅連続鑄物及びシルジン青銅連続鑄物)

五 J I S H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

六 J I S H 三二六〇（銅及び銅合金の線）

七 J I S Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片を用いて J I S Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが第一号から前号までに掲げるものと同等以上の強度を有するもの

2 第五条第二項の規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場合にあつては、当該パッキンの材料について準用する。

（表示）

第二十六条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 呼び径

四 装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径（ホース規格省令第四条第二項又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。）

五 使用圧

六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字

七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示

八 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

（準用）

第二十七条 第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。

この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十六条第八号の表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「百回」とあるのは「百回」と読み替えるものとする。

(基準の特例)

第二十八条 新たな技術開発に係る消防用結合金具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の廃止)

第二条 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）は、廃止する。

(消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の廃止)

第三条 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）は、廃止する。

(消防法施行規則の一部改正)

第四条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号ロ中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号)」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)」に、「受け口」を「差込式受け口」に、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)」を「同令」に改める。

第三十一条第三号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」に、「受け口及び差し口」を「差込式受け口及び差込式差し口」に、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「同令」に改める。

(石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正)

第五条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和五十一年自治省令

第十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第二号)第三条又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)第三条第三項」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)第三条の表」に改める。

第十八条の八第一項第三号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」に、「受け口」を「差込式受け口」に改める。

(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第六条 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自

治省令第二号) 又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年自治省令第三号)」を「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十三号)」に改める。

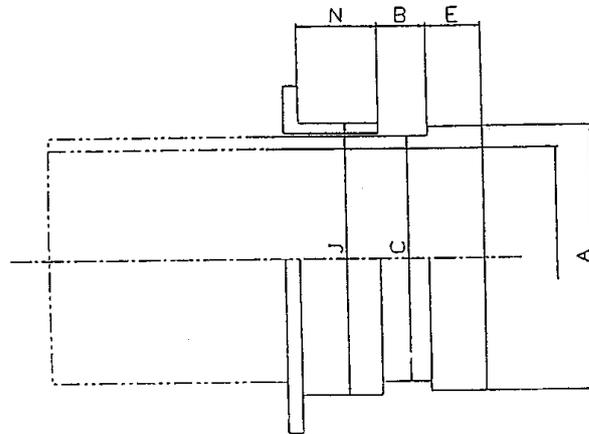
別表第一 差込式差し口の寸法表（第七条関係）

単位 ミリメートル

区分	A	B	C	E	J	N
許容差 呼称	+0 -0.2		+0 -0.2	+0 -0.2	+0 -0.2	
呼称75	81.5	15.0	76.2	18.0	83.0	22.8
呼称65	68.5	13.0	63.5	15.5	70.5	19.5
呼称50	55.6	10.5	51.0	14.5	56.5	14.7
呼称40	43.6	8.5	39.0	11.7	44.0	12.5
呼称30	35.6	7.7	32.5	10.0	36.0	11.3
呼称25	28.6	7.0	26.0	8.5	29.0	10.2

注 B及びN欄に掲げる値は、最小値を示す。

差し口



別表第二 差込式受け口の寸法表（第八条関係）

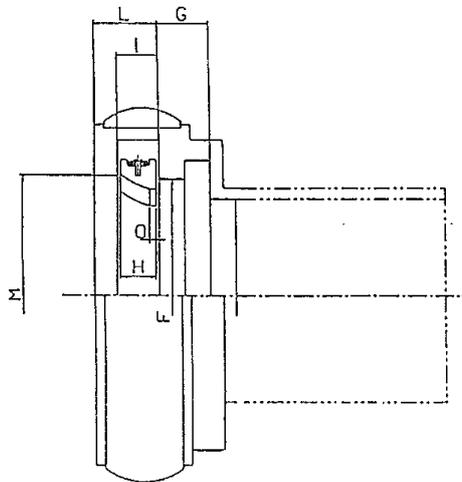
単位 ミリメートル

区分	F	G	H	I	L	M	O
許容差 呼称	+0.5 -0	+0.2 -0	+0 -0.1	+0.1 -0			
呼称75	82.0	19.0	12.6	12.8	24.0	83.8	2.5
呼称65	69.0	16.0	10.6	10.8	21.0	70.8	2.0
呼称50	56.0	15.0	8.0	8.2	17.0	56.8	1.8
呼称40	44.0	12.2	7.0	7.2	14.0	44.3	1.5
呼称30	36.0	10.5	6.5	6.7	13.0	36.3	1.3
呼称25	29.0	9.0	6.0	6.2	12.0	29.3	1.0

注1 L欄に掲げる値は、最大値を示す。

2 M及びO欄に掲げる値は、最小値を示す。

受け口



別表第三 ねじ式差し口の差し金具のおねじの寸法差（第九条関係）

単位 ミリメートル

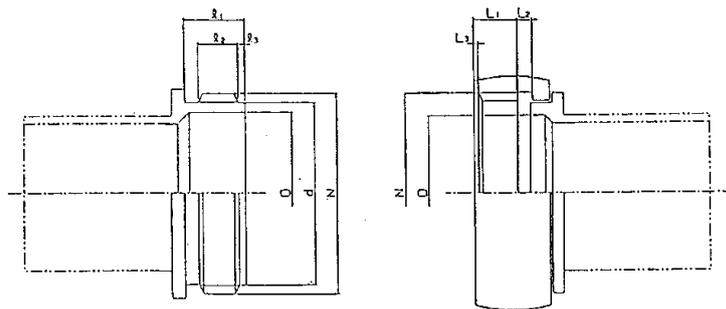
呼 称	ねじの 呼び N	外 径 K				有 効 径 K ₂		谷 の 径 K ₁	
		丸 形		平 型		上 の 寸法差	下 の 寸法差	上 の 寸法差	下 の 寸法差
		上 の 寸法差	下 の 寸法差	上 の 寸法差	下 の 寸法差				
150	175	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
140	165	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
125	150	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
115	140	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
100	122.5	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
90	110	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
75	95	-0.08	-0.86	-0.55	-0.86	-0.08	-0.42	-0.08	-0.93
65	82.5	-0.08	-0.73	-0.46	-0.73	-0.08	-0.38	-0.08	-0.79
50	60	-0.06	-0.51	-0.30	-0.51	-0.06	-0.30	-0.06	-0.55
40	48	-0.06	-0.51	-0.30	-0.51	-0.06	-0.30	-0.06	-0.55
30	40	-0.06	-0.51	-0.30	-0.51	-0.06	-0.30	-0.06	-0.55
25	34	-0.06	-0.51	-0.30	-0.51	-0.06	-0.30	-0.06	-0.55
20	25	-0.06	-0.44	-0.25	-0.44	-0.06	-0.24	-0.06	-0.44

別表第四
ねじ式差し口及びねじ式受け口の寸法表（第九条及び第十条関係）

単位 ミリメートル

区分 許容差 呼称	ねじの 呼び N	D	差 し 口				受 け 口		
			d	ℓ_1	ℓ_2	ℓ_3	L_1	L_2	L_3
			± 0.2		$+0.2$ -0	$+0.2$ -0	$+0.2$ -0	± 0.2	$+0.2$ -0
呼称 150	175	152.2	163	31	20	5	23	7.5	3
呼称 140	165	142.2	153	31	20	5	23	7.5	3
呼称 125	150	128.2	139	31	20	5	23	7.5	3
呼称 115	140	121.2	129	31	20	5	23	7.5	3
呼称 100	122.5	105.2	113	31	20	5	23	6.5	3
呼称 90	110	93.2	101	31	20	5	23	6.5	3
呼称 75	95	78.2	86	30	20	4	22	6.5	2.5
呼称 65	82.5	67.2	75	27	18	3	19	6.5	2
呼称 50	60	49.2	55	20	13.5	1.5	13	5.5	1
呼称 40	48	38.2	43	20	13.5	1.5	13	5.5	1
呼称 30	40	30.2	35	18	12	1.5	12	5	1
呼称 25	34	24.2	29	16	11	1.5	10	4.5	1
呼称 20	25	17.2	21	13	9	1	8	4	1

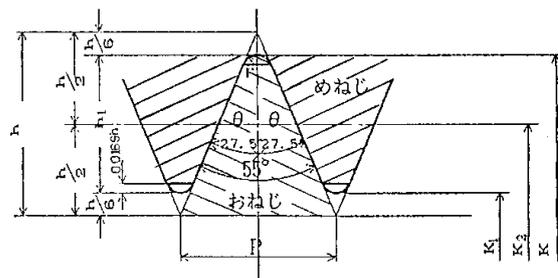
- 注1 D欄に掲げる値は、最大値を示す。
 注2 ℓ_1 欄に掲げる値は、最小値を示す。



別表第五 ねじ式差し口の差し金具及びねじ式受け口のしめ輪のねじの基本寸法 (第九条及び第十条関係)

単位 ミリメートル

呼称	ねじの呼び N	ねじ山数 (25.4mm につき) n	ピッチ p	おねじの ねじ山の 高さ h ₁	丸み r	山の 半角度 (度) θ	有効径 K ₂	おねじ の外径 (めねじの 谷の径) K	おねじ の谷の径 (めねじの 内径) K ₁
150	175	4	6.350	4.066	0.872	27.5	170.934	175.0	166.868
140	165	4	6.350	4.066	0.872	27.5	160.934	165.0	156.868
125	150	4	6.350	4.066	0.872	27.5	145.934	150.0	141.868
115	140	4	6.350	4.066	0.872	27.5	135.934	140.0	131.868
100	122.5	4	6.350	4.066	0.872	27.5	118.434	122.5	114.368
90	110	4	6.350	4.066	0.872	27.5	105.934	110.0	101.868
75	95	4	6.350	4.066	0.872	27.5	90.934	95.0	86.868
65	82.5	5	5.080	3.253	0.697	27.5	79.247	82.5	75.994
50	60	8	3.175	2.033	0.436	27.5	57.967	60.0	55.934
40	48	8	3.175	2.033	0.436	27.5	45.967	48.0	43.934
30	40	8	3.175	2.033	0.436	27.5	37.967	40.0	35.934
25	34	8	3.175	2.033	0.436	27.5	31.967	34.0	29.934
20	25	10	2.540	1.626	0.349	27.5	23.374	25.0	21.748



別表第六 ねじ式受け口のしめ輪のめねじの寸法差（第十条関係）

単位 ミリメートル

呼 称	ねじの 呼 び N	谷 の 径 K		有 効 径 K ₂		内 径 K ₁	
		上 の 寸法差	下 の 寸法差	上 の 寸法差	下 の 寸法差	上 の 寸法差	下 の 寸法差
150	175	規 定 し な い	規 定 し な い	+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
140	165			+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
125	150			+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
115	140			+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
100	122.5			+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
90	110			+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
75	95			+ 0.42	+ 0.08	+ 1.52	+ 1.02
65	82.5			+ 0.38	+ 0.08	+ 1.30	+ 0.84
50	60			+ 0.30	+ 0.06	+ 0.90	+ 0.54
40	48			+ 0.30	+ 0.06	+ 0.90	+ 0.54
30	40			+ 0.30	+ 0.06	+ 0.90	+ 0.54
25	34			+ 0.30	+ 0.06	+ 0.90	+ 0.54
20	25			+ 0.24	+ 0.06	+ 0.63	+ 0.44

注：めねじの谷の径の下の寸法差は規定しないが、谷底と丸形のおねじの外径の最大寸法との間に、多少のすきまを設けるものとする。

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（案） 新旧対照条文

○消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（スプリンクラー設備に関する基準の細目） 第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 五の二（略）</p> <p>六 送水口は、次に定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 送水口の結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）に規定する呼称六十五の差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令</p> <p>に規定する呼称六十五のしめ輪のめねじに適合するものであること。</p> <p>六の二 十三（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（スプリンクラー設備に関する基準の細目） 第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 五の二（略）</p> <p>六 送水口は、次に定めるところによること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 送水口の結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）</p> <p>に規定する呼称六十五の受け口に、ねじ式のものにあつては消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）に規定する呼称六十五のしめ輪のめねじに適合するものであること。</p> <p>六の二 十三（略）</p> <p>二（略）</p>

(連結送水管に関する基準の細目)
第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一及び二 (略)

三 送水口及び放水口の結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称六十五(フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等に適合する呼称として消防長又は消防署長が指定する呼称とする。以下この号において同じ。)の差込式受け口及び差込式差し口に、ねじ式のものにあつては同令

に規定する呼称六十五のしめ輪のめねじ及びおねじに適合するものであること。

四 (略)

(連結送水管に関する基準の細目)
第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一及び二 (略)

三 送水口及び放水口の結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令

に規定する呼称六十五(フオグガン等を使用するものとして消防長又は消防署長が指定する防火対象物にあつては、当該フオグガン等に適合する呼称として消防長又は消防署長が指定する呼称とする。以下この号において同じ。)の受け口及び差し口に、ねじ式のものにあつては消防用ホース又は消防用吸管に使用する

ねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称六十五のしめ輪のめねじ及びおねじに適合するものであること。

四 (略)

○石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（構造）</p> <p>第十条 消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に 関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置され ていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる 各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当してい ることとする。</p> <p>一 消火栓</p> <p>イ 及びロ （略）</p> <p>ハ 接続口は、消防用ホースに使用する差込式又は ねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ 式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 二十五年総務省令第二十三号）第三条の表</p> <p>に規定する呼称七十五の寸法の結合金具 を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十 六年政令第三十七号）第三十七条第一項第四号に 規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」と いう。）又は消防用吸管に結合することができる ものであること。</p> <p>ニ （略）</p> <p>二及び三 （略）</p> <p>2 及び 4 （略）</p> <p>（発泡器）</p> <p>第十八条の八 令第八条第二項第二号の総務省令で定め</p>	<p>（構造）</p> <p>第十条 消火栓を有する消防車用屋外給水施設の構造に 関する基準は、次の各号（既存事業所に既に設置され ていたものにあつては、第一号及び第三号）に掲げる 各部分がそれぞれ当該各号に掲げる要件に該当してい ることとする。</p> <p>一 消火栓</p> <p>イ 及びロ （略）</p> <p>ハ 接続口は、消防用ホースに使用する差込式の結 合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自 治省令第二号）第三条又は消防用ホース又は消防 用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規 格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第三 条第三項に規定する呼称七十五の寸法の結合金具 を有する消防用ホース（消防法施行令（昭和三十 六年政令第三十七号）第三十七条第一項第四号に 規定する消防用ホースをいう。以下「ホース」と いう。）又は消防用吸管に結合することができる ものであること。</p> <p>ニ （略）</p> <p>二及び三 （略）</p> <p>2 及び 4 （略）</p> <p>（発泡器）</p> <p>第十八条の八 令第八条第二項第二号の総務省令で定め</p>

る発泡器は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 及び二 (略)

三 当該発泡器の入口側の結合金具は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する差込式受け口に適合する構造であること。

四 及び五 (略)

2 及び 3 (略)

る発泡器は、次に掲げる要件に該当するものとする。

一 及び二 (略)

三 当該発泡器の入口側の結合金具は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する受け口に適合する構造であること。

四 及び五 (略)

2 及び 3 (略)

○動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（一般構造及び機能） 第三条 動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 六（略） 七 ポンプの吸水口又は放水口に使用する結合金具は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号） 。 の規定に適合するものであること</p> <p>八 十（略）</p>	<p>（一般構造及び機能） 第三条 動力消防ポンプの一般構造及び機能は、次の各号に適合するものでなければならない。 一 六（略） 七 ポンプの吸水口又は放水口に使用する結合金具は、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）又は消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）の規定に適合するものであること</p> <p>八 十（略）</p>

【参考】○消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 新旧対照条文
 (傍線部分は改正部分)

<p>改正案</p>	<p>現行差込式の結合金具</p>	<p>現行ねじ式の結合金具</p>
<p>改正省令案 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成二十五年三月二十七日総務省令第二十三号) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令</p>	<p>差込式結合金具現行省令 消防用ホースの結合金具に使用する差込式の技術上の規格を定める省令(昭和二十九年自治省令第十号)の全部を改正する省令を次のように定める。 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令</p>	<p>ねじ式結合金具現行省令 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令(平成四年一月二十九日自治省令第三号) 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十一条の二第二項の規定に基づき、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令</p>

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 消防用結合金具（第三条―第二十条）</p> <p>第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条―第二十二条）</p> <p>第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条）</p> <p>附則</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、消防用ホース に使用する差込式又はねじ式の結合 金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結 合金具の技術上の規格を定めるものとする 。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 差込式結合金具（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第十八条―第二十条）</p> <p>第四章 雑則（第二十一条）</p> <p>附則</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、消防用ホース に使用する差込式 の結合 金具 の技術上の規格を定めるものとする 。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条）</p> <p>第二章 ねじ式結合金具（第三条―第十五条）</p> <p>第三章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第十六条―第二十四条）</p> <p>第四章 雑則（第二十五条）</p> <p>附則</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、消防用ホース又は消防 用吸管に使用する ねじ式の結合 金具 の技術上の規格を定めるものとする 。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ</p>

による。

一 消防用結合金具 消防用ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号。以下「ホース規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管（消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号。以下「吸管規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「吸管」という。）を 他 の ホース又は吸管、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。）等と結合するために、ホース又は吸管の端部に装着する 金具をいう。

二 かん合部 消防用

による。

一 差込式結合金具 消防用ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号。以下「ホース規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「ホース」という。）

を差込みの方法により他のホース、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。）等と結合するために、ホースの端部に装着する差し口又は受け口の金具をいう。

六 結合部 大容量泡放水砲用差込式

による。

一 ねじ式結合金具 消防用ホース（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号。以下「ホース規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「ホース」という。）又は消防用吸管（消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号。以下「吸管規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。以下「吸管」という。）をねじにより 他 の ホース又は吸管、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号。以下「動力消防ポンプ規格省令」という。）第二条第一号に規定するものをいう。）等と結合するために、ホース又は吸管の端部に装着する差し口又は受け口の金具をいう。

六 結合部 大容量泡放水砲用ねじり式

結合金具同士をかん合する部分をいう。

三 装着部 ホース又は吸管を装着する部分をいう。

四 差込式結合金具 差込みの方法によりかん合する消防用結合金具をいう。

五 ねじ式結合金具 ねじによりかん合する消防用結合金具をいう。

(第七条又は第九条にそれぞれ移動)

(第八条又は第十条にそれぞれ移動)

(第七号に移動。大容量結合金具の使用圧の定義と合体させたため)

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差

込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用

防災資機材等(石油コンビナート等災害

防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二

十九号)第十三条第三項に規定するもの

結合金具 をかん合する部分をいう。

(新設)

(第一号から移動)

二 差し口 差し金具、ホース装着部(以下「装着部」という。)、押し輪等により構成される差込式結合金具をいう。

三 受け口 受け金具、装着部、つめ、つめばね、パッキン等により構成される差込式結合金具をいう。

四 ホースの使用圧 折れ曲がつた部分のない状態におけるホースに通水した場合の常用最高使用水圧(単位 メガパスカル)をいう。

五 大容量泡放水砲用差込式結合金具

石油コンビナート

等災害防止法施行令(昭和五十一年政令

第二百二十九号)第十三条第三項に規定す

る大容量泡放水砲用防災資機材

結合金具同士をかん合する部分をいう。

(新設)

(第一号から移動)

二 差し口 差し金具、ホース又は吸管の装着部(以下「装着部」という。)等により構成されるねじ式結合金具をいう。

三 受け口 しめ輪、受け金具、装着部、パッキン等により構成されるねじ式結合金具をいう。

四 ホースの使用圧 折れ曲がつた部分のない状態におけるホースに通水した場合の常用最高使用水圧(単位 メガパスカル)をいう。

をいう。次号において同じ。)としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース(ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。)を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車(動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。次号において同じ。)、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ(動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。)等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。

七| 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具

ねじり式結合金具のうち、

大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる、

大容量

としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース(ホース規格省令第二条第六号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。)を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車(動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。次号において同じ。)、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ(動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。)等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する差し口又は受け口の金具をいう。

五| 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具

石油コンビナ

ト等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース(ホース規格省令第二条第六号に規定するものをいう。以下「大容量

<p>ホース 又は大容量吸管（吸管規格省令第二条第二号に規定するものをいう。以下「大容量吸管」という。）をねじる方法により他の大容量ホース又は大容量吸管、大容量泡放水砲用ポンプ自動車</p> <p>量泡放水砲用可搬消防ポンプ</p> <p>、大容量</p>	<p>等と結合するために、大容量ホース又は大容量吸管の端部に装着する 金具をいう。</p> <p>八 呼び径 大容量泡放水砲用差込式結合金具又は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位ミリメートル）をいう。（第二十一条及び第二十六条に移動）</p>	<p>九 使用圧 設計された</p>
<p>ホース」という。）又は大容量吸管（吸管規格省令第二条第二号に規定するものをいう。以下「大容量吸管」という。）をねじる方法により他の大容量ホース、大容量吸管、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第五条第五号に規定するものをいう。）等と結合するために、大容量ホース又は大容量吸管の端部に装着する 金具をいう。</p>	<p>七 呼び径</p> <p>結合部の設計された内径（単位ミリメートル）をいう。</p> <p>八 大容量ホースの呼び径 ホース規格省令第二条第七号に規定する呼び径をいう。</p>	<p>九 使用圧 大容量ホースを装着した状態における大容量泡放水砲用差込式結合金</p>
<p>ホース」という。）又は大容量吸管（吸管規格省令第二条第二号に規定するものをいう。以下「大容量吸管」という。）をねじる方法により他の大容量ホース、大容量吸管、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第五条第五号に規定するものをいう。）等と結合するために、大容量ホース又は大容量吸管の端部に装着する 金具をいう。</p>	<p>七 呼び径</p> <p>結合部の設計された内径（単位ミリメートル）をいう。</p> <p>八 大容量ホース又は大容量吸管の呼び径 ホース規格省令第二条第七号又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。</p>	<p>九 使用圧 大容量ホースを装着した場合における</p>

<p>常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。</p>	<p>第二章 消防用結合金具</p>	<p>(区分) 第三条 消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。 (表略)</p>	<p>(一般構造) 第四条 消防用結合金具の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p>
<p>具の常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。</p>	<p>第二章 差込式結合金具</p>	<p>(区分) 第三条 差込式結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、その寸法により、呼称七十五、呼称六十五、呼称五十、呼称四十、呼称三十及び呼称二十五に区分する。</p>	<p>(一般構造) 第四条 差込式結合金具の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p>
<p>常用最高使用水圧（単位 メガパスカル）をいう。</p>	<p>第二章 ねじ式結合金具</p>	<p>(区分) 第三条 ねじ式結合金具は、その用途により、ホース用又は吸管用に区分する。 2 ホース用のねじ式結合金具は、その寸法により、呼称百五十、呼称百二十五、呼称百、呼称九十、呼称七十五、呼称六十五、呼称五十、呼称四十、呼称三十、呼称二十五及び呼称二十に区分する。 3 吸管用のねじ式結合金具は、その寸法により、呼称百五十、呼称百四十、呼称百二十五、呼称百十五、呼称百、呼称九十、呼称七十五、呼称六十五、呼称五十、呼称四十及び呼称二十五に区分する。</p>	<p>(一般構造) 第四条 ねじ式結合金具の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p>

<p>(材質)</p> <p>第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格</p>	<p>一 水流による摩擦損失の少ない構造であること。</p> <p>二 均一で良質な材料が用いられていること。</p> <p>三 装着部は、堅固なものであり、装着したホース又は吸管が離脱しにくい構造であること。</p> <p>四 人の触れるおそれのある部分は、面取り、バリの除去等の危険防止のための措置が講じられたものであること。</p> <p>五 機能を損なうおそれのある附属装置が設けられていないこと。</p> <p>六 異種の金属が接する部分は、腐食を防止する処理が講じられたものであること。</p>
<p>(材質)</p> <p>第七条 差込式結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又はこれら</p>	<p>一 水流による摩擦損失の少ない構造であること。</p> <p>(新設)</p> <p>二 装着部は、堅固なものであり、装着したホースが離脱しにくい構造であること。</p> <p>三 人の触れるおそれのある部分は、危険防止のための措置が講じられたものであること。</p> <p>四 機能を損なうおそれのある附属装置が設けられていないこと。</p> <p>五 異種の金属が接する部分は、腐食を防止する処理が講じられたものであること。</p>
<p>(材質)</p> <p>第七条 ねじ式結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又はこれら</p>	<p>一 水流による摩擦損失の少ない構造であること。</p> <p>(新設)</p> <p>二 装着部は、堅固なものであり、装着したホース又は吸管が離脱しにくい構造であること。</p> <p>三 人の触れるおそれのある部分は、危険防止のための措置が講じられたものであること。</p> <p>四 機能を損なうおそれのある附属装置が設けられていないこと。</p> <p>五 異種の金属が接する部分は、腐食を防止する処理が講じられたものであること。</p>

<p>(以下「JIS」という。) Z 二二〇一 で定める方法により採取した四号試験片(つめバネにあつては五号試験片とする。) を用いてJIS Z 二二四一により試験 を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表 の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有 するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 消防用結合金具に用いるパッキンの材料 は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表 の中欄に掲げる測定方法により測定した値 が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと 同等以上の性能を有するものでなければな らない。この場合において、耐油性及び耐 老化性における試験温度及び試験時間は、 それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>と同等以上の強度を有 するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 受け口の パッキンの材料 は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表 の中欄に掲げる測定方法により測定した値 が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと 同等以上の性能を有するものでなければな らない。この場合において、耐油性及び耐 老化性における試験温度及び試験時間は、 それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>(表示)</p> <p>第六 条 消防用結合金具には、次に掲げる 事項を容易に消えないように表示しなけれ ばならない。</p>
<p>と同等以上の強度を有 するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 受け口の パッキンの材料 は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表 の中欄に掲げる測定方法により測定した値 が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと 同等以上の性能を有するものでなければな らない。この場合において、耐油性及び耐 老化性における試験温度及び試験時間は、 それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>と同等以上の強度を有 するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 受け口の パッキンの材料 は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表 の中欄に掲げる測定方法により測定した値 が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと 同等以上の性能を有するものでなければな らない。この場合において、耐油性及び耐 老化性における試験温度及び試験時間は、 それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>(表示)</p> <p>第十五条 ねじ式結合金具には、次に掲げる 事項を容易に消えないように表示しなけれ ばならない。</p>
<p>と同等以上の強度を有 するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 受け口の パッキンの材料 は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表 の中欄に掲げる測定方法により測定した値 が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと 同等以上の性能を有するものでなければな らない。この場合において、耐油性及び耐 老化性における試験温度及び試験時間は、 それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>と同等以上の強度を有 するものでなければならない。</p> <p>(表略)</p> <p>2 受け口の パッキンの材料 は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表 の中欄に掲げる測定方法により測定した値 が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと 同等以上の性能を有するものでなければな らない。この場合において、耐油性及び耐 老化性における試験温度及び試験時間は、 それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>(表示)</p> <p>第十七条 差込式結合金具には、次に掲げる 事項を容易に消えないように表示しなけれ ばならない。</p>

<p>一 製造者名又は商標</p> <p>二 製造年</p> <p>三 消防用結合金具の呼称</p> <p>四 吸管用のものにあつては、「吸」の文字</p> <p>五 消防用結合金具の呼称と異なる呼称のホース又は吸管を装着するものにあつては、装着するホース又は吸管の呼称(削る)</p> <p>六 使用圧</p>	<p>一 製造者名又は商標</p> <p>二 製造年</p> <p>三 差込式結合金具の呼称</p> <p>四 差込式結合金具の呼称と異なる呼称のホースを装着するものにあつては、装着するホースの呼称</p> <p>五 呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカルを超えるものを装着するものにあつては、「コ」の文字</p> <p>(第十九条第五号から移動)</p>	<p>一 製造者名又は商標</p> <p>二 製造年</p> <p>三 ねじ式結合金具の呼称</p> <p>四 吸管用のものにあつては、「吸」の文字</p> <p>五 ねじ式結合金具の呼称と異なる呼称のホース又は吸管を装着するものにあつては、装着するホース又は吸管の呼称</p> <p>六 呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカルを超えるものを装着するものにあつては、「コ」の文字。</p> <p>(新設)</p>
<p>(差込式差し口の構造)</p> <p>第七条 差込式差し口(差し金具、押し輪等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第</p>	<p>(差し口の構造)</p> <p>第五条 差し口の構造は、前条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第</p>	

<p>一に定めるところによること。</p> <p>二 差込式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>三 ホースを装着しない状態において押し輪が脱落しない構造であること。</p> <p>四 押し輪は、十分な強度を有し、差込式受け口との離脱操作による変形等が生じないものであること。</p>	<p>(差込式受け口の構造)</p> <p>第八条 差込式受け口(受け金具、つめ、つめばね、パッキン等により構成される差込式結合金具をいう。以下同じ。)の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第二に定めるところによること。</p> <p>二 差込式差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>三 つめ室は、砂その他異物が容易に入らない構造であること。</p> <p>四 つめの数は、三個以上であること。</p>
<p>一に定めるところによること。</p> <p>二 受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>三 ホースを装着しない状態において、押し輪が離脱しない構造であること。</p> <p>四 押し輪は、十分な強度を有し、受け口との離脱操作による変形等が生じないものであること。</p>	<p>(受け口の構造)</p> <p>第六条 受け口の構造は、第四条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第二に定めるところによること。</p> <p>二 差し口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>三 つめ室は、砂その他異物が容易に入らない構造であること。</p> <p>四 つめの数は、三個以上であること。</p>

<p>五 つめは、等間隔に配置されていること。</p> <p>六 つめは、同一の形状であること。</p> <p>七 つめの張出しの強さ（つめの中央部に力を加え、つめを押し下げた時つめの中央部が別表第二に定めるF項面に達するまでの荷重をいう。次号において同じ。）の合計は、呼称に応じ、次の表に定める強さ以上であること。</p> <p>(表略)</p> <p>八 それぞれのつめの張出しの強さとその平均値の差は、平均値の二十パーセント以内であること。</p> <p>九 差込式差し口とかん合した場合、全てのつめの先端が差込式差し口に圧力を有して接する構造であること。</p> <p>十 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>十一 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p>	<p>五 つめは、等間隔に配置されていること。</p> <p>六 つめは、同一の形状であること。</p> <p>七 つめの張出しの強さ</p> <p>の合計は、呼称に応じ、次の表に定める強さ以上であること。</p> <p>(表略)</p> <p>八 それぞれのつめの張出しの強さとその平均値の差は、平均値の二十パーセント以内であること。</p> <p>九 差し口とかん合した場合、すべてのつめの先端が 差し口に圧力を有して接する構造であること。</p> <p>十 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>十一 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p>	<p>第九条 ねじ式差し口（差し金具等により構成）</p>
<p>（ねじ式差し口の構造）</p>	<p>第五条 差し口の構造</p>	<p>差し口</p>

成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。
の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第一、別表第四及び別表第五に定めるところによること。

二 ねじ式受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三 ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。

四 ねじ式受け口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起の材質が差し金具と同等以上の強度を有するものであること。

五 ねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後の断面の高さは、

ねじ山の高さの三分の一以下であること。

の構造は、前条に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。

一 各部分の寸法は、呼称に応じ、別表第一、別表第二及び別表第三に定めるところによること。

二 受け口と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。

三 受け口とのかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。

四 受け口とのかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起が十分な強度を有するものであること。

五 ねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。

<p>(ねじ式受け口の構造)</p> <p>第十条 <u>ねじ式受け口</u> (しめ輪、受け金具、パッキン等により構成されるねじ式結合金具をいう。以下同じ。) の構造は、<u>第四条</u>各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 各部分の寸法は、呼称に応じ、<u>別表第一</u>、<u>別表第五</u>及び<u>別表第六</u>に定めるところによること。</p> <p>二 <u>ねじ式差し口</u>と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>三 <u>ねじ式差し口</u>のかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。</p> <p>四 <u>ねじ式差し口</u>のかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起の材質がしめ輪と同等以上の強度を有するものであること。</p> <p>五 しめ輪が脱落しない構造であること。</p> <p>六 しめ輪は、自由に回転できるものであること。</p>	<p>(受け口の構造)</p> <p>第六条 <u>受け口</u> の構造は、<u>第四条</u>に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 各部分の寸法は、呼称に応じ、<u>別表第一</u>、<u>別表第二</u>及び<u>別表第四</u>に定めるところによること。</p> <p>二 <u>差し口</u>と容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>三 <u>差し口</u>のかん合及び離脱の操作に用具を用いるものにあつては、用具が容易に使用でき、かつ、確実に当該操作が行える構造であること。</p> <p>四 <u>差し口</u>のかん合及び離脱の操作に用いる突起が設けられているものにあつては、突起が十分な強度を有するものであること。</p> <p>五 しめ輪が離脱しない構造であること</p> <p>六 しめ輪は、自由に回転できるものであること</p>
--	---

<p>ること。</p> <p>七 しめ輪のねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。この場合において、除去された後の断面の高さは、ねじ山の高さの三分の一以下であること。</p> <p>八 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>九 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p> <p>十 しめ輪の抜け止め部分は、容易に分解できない構造であること。</p>	<p>(着脱力)</p> <p>第十一条 差込式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合を行う場合に必要な力(受け口に差し口を接し、差し口にかん合する方向に力を加えた場合、差込式結合金具が完全にかん合する時の荷重をいう。)及び離脱を行う場合に必要な力(かん合している差込式結合金具の押し輪に離脱する方向</p>
<p>ること。</p> <p>七 しめ輪のねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。</p> <p>八 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>九 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p> <p>十 しめ輪の抜け止め部分は、容易に分解できない構造であること。</p>	<p>(着脱力)</p> <p>第八条 差込式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合</p> <p>及び</p> <p>離脱を行う場合に必要な力</p>
<p>ること。</p> <p>七 しめ輪のねじの始めの部分は、不完全ねじ部が除去されたものであること。</p> <p>八 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>九 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p> <p>十 しめ輪の抜け止め部分は、容易に分解できない構造であること。</p>	

<p>に力を加えた場合、つめが押し輪の別表第一に定めるJ項に乗った時の荷重をいう。 〔が、呼称に応じ、次の表に定める力以下となるものでなければならぬ。〕 (表略)</p>	<p>(耐圧試験) 第十二条 消防用 結合金具は、消防用結合金具同士を かん合した状態において、使用圧の二倍に相当する 内圧力を五分割間加えた場合、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならぬ。 2 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を かん合した状態において、それぞれにホースを装着して、使用圧の二倍</p>
<p>〔が、呼称に応じ、次の表に定める力以下となるものでなければならぬ。〕</p>	<p>(耐圧試験) 第九条 差込式 結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、三メガパスカル(呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下のものを装着するものにあつては、二メガパスカル。次項において同じ。)の内圧力を五分割間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならぬ。 2 差込式 結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、ホースを装着して、三メガパスカ</p>
<p>(耐圧試験) 第八条 ねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、三メガパスカル(呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下のものを装着するものにあつては、二メガパスカル。次項において同じ。)の内圧力を五分割間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならぬ。 2 ホース用のねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、ホースを装着して、三メガパスカ</p>	<p>(耐圧試験) 第八条 ねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、ホースを装着して、三メガパスカ</p>

に相当する内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着したホースが離脱しないものでなければならぬ。

(第一項に統合)

3 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を

かん合した状態において、それぞれに吸管を装着して、使用圧の二倍に相当する内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着した吸管が離脱しないものでなければならぬ。

ルの内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着したホースが離脱しないものでなければならぬ。

ルの内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着したホースが離脱しないものでなければならぬ。

3 吸管用のねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、二メガパスカル（呼称四十又は呼称二十五の吸管を装着するものにあつては、一メガパスカル）の内圧力を五分間加えた場合、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものでなければならぬ。

4 吸管用のねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、吸管を装着して、当該吸管の呼称に応じて次の表に定める値の内圧力を五分間加えた場合、装着部から漏水が生じず、かつ、装着した吸管が離脱しないものでなければならぬ。

<p>(漏水試験)</p> <p>第十三条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を かん合した状態において、使用圧 かん合した状態において、使用圧 任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。</p> <p>以下の</p>	<p>(負圧試験)</p> <p>第十四条 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を かん合した状態において、内部の真空度を次の式で求められた真空度以上として十分間放置した場合、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>真空度 (kPa) \parallel 試験環境における大気圧 (kPa) \div 標準大気圧 (kPa) \times</p>
<p>(漏水試験)</p> <p>第十条 差込式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、二メガパスカル（呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下のものを装着するものにあつては、一・三メガパスカル。第十四条において同じ。）以下の任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。</p>	<p>(負圧試験)</p> <p>第十四条 吸管用のねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、内部の真空度を九十四キロパスカル以上として十分間放置した場合、き裂、漏れ、著しい変形等が生じないものでなければならない。</p>
<p>(漏水試験)</p> <p>第九条 ホース用のねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、二メガパスカル（呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下のものを装着するものにあつては、一・三メガパスカル）以下の任意の内圧力を加えた場合、かん合部から漏水しないものでなければならない。</p>	<p>(負圧試験)</p> <p>第十条 吸管用のねじ式結合金具は、差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合した状態において、内部の真空度を九十四キロパスカル以上として十分間放置した場合、き裂、漏れ、著しい変形等が生じないものでなければならない。</p>

<p>ればならない。</p> <p>一 亀裂又は著しい変形が生じないこと。</p> <p>二 着脱の操作が容易に行えること。</p> <p>三 防食被膜を施した差込式結合金具にあつては、かん合部の防食被膜がはく離しないこと。</p>	<p>(落下試験)</p> <p>第十六条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を</p> <p>かん合した状態において、それぞれに一メートルのホースを装着して、高さ一メートルの位置から結合方向を水平にして平坦なコンクリート面に自由落下させた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならぬ。</p> <p>2 吸管用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を</p>
<p>ればならない。</p> <p>2 防食被膜を施した差込式結合金具は、前項の試験を行った場合、防食被膜がはく離しないものでなければならぬ。</p>	<p>(落下試験)</p> <p>第十二条 差込式 結合金具は、差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれかん合した状態において、</p> <p>ホースを装着して、高さ一メートルの位置から水平に伸ばしたホースとともに 自由落下させた場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じない</p> <p>ものでなければならぬ。</p>
<p>ればならない。</p> <p>2 防食被膜を施した大容量泡放水砲用ねじり式結合金具は、前項の試験を行った場合、防食被膜がはく離しないものでなければならぬ。</p>	<p>(落下試験)</p> <p>第十一条 ホース用のねじり式結合金具は、差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれかん合した状態において、</p> <p>ホースを装着して、高さ一メートルの位置から水平に伸ばしたホースとともに 自由落下させた場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じない</p> <p>ものでなければならぬ。</p> <p>2 吸管用のねじり式結合金具は、差し口にあつては吸管を装着した受け口と、受け口にあつては吸管を装着した差し口とそれぞれ</p>

<p>かん合した状態において、それぞれに吸管を装着して、高さ七十センチメートルの位置から結合方向を水平にして平坦なコンクリート面に自由落下させた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならぬ。</p>	<p>(引きずり試験) 第十七条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士を かん合した状態において、それぞれにホースを装着して、当該ホースの一端(かん合されていない端とする。)を持って平坦なコンクリート面上を消防用結合金具がコンクリート面に接し、かつ、十キロメートル毎時以下の速度で結合方向に二十メートル引きずった場合、離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならぬ。</p>
<p>かん合した状態において、吸管を装着して、高さ七十センチメートルの位置から水平に伸ばした吸管とともに自由落下させた場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。</p>	<p>(引きずり試験) 第十三条 差込式結合金具は、差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれかん合した状態において、ホースを装着して、当該ホースをもつて 二十メートル引きずった場合、かん合部から離せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。</p>
<p>かん合した状態において、吸管を装着して、高さ七十センチメートルの位置から水平に伸ばした吸管とともに自由落下させた場合、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。</p>	<p>(引きずり試験) 第十二条 ホース用のねじ式結合金具は、差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれかん合した状態において、ホースを装着して、当該ホースをもつて 二十メートル引きずった場合、かん合部から離せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。</p>

<p>(曲げ試験)</p> <p>第十八条 差込式結合金具</p> <p>は、差込式結合金具 同士を</p> <p>かん合した状態 で一方を固定し、使用圧に相当する内圧 力を加え、かん合部に次の式で求められた 曲げモーメントが生じるように、差込み方 向に対し直角に力を三十秒間加えた場合、 かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形 を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行え るものでなければならない。</p> <p>曲げモーメント (ニュートンミリメートル)</p> <p>($300N \times 1.5 \times (\text{呼称} \times 15) \text{ mm}$)</p>	<p>(曲げ試験)</p> <p>第十四条 差込式結合金具</p> <p>は、差し口にあつては 固定された差し口とそれぞれかん合した状 態において、二メガパスカルの内圧 力を加え、かん合部に次の式で求められた 曲げモーメントが生じるように、差込み方 向に対し直角に力を加えた場合、 かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常 を生じない ものでなければならない。</p> <p>M (N・mm)</p> <p>($300N \times 1.5 \times (\text{呼称} \times 15) \text{ mm}$)</p>	<p>(腐食試験)</p> <p>第十九条 消防用結合金具は、JIS Z 二二七 (塩水噴霧試験方法) に定める試 験方法により塩水 (五質量パーセント水溶 液とする。) を八時間噴霧した後十六時</p>
<p>(曲げ試験)</p> <p>第二十一条 大容量ホース用の大容量泡放水 砲用ねじり式結合金具は、結合部 同士を</p> <p>かん合した状 態で一方を固定し、使用圧に相当する内圧 力を加え、かん合部に次の式で求められた 曲げモーメントが生じるように、差込み方 向に対し直角に力を加えた場合、 かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常 を生じない ものでなければならない。</p> <p>M (N・mm)</p> <p>($300N \times 1.5 \times (\text{呼び径} \times 15) \text{ mm}$)</p>	<p>(腐食試験)</p> <p>第十四条 ねじり式結合金具は、JIS Z二三 七一 (塩水噴霧試験方法) に定める試験方 法により塩水 を八時間噴霧した後十六時間放</p>	<p>(腐食試験)</p> <p>第十六条 差込式結合金具は、JIS Z二三 七一 (塩水噴霧試験方法) に定める試験方 法により塩水 を八時間噴霧した後十六時間放</p>

<p>第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具</p> <p>(第二十二条へ統合)</p>	<p>(装着部の押しつぶし試験)</p> <p>第二十条 ホース用の消防用結合金具は、消防用結合金具同士をかん合した状態で、装着部の端から幅一センチメートルの部分に、差込み方向に対し直角に千ニュートンの荷重を五分間加えた場合、かん合部からの離脱、亀裂又は著しい変形を生じず、かつ、着脱の操作が容易に行えるものでなければならぬ。</p>	<p>間放置することを五回繰り返し返した後、水洗いをして二十四時間自然乾燥させた場合、機能を損なうおそれのある腐食が生じないものでなければならぬ。</p>
<p>第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具</p> <p>(構造)</p> <p>第十八条 大容量泡放水砲用差込式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、差し口にあつては第五条(第一号を除く。)に、受け口にあつては第六条(第一号</p>	<p>(押しつぶし試験)</p> <p>第十五条 差込式 結合金具は、装着部の端から幅一センチメートルの部分に、差込み方向に対し直角に千ニュートンの荷重を五分間加えた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。</p>	<p>置することを五回繰り返し返した後、水洗いをして二十四時間自然乾燥させた場合、機能を損なうおそれのある腐食が生じないものでなければならぬ。</p>
	<p>(押しつぶし試験)</p> <p>第十三条 ホース用のねじ式結合金具は、装着部の端から幅一センチメートルの部分に、差込み方向に対し直角に千ニュートンの荷重を五分間加えた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。</p>	<p>置することを五回繰り返し返した後、水洗いをして二十四時間自然乾燥させた場合、機能を損なうおそれのある腐食が生じないものでなければならぬ。</p>

及び第七号を除く。)に、それぞれ定めるところによらなければならない。

(表示)

第十九条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 呼び径

四 装着する大容量ホースの呼び径

五 使用圧

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

(新設)

(表示)

第二十一条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 呼び径

四 装着する大容量ホースの呼び径
ス規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。)

五 使用圧

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

七 大容量ホースのジャケット(ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。第二十六条第八号において同じ。)の劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

第二十二條 第四條、第五條、第七條（第一号を除く。）、第八條（第一号及び第七号を除く。）、第十二條第一項及び第二項、第十三條、第十五條、第十六條第一項並びに第十七條から第二十條までの規定は、大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第十二條第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十一條七号の表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五條中「千回」とあるのは「百回」と、第十八條中「呼称」とあるのは「呼び径」と読み替えるものとする。

(準用)

第二十條 第七條及び第九條から第十六條までの規定は大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第九條第一項の規定中「三メガパスカル（呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下のものを装着するものにあつては、二メガパスカル。次項において同じ。）」とあるのは「使用圧の一・五倍」と、同條第二項の規定中「三メガパスカル」とあるのは「前項」と、第十條の規定中「二メガパスカル（呼称三十、呼称二十五又は呼称二十のホースで、かつ、ホースの使用圧が一・三メガパスカル以下のものを装着するものにあつては、一・三メガパスカル。第十四條において同じ。）」とあるのは「使用圧」と、第十一條の規定中「千回」とあるのは「百回」と、第十四條の規定中「二メガパスカルの」とあるのは「使用圧に相当する」と、「呼称」とあるのは

<p>第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具</p>	<p>「呼び径」と読み替えるものとする。</p>
<p>(区分)</p> <p>第二十三条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具は、その用途により、大容量ホース用又は大容量吸管用に区分する。</p> <p>(構造)</p> <p>第二十四条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>二 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p> <p>三 かん合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>四 かん合部には、砂その他異物が容易に入らない構造であること。ただし、特殊</p>	
<p>第三章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具</p>	
<p>(区分)</p> <p>第十六条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具は、その用途により、大容量ホース用又は大容量吸管用に区分する。</p> <p>(構造)</p> <p>第十七条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 パッキンを容易に交換できる構造であること。</p> <p>二 パッキンは、容易に脱落しないものであること。</p> <p>三 結合部は、容易にかん合及び離脱のできる構造であること。</p> <p>四 結合部には、砂その他異物が容易に入らない構造であること。ただし、特殊</p>	

な構造によりその必要のないものにあつては、この限りでない。

五 かん合部は、十分な強度を有し、かん合及び離脱操作による変形等が生じないものであること。

(材質)

第二十五条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならぬ。

一 J I S H 四〇八〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)

二 J I S H 四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

三 J I S H 五一二〇 (青銅鑄物及びシルジン青銅鑄物)

四 J I S H 五一二一 (青銅連続鑄物及びシルジン青銅連続鑄物)

五 J I S H 五二〇二 (アルミニウム合金鑄物)

六 J I S H 三二六〇 (銅及び銅合金)

な構造によりその必要のないものにあつては、この限りでない。

五 結合部は、十分な強度を有し、かん合及び離脱操作による変形等が生じないものであること。

(材質)

第十八条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、

J I S H 四〇八〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)

J I S H 四一〇〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)

J I S H 五一二〇 (青銅鑄物及びシルジン青銅鑄物)

J I S H 五一二一 (青銅連続鑄物及びシルジン青銅連続鑄物)

J I S H 五二〇二 (アルミニウム合金鑄物)

J I S H 三二六〇 (銅及び銅合金の線

の線

七 J I S Z 二二〇一で定める方法に

より採取した四号試験片を用いて J I S

Z 二二四一により試験を行った場合

、引張り強さ及び伸びが第一号から前号

までに掲げるものと同等以上の強度を有

するもの

2 第五条第二項の規定は、大容量泡放水砲
用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場
合にあつては、当該パッキンの材料につい
て準用する。

(表示)

第二十六条 大容量泡放水砲用ねじり式結合
金具には、次に掲げる事項を容易に消えな
いように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 呼び径

四 装着する大容量ホース又は大容量吸管
の呼び径 (ホース規格省令第四条第二項

又は吸管規格省令第二条第三号に規定す

(又は

これらと

同等以上の強度を有
するものでなければならない。

2 第七条第二項の規定は、大容量泡放水砲
用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場
合にあつては、当該パッキンの材料につい
て準用する。

(表示)

第二十三条 大容量泡放水砲用ねじり式結合
金具には、次に掲げる事項を容易に消えな
いように表示しなければならない。

一 製造者名又は商標

二 製造年

三 呼び径

四 装着する大容量ホース又は大容量吸管
の呼び径

る呼び径をいう。)

五 使用圧

六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字

七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示

八 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

(準用)

第二十七条 第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍(第二十六条第八号の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「呼称」とあるのは「呼び径」と読み替えるものとする。

五 使用圧

六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字

七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示

(新設)

(準用)

第二十四条 第十条から第十四条までの規定は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十条の規定中「差し口にあつては受け口と、受け口にあつては差し口とそれぞれかん合」とあるのは「結合部同士をかん合」と、第十一条第一項の規定中「差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれか

<p>第五章 雑則</p>	
<p>(基準の特例) 第二十八条 新たな技術開発に係る消防用結合金具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務</p>	
<p>第四章 雑則</p>	
<p>(基準の特例) 第二十一条 新たな技術開発に係る差込式結合金具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務</p>	<p>ん合した状態において、」とあるのは「結合部同士をかん合した状態において、それぞれに」と、同条第二項の規定中「差し口にあつては吸管を装着した受け口と、受け口にあつては吸管を装着した差し口とそれぞれかん合した状態において、」とあるのは「結合部同士をかん合した状態において、それぞれに」と、第十二条の規定中「差し口にあつてはホースを装着した受け口と、受け口にあつてはホースを装着した差し口とそれぞれかん合した状態において、」とあるのは「結合部同士をかん合した状態において、」とする。</p>
<p>第四章 雑則</p>	
<p>(基準の特例) 第二十五条 新たな技術開発に係るねじ式結合金具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務</p>	

<p>大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。</p>	<p>別表第一 差込式差し口の寸法表 別表第二 差込式受け口の寸法表 別表第三 ねじ式差し口の差し金具のおねじの寸法差 別表第四 ねじ式差し口及びねじ式受け口の寸法表 別表第五 ねじ式差し口の差し金具及びねじ式受け口の締め輪のねじの基本寸法 別表第六 ねじ式受け口の締め輪のめねじの寸法差</p>
<p>大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。</p>	<p>別表第一 差し口の寸法表 別表第二 受け口の寸法表</p>
<p>大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。</p>	<p>別表第一 差し口及び受け口の寸法表 別表第二 差し金具及び締め輪のねじの基本寸法 別表第三 差し金具のおねじの寸法差 別表第四 締め輪のめねじの寸法差</p>

○総務省令第二十四号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十一年自治省令第十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 変流器（第十一条―第二十三条）

第三章 受信機（第二十四条―第三十六条）

第四章 雑則（第三十七条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この省令は、漏電火災警報器の変流器及び受信機の技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 漏電火災警報器 電圧六百ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であつて、変流器及び受信機で構成されたものをいう。

二 変流器 警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。

三 受信機 変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。

四 集合型受信機 二以上の変流器と組み合わせて使用する受信機で、一組の電源装置、音響装置等で構成されたものをいう。

(変流器の種別)

第三条 変流器は、構造に依じて屋外型及び屋内型に分類する。

(一般構造)

第四条 漏電火災警報器は、その各部分が良質の材料で造られ、配線及び取付けが適正かつ確実になされたものでなければならぬ。

2 漏電火災警報器は、耐久性を有するものでなければならぬ。

3 漏電火災警報器は、著しい雑音又は障害電波を発しないものでなければならぬ。

4 漏電火災警報器の部品は、定格の範囲内で使用しなければならぬ。

5 漏電火災警報器の充電部で、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならぬ。

6 漏電火災警報器の端子以外の部分は、堅ろうなケースに収めなければならぬ。

7 漏電火災警報器の端子は、電線（接地線を含む。）を容易かつ確実に接続することができらるものでなければならぬ。

8 漏電火災警報器の端子（接地端子及び配電盤等に取り付ける埋込用の端子を除く。）には、適当なカバ

―を設けなければならない。

9 変流器又は受信機の定格電圧が六十ボルトを超える変流器又は受信機の金属ケース（金属でない絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部（電圧が六十ボルトを超えるものに限る。）との絶縁距離が、空間距離で四ミリメートル未満、沿面距離で六ミリメートル未満であるものを含む。）には、接地端子を設けなければならない。

（装置又は部品の構造及び機能）

第五条 漏電火災警報器の次の各号に掲げる装置又は部品は、当該各号に定める構造及び機能又はこれと同等以上の機能を有するものでなければならない。

一 音響装置は、次のイからホまでによること。

イ 定格電圧の九十パーセントの電圧で音響を発すること。

ロ 定格電圧における音圧は、無響室で定位置（音響装置を受信機内に取り付けるものにあつてはその状態における位置）に取り付けられた音響装置の中心から一メートル離れた点で七十デシベル以上であること。

ハ 警報音を断続するものにあつては、休止時間は二秒以下で、鳴動時間は休止時間以上であること。

ニ 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上であること。

ホ 定格電圧で八時間連続して鳴動させた場合、イからニまでの機能を有し、かつ、構造に異常を生じないものであること。

二 電磁継電器は、次のイからハまでによること。

イ じんあい等が容易に侵入しない構造のものであること。

ロ 接点の材質は、次の(1)から(5)までのいずれかによること。

- (1) 金及び銀の合金
- (2) 金、銀及び白金の合金
- (3) 白金、金、パラジウム、銀、パラジウム合金又はロジウム
- (4) 〇・三五ニュートン以上の接点圧力となる接点にあつては、銀、銀貼り、銀めつき又は銀酸化力

ドミウム

(5) (1)から(3)までに掲げるもののいずれかの拡散、貼り、クラッド又はめっき

ハ 接点は、外部負荷と兼用させないこと。ただし、外付音響装置用接点にあつては、この限りでない。

三 電源変圧器は、次のイ及びロによること。

イ 性能は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C 六四三六に定める絶縁抵抗、耐電圧、電圧偏差、巻線の温度上昇及び電圧変動率によること。

ロ 容量は、定格電圧における最大負荷電流又は設計上の最大負荷電流に連続して耐えうること。

四 表示灯は、次のイからハまでによること。

イ 電球（放電灯及び発光ダイオードを除く。）は、使用される回路の定格電圧の百三十パーセントの交流電圧を二十時間連続して加えた場合、断線、著しい光束変化、黒化又は著しい電流の低下を生じないものであること。

ロ 電球を二以上並列に接続すること。ただし、放電灯又は発光ダイオードにあつては、この限りでない。

ハ 周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた地点で点灯していることを明確に識別することができるものであること。

五 スイッチは、次のイからハまでによること。

イ 容易かつ確実に作動し、停止点が明確であること。

ロ 接点の容量は、最大使用電流に耐えうるものであること。

ハ 接点（印刷接点、導電膜接点等で、かつ、耐食措置が講じられているものを除く。）の材質は、次の(1)から(6)までのいずれかによること。

(1) 金及び銀の合金

(2) 金、銀及び白金の合金

(3) 白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム

(4) ○・三五ニュートン以上の接点圧力となる接点又はキーボードスイッチ等の指で押す力が接点圧力となる接点にあつては、銀又は銀酸化カドミウム

(5) 三ニュートン以上の接点圧力となる接点にあつては、リン青銅、黄銅又は洋白

(6) (1)から(4)までに掲げるもののいずれかの貼り、クラッド又はめっき

六 指示電気計器は、J I S C 一一〇二一一及びJ I S C 一一〇二一二に定める固有誤差、絶縁及び電圧試験に適合するものであること。

七 ヒューズは、次のイ又はロに適合するものであること。

イ J I S C 八三五二

ロ J I S C 六五七五一一及びJ I S C 六五七五一二

(附属装置)

第六条 漏電火災警報器には、その機能に有害な影響を及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

(公称作動電流値)

第七条 漏電火災警報器の公称作動電流値(漏電火災警報器を作動させるために必要な漏洩電流の値として製造者によって表示された値をいう。以下同じ。)は、二百ミリアンペア以下でなければならない。

2 前項の規定は、感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最小値について適用する。

(感度調整装置)

第八条 感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最大値は、一アンペア以下でなければならぬ。

(表示)

第九条 変流器には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 漏電火災警報器変流器という文字
- 二 届出番号
- 三 屋外型又は屋内型のうち該当する種別
- 四 定格電圧及び定格電流
- 五 定格周波数
- 六 単相又は三相のうち該当するもの
- 七 設計出力電圧

八 製造年

九 製造者名、商標又は販売者名

十 極性のある端子にはその極性を示す記号

2 受信機には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

一 受信機本体

イ 漏電火災警報器受信機という文字

ロ 届出番号

ハ 定格電圧

ニ 電源周波数

ホ 公称作動電流値

ヘ 作動入力電圧

ト 製造年

チ 製造者名、商標又は販売者名

リ 集合型受信機にあつては、警戒電路の数

ヌ 端子板には、端子記号（電源用の端子にあつては、端子記号及び交流又は直流の別）並びに定格電圧及び定格電流

ル 部品には、部品記号（その付近に表示した場合を除く。）

ヲ スイッチ等の操作部には、「開」、「閉」等の表示及び使用方法

ワ ヒューズホルダには、使用するヒューズの定格電流

カ 接続することができる変流器の届出番号

ヨ その他取扱い上注意するべき事項

二 音響装置

イ 交流又は直流の別

ロ 定格電圧及び定格電流

ハ 製造年

二 製造者名又は商標

ホ 極性のある端子には、その極性を示す記号

(試験条件)

第十条 次条から第二十三条まで及び第二十七条から第三十六条までに規定する試験は、当該各条に定めがある場合を除くほか、周囲温度五度以上三十五度以下、相对湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下の状態で行うものとする。

2 次条及び第十三条に規定する試験においては、警戒電路の電圧又は周波数には当該変流器の定格電圧又は定格周波数を用い、警戒電路に接続する負荷には純抵抗負荷を用いるものとする。

3 第十四条及び第十五条に規定する試験においては、警戒電路又は一の電線を変流器に取り付けた回路の周波数には警戒電路の定格周波数を用いるものとする。

4 第二十七条から第三十二条まで及び第三十六条に規定する試験においては、当該各条に定めがある場合を除くほか、受信機の電源の電圧又は周波数には、当該受信機の定格電圧又は定格周波数を用いるものとする。

第二章 変流器

(変流器の機能)

第十一条 変流器は、別図第一の試験回路において警戒電路に電流を流さない状態又は当該変流器の定格周波数で当該変流器の定格電流を流した状態において、次の各号に適合するものでなければならない。この場合において、当該変流器の出力電圧値の測定は、出力端子に当該変流器に接続される受信機の入力インピーダンスに相当するインピーダンス（以下「負荷抵抗」という。）を接続して行うものとする。

一 試験電流を零ミリアンペアから千ミリアンペアまで流した場合、その出力電圧値は、試験電流値に比例して変化すること。

二 変流器に接続される受信機の公称作動電流値を試験電流として流した場合、その出力電圧値の変動範囲は、当該公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の七十五パーセントから百二十五パーセントまでの範囲内であること。

三 変流器に接続される受信機の公称作動電流値の四十二パーセントの試験電流を流した場合、その出力電圧値は、当該公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パーセント以下であること。

2 変流器で、警戒電路の電線を変流器に貫通させるものにあつては、警戒電路の各電線をそれらの電線の変流器に対する電磁結合力が平衡とならないような方法で変流器に貫通させた状態で前項の機能を有するものでなければならない。

(周囲温度試験)

第十二条 屋内型の変流器は、零下十度及び六十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は前条の機能に異常を生じないものでなければならない。

2 屋外型の変流器は、零下二十度及び六十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は前条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(電路開閉試験)

第十三条 変流器は、出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路に当該変流器の定格電流の百五十パーセントの電流を流した状態で警戒電路の開閉を一分間に五回繰り返す操作を行った場合、その出力電圧値は、接続される受信機の公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パーセント以下でなければならない。

(短絡電流強度試験)

第十四条 変流器は、別図第二の試験回路において出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路の電源側に過電流遮断器を設け、警戒電路に当該変流器の定格電圧（警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては、当該変流器の定格電圧以下の任意の電圧とする。）で短絡力率が〇・三から〇・四までの二千五百アンペアの電流を二分間隔で約〇・〇二秒間二回流した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

（過漏電試験）

第十五条 変流器は、一の電線を変流器に取り付けた別図第三の回路を設け、出力端子に負荷抵抗を接続した状態で当該一の電線に変流器の定格電圧の数値の二十パーセントの数値を電流値とする電流を五分間流した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

（老化試験）

第十六条 変流器は、六十五度の温度の空气中に三十日間放置した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

（防水試験）

第十七条 屋外型変流器は、温度六十五度の清水に十五分間浸し、温度零度の塩化ナトリウムの飽和水溶液に十五分間浸す操作を二回繰り返した後、次の各号に適合するものでなければならない。

一 飽和水溶液に浸してある状態で第二十条の試験に適合すること。

二 飽和水溶液から取り出した状態で第二十一条の試験に適合し、かつ、構造又は第十一条の機能に異常を生じないこと。

(振動試験)

第十八条 変流器は、全振幅四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(衝撃試験)

第十九条 変流器は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(絶縁抵抗試験)

第二十条 変流器は、一次巻線と二次巻線との間及び一次巻線又は二次巻線と外部金属部との間の絶縁抵抗

を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならぬ。

(絶縁耐力試験)

第二十一条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧千五百ボルト(警戒電路電圧が二百五十ボルトを超える場合は、警戒電路電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

(衝撃波耐電圧試験)

第二十二条 変流器は、一次巻線(警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては、当該警戒電路とする。)と外部金属部との間及び一次巻線の相互間に波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五マイクロ秒まで、及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(電圧降下防止試験)

第二十三条 変流器(警戒電路の電線を当該変流器に貫通させるものを除く。)は、警戒電路に定格電流を流した場合、その警戒電路の電圧降下は、〇・五ボルト以下でなければならない。

第三章 受信機

(受信機の構造)

第二十四条 受信機の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 電源を表示する装置を設けること。この場合において、漏電表示の色と明らかに区別できること。
- 二 受信機の電源入力側及び受信機から外部の音響装置、表示灯等に対し直接電力を供給するように構成された回路には、外部回路に短絡を生じた場合においても有効に保護できる措置が講じられていること。
- 三 感度調整装置以外の感度調整部は、ケースの外面に露出しないこと。

(試験装置)

第二十五条 受信機には、公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の二・五倍以下の電圧をその入力端子に加えることができる試験装置及び変流器に至る外部配線の断線の有無を試験できる試験装置を設けなければならない。

2 前項の試験装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 受信機の前面において手動により容易に試験できること。

二 試験後定位位置に復する操作を忘れないように適当な方法が講じられていること。

三 集合型受信機に係るものにあつては、前二号に定めるほか回線ごとに試験できること。

(漏電表示)

第二十六条 受信機は、変流器から送信された信号を受信した場合、赤色の表示及び音響信号により漏電を自動的に表示するものでなければならない。

(受信機の機能)

第二十七条 受信機は、別図第四の試験回路において、信号入力回路に公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の五十二パーセントの電圧を加えた場合、三十秒以内で作動せず、かつ、公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の七十五パーセントの電圧を加えた場合、一秒以内に作動するものでなければならない。

2 集合型受信機は、前項の規定によるほか、次の各号に適合するものでなければならない。

一 漏洩電流の発生した警戒電路を明確に表示する装置を設けること。

二 前号に規定する装置は、警戒電路を遮断された場合、漏洩電流の発生した警戒電路の表示が継続して

行えること。

三 二の警戒電路で漏洩電流が同時に発生した場合、漏電表示及び警戒電路の表示を行うこと。

四 二以上の警戒電路で漏洩電流が連続して発生した場合、最大負荷に耐える容量を有すること。

(電源電圧変動試験)

第二十八条 受信機は、電源電圧を受信機の定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲で変化させた場合、前条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(周囲温度試験)

第二十九条 受信機は、零下十度及び四十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(過入力電圧試験)

第三十条 受信機は、別図第五の試験回路において、信号入力回路に五十ボルトの電圧を変流器のインピーダンスに相当する抵抗を介して五分間加えた場合、漏電表示をし、かつ、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(繰返し試験)

第三十一条 受信機は、受信機の定格電圧で一万回の漏電作動を行った場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(振動試験)

第三十二条 受信機は、通電状態において全振幅一ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に十分間連続して与えた場合、誤作動(漏洩電流以外の原因に基づく作動をいう。)しないものでなければならない。

2 受信機は、無通電状態において全振動四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(衝撃試験)

第三十三条 受信機は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(絶縁抵抗試験)

第三十四条 受信機は、充電部とそれを収める金属ケース(絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧銘板

等の部品を取り付けられたものを含む。)との間の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならない。

(絶縁耐力試験)

第三十五条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト(定格電圧(一次側の充電部にあつては一次側の定格電圧、二次側の充電部にあつては二次側の定格電圧(以下この条において同じ。))が三十ボルトを超え百五十ボルト以下の部分については千ボルト、百五十ボルトを超える部分については定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならない。

(衝撃波耐電圧試験)

第三十六条 受信機は、別図第六の試験回路において、電源異極端子の間及び電源端子とケースとの間に波高値六キロボルト、波頭長 0.5 マイクロ秒から 1.5 マイクロ秒まで及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

第四章 雑則

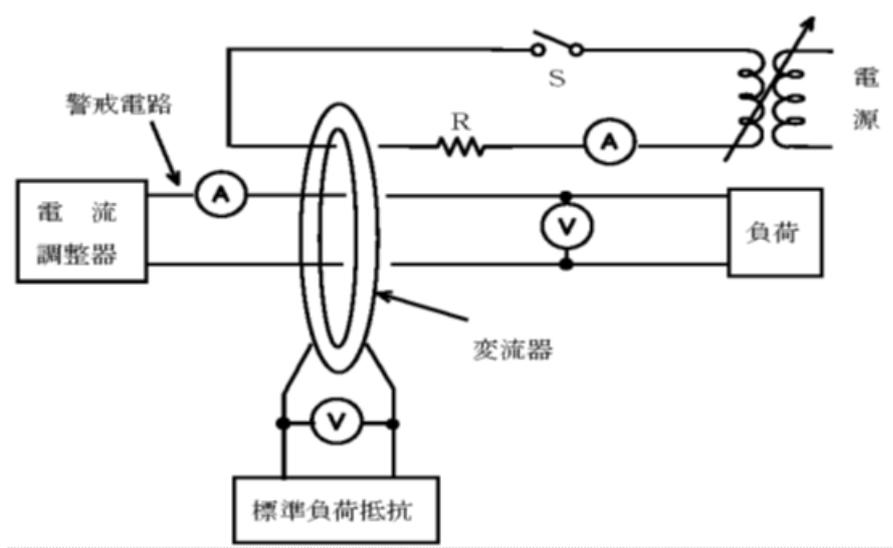
(基準の特例)

第三十七条 新たな技術開発に係る漏電火災警報器の変流器及び受信機について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認められた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附 則

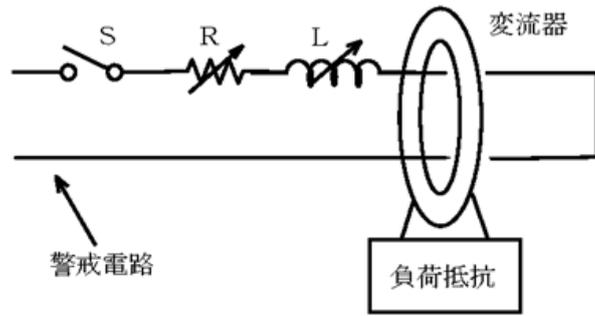
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

別図第一 変流器の機能試験（第十一条第一項関係）



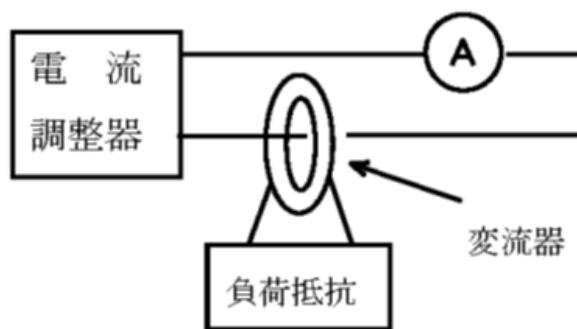
備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。

別図第二 短絡電流強度試験（第十四条関係）

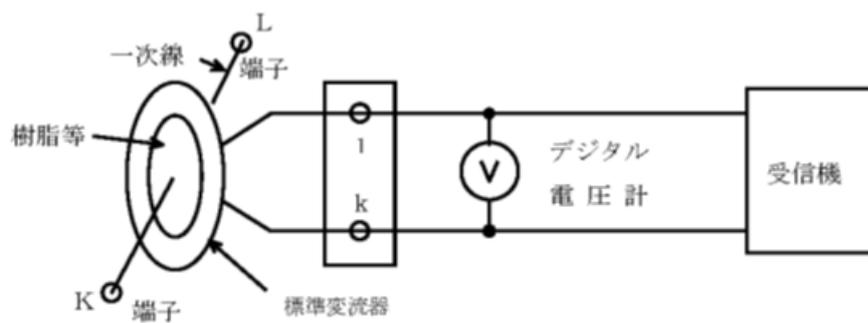


備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。

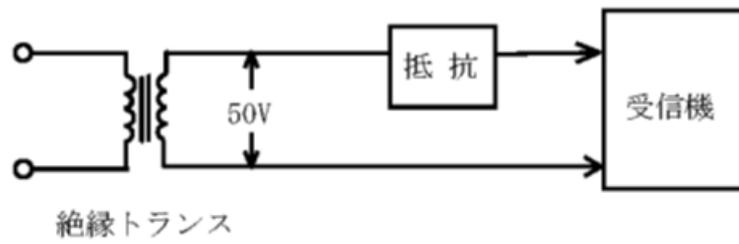
別図第三 過漏電試験（第十五条関係）



備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。



別図第四 受信機の機能試験（第二十七条第一項関係）

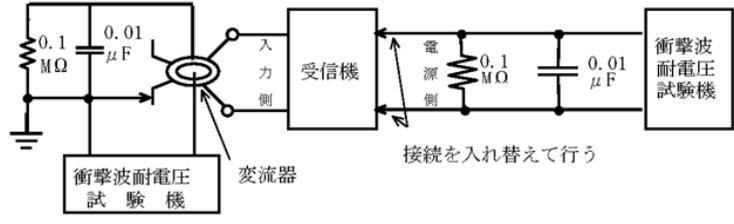


別図第五 過入力電圧試験（第三十条関係）

別図第六 衝撃波耐電圧試験（第三十六条関係）

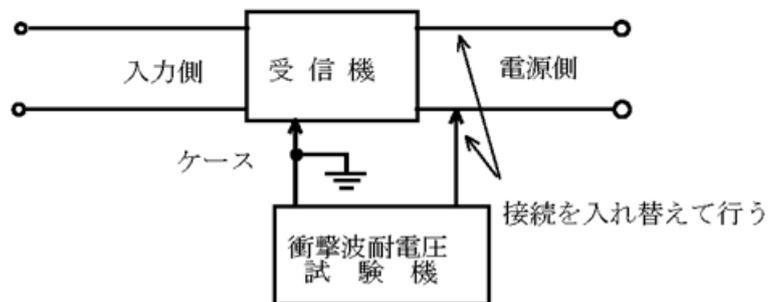
一 無通電状態の場合

イ 電源異極端子の間



備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。

備考 樹脂ケースの場合は、金属板上に受信機を置き、金属板と電源端子との間で行う。

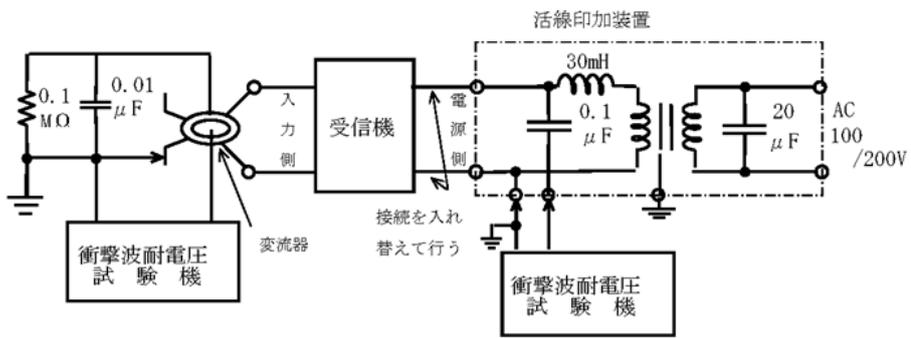


ロ 電源端子とケースとの間

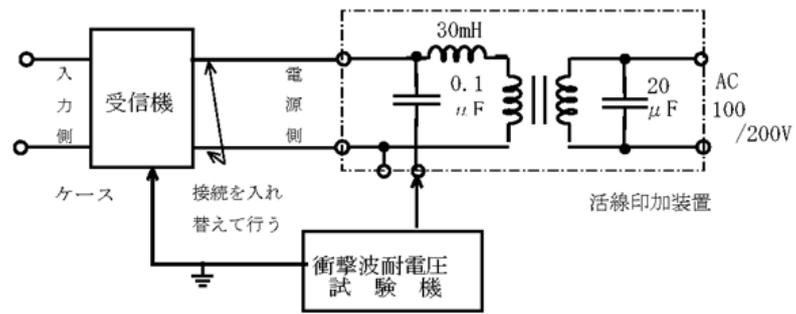
二 通電状態の場合

イ 電源異極端子の間

備考 変流器と警戒電路の位置は、変流器の設置方法とする。



ロ 電源端子とケースとの間



備考 樹脂ケースの場合は、金属板上に受信機を置き、金属板と電源端子との間で行う。

【参考】 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令の全部を改正する省令（案） 新旧対照条文

○漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十一年自治省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十一年自治省令第十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十条）</p> <p>第二章 変流器（第十一条―第二十三条）</p> <p>第三章 受信機（第二十四条―第三十六条）</p> <p>第四章 雑則（第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、漏電火災警報器の変流器及び受信機の技術上の規格を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 漏電火災警報器 電圧六百ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であつて、変流器及び受信機で構成されたものをいう。</p>	<p>消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和四十四年自治省令第十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 変流器（第十条―第二十二号）</p> <p>第三章 受信機（第二十三号―第三十六号）</p> <p>第四章 雑則（第三十七号）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この省令は、漏電火災警報器の変流器及び受信機の技術上の規格を定めるものとする。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 漏電火災警報器 電圧六百ボルト以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であつて、変流器及び受信機で構成されたものをいう。</p>

<p>二 変流器 警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。</p> <p>三 受信機 変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するものをいう。</p> <p>四 集合型受信機 二以上の変流器と組み合わせて使用する受信機で、一組の電源装置、音響装置等で構成されたものをいう。</p> <p>(削る)</p>	<p>第三条 変流器は、構造に応じて屋外型及び屋内型に分類する。</p> <p>(変流器の種別)</p>	<p>(一般構造)</p> <p>第四条 漏電火災警報器は、その各部分が良質の材料で造られ、配線及び取付けが適正かつ確実になされたものでなければならぬ。</p> <p>2 漏電火災警報器は、耐久性を有するものでなければならぬ。</p>	<p>3 漏電火災警報器は、著しい雑音又は障害電波を発生しないものでなければならぬ。</p> <p>4 漏電火災警報器の部品は、定格の範囲内で使用しなければならぬ。</p>
---	--	---	--

<p>二 変流器 警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。</p> <p>三 受信機 変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するもの(遮断機構を有するものを含む。)をいう。</p> <p>四 集合型受信機 二以上の変流器と組み合わせて使用する受信機で、一組の電源装置、音響装置等で構成されたものをいう。</p> <p>五 遮断機構 警戒電路に漏洩電流が流れた場合に、当該警戒電路を自動的に遮断する装置をいう。</p>	<p>(変流器及び受信機の種別)</p> <p>第三条 変流器は、構造に応じて屋外型及び屋内型に分類するほか、受信機との交換性の有無に応じて互換性及び非互換型に分類する。</p> <p>2 受信機は、定格電流が六十アンペア以下の警戒電路にのみ使用するものを二級、その他のものを一級に分類するほか、変流器との交換性の有無に応じて互換性及び非互換型に分類する。</p>	<p>(一般構造)</p> <p>第四条 漏電火災警報器は、その各部分が良質の材料で造られ、配線及び取付けが適正かつ確実になされたものでなければならぬ。</p> <p>2 漏電火災警報器は、耐久性を有し、著しい雑音又は障害電波を発生しないものでなければならぬ。</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
--	--	--	-------------

<p>5 漏電火災警報器の充電部で、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならぬ。</p> <p>6 漏電火災警報器の端子以外の部分は、堅ろうなケースに収めなければならない。</p> <p>7 漏電火災警報器の端子は、電線（接地線を含む。）を容易かつ確実に接続することができらるものでなければならぬ。</p> <p>8 漏電火災警報器の端子（接地端子及び配電盤等に取り付ける埋込用の端子を除く。）には、適当なカバーを設けなければならない。</p> <p>9 変流器又は受信機の定格電圧が六十ボルトを超えるあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部（電圧が六十ボルトを超えるものに限る。）との絶縁距離が、空間距離で四ミリメートル未満、沿面距離で六ミリメートル未満であるものを（含む。）には、接地端子を設けなければならない。</p>	<p>（装置又は部品の構造及び機能）</p> <p>第五条 漏電火災警報器の次の各号に掲げる装置又は部品は、当該各号に定める構造及び機能又はこれと同等以上の機能を有するものでなければならない。</p> <p>一 音響装置は、次のイからホまでによること。</p> <p>イ 定格電圧の九十パーセントの電圧で音響を発生すること。</p> <p>ロ 定格電圧における音圧は、無響室で定位置（音響装置を受信機内に取り付けるものにあつてはその状態における位置）に取り付けられた音響装置</p>
---	---

<p>3 漏電火災警報器の充電部で、外部から容易に人が触れるおそれのある部分は、十分に保護されていなければならぬ。</p> <p>4 漏電火災警報器の端子以外の部分は、堅ろうなケースに収めなければならない。</p> <p>5 漏電火災警報器の端子は、電線（接地線を含む。）を容易かつ確実に接続することができらるものでなければならぬ。</p> <p>6 漏電火災警報器の端子（接地端子及び配電盤等に取り付ける埋込用の端子を除く。）には、適当なカバーを設けなければならない。</p> <p>7 変流器又は受信機の定格電圧が六十ボルトを超えるあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付け、当該部品と充電部（電圧が六十ボルトを超えるものに限る。）との絶縁距離が、空間距離で四ミリメートル未満、沿面距離で六ミリメートル未満であるものを（含む。）には、接地端子を設けなければならない。</p>	<p>（装置又は部品の構造及び機能）</p> <p>第五条 漏電火災警報器の次の各号に掲げる装置又は部品は、当該各号に定める構造及び機能又はこれと同等以上の機能を有するものでなければならない。</p> <p>一 音響装置は、次のイからニまでによること。</p> <p>イ 定格電圧の九十パーセントの電圧で音響を発生すること。</p> <p>ロ 定格電圧における音圧は、無響室で定位置（音響装置を受信機内に取り付けるものにあつてはその状態における位置）に取り付けられた音響装置</p>
---	---

の中心から一メートル離れた点で、七十デシベル以上

ハ 警報音を断続するものにあつては、休止時間は

ニ 二秒以下で、鳴動時間は休止時間以上であること

ホ 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上であること。

ロ 定格電圧で八時間連続して鳴動させた場合、イからニまでの機能を有し、かつ、構造に異常を生じないものであること。

イ 電磁継電器は、次のイからハまでによること。
イ じんあい等が容易に侵入しない構造のものであること。

ロ 接点の材質は、次の(1)から(5)までのいずれかによること。

(1) 金及び銀の合金

(2) 金、銀及び白金の合金

(3) 白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム

(4) O・三五ニユートン以上の接点圧力となる接点にあつては、銀、銀貼り、銀めつき又は銀酸化カドミウム

(5) (1)から(3)までに掲げるもののいずれかの拡散、貼り、クラッド又はめつき

ハ 接点は、外部負荷と兼用させないこと。ただし、外付音響装置用接点にあつては、この限りでない。

の中心から一メートル離れた点で、一級の受信機に係るものにあつては七十デシベル以上、二級の受信機に係るものにあつては六十デシベル以上であること。

(新設)

ハ 充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上であること。

ロ 定格電圧で八時間連続して鳴動させた場合、構造又は機能に異常を生じないものであること。

イ 電磁継電器は、次のイからロまでによること。
イ じんあい等が容易に侵入しない構造のものであること。

ロ 接点は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C二五〇九の三種又はこれと同等以上の性能を有する材料を用い、外部負荷と兼用させないこと。

(新設)

三 電源変圧器は、次のイ及びロによること。

イ 性能は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格（以下「JIS」という。）C 六四三六に定める絶縁抵抗、耐電圧、電圧偏差、巻線の温度上昇及び電圧変動率によること。

ロ 容量は、定格電圧における最大負荷電流又は設計上の最大負荷電流に連続して耐えうること。
（削除）

四 表示灯は、次のイからハまでによること。

イ 電球（放電灯及び発光ダイオードを除く。）は、使用される回路の定格電圧の百三十パーセントの交流電圧を二十時間連続して加えた場合、断線、著しい光束変化、黒化又は著しい電流の低下を生じないものであること。

ロ 電球を二以上並列に接続すること。ただし、放電灯又は発光ダイオードにあつては、この限りでない。

ハ 周囲の明るさが三百ルクスの状態において、前方三メートル離れた地点で点灯していることを明確に識別することができるものであること。

五 イ スイッチは、次のイからハまでによること。
イ 容易かつ確実に作動し、停止点が明確であること。

三 電源変圧器は、次のイ及びロによること。

イ JIS C 六四三六に準ずるものであること。

ロ 容量は、最大使用電流に連続して耐えうること。

四 遮断機構は、次のイからハまでによること。

イ 開閉部は、円滑かつ確実に作動し、停止点が明確であること。

ロ 開閉部は、手動で開閉でき、かつ、自動的に復帰しないものであること。

ハ 開閉部は、JIS C 八三七一に準ずるものであること。

五 表示装置に用いる電球は、その使用電圧の百三十パーセントの交流電圧を二十時間連続して加えた場合、断線、著しい光束変化、黒化又は電流の低下を生じないものであること。

六 イ スイッチは、次のイ及びロによること。

イ 容易かつ確実に作動し、停止点が明確であること。

第六條 漏電火災警報器には、その機能に有害な影響を	(附属装置)	ロ	接点	の容量は、最大使用電流に耐えうるものであること。
		ハ	接点（印刷接点、導電膜接点等で、かつ、耐食措置が講じられているものを除く。）の材質は、次の(1)から(6)までのいずれかによること。	
		(1)	金及び銀の合金	
		(2)	金、銀及び白金の合金	
		(3)	白金、金、パラジウム、銀パラジウム合金又はロジウム	
		(4)	〇・三五ニユートン以上の接点圧力となる接点又はキーボードスイッチ等の指で押す力が接点圧力となる接点にあつては、銀又は銀酸化カドミウム	
		(5)	三ニユートン以上の接点圧力となる接点にあつては、リン青銅、黄銅又は洋白	
		(6)	(1)から(4)までに掲げるもののいずれかの貼り、クラッド又はめっき	
		六	指示電気計器は、J I S C 一一〇二一一及びJ I S C 一一〇二一二に定める固有誤差、絶縁及び電圧試験に適合するものであること。	
		七	ヒューズは、次のイ又はロに適合するものであること。	
イ	J I S C 八三五二			
ロ	J I S C 六五七五一一及びJ I S C 六五七五一二			

(新設)	ロ	接点は、腐食するおそれのないものであり、かつ、その容量は、最大使用電流に耐えうるものであること。
	(新設)	
	八	ヒューズは、J I S C 八三五二又はJ I S C 六五七五に準ずるものであること。
	(新設)	
	(新設)	
	七	指示電気計器は、J I S C 一一〇二一一に準ずるものであること。

及ぼすおそれのある附属装置を設けてはならない。

(公称作動電流値)

第七条 漏電火災警報器の公称作動電流値(漏電火災警報器を作動させるために必要な漏洩電流の値として製造者によって表示された値をいう。以下同じ。)は、二百ミリアンペア以下でなければならない。

2 前項の規定は、感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最小値について適用する。

(感度調整装置)

第八条 感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最大値は、一アンペア以下でなければならない。

(表示)

第九条 変流器には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 漏電火災警報器変流器という文字
 - 二 届出番号
 - 三 屋外型又は屋内型のうち該当する種別
 - 四 定格電圧及び定格電流
 - 五 定格周波数
 - 六 単相又は三相のうち該当するもの
 - 七 設計出力電圧
 - 八 製造年
 - 九 製造者名、商標又は販売者名
- (削る)

(公称作動電流値)

第六条 漏電火災警報器の公称作動電流値(漏電火災警報器を作動させるために必要な漏洩電流の値として製造者によって表示された値をいう。以下同じ。)は、二百ミリアンペア以下でなければならない。

2 前項の規定は、感度調整装置を有する漏電火災警報器にあつては、その調整範囲の最小値について適用する。

(感度調整装置)

第七条 感度調整装置を有する漏電火災警報器の感度調整装置の調整範囲の最大値は、一アンペア以下としなければならない。

(表示)

第八条 変流器には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 種別、型式及び型式番号
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 二 製造年
- 三 製造者名又は商標
- 四 非互換性型変流器にあつては製造番号

イ	漏電火災警報器受信機という文字	十	極性のある端子にはその極性を示す記号
ロ	届出番号	2	受信機には、次の各号に掲げる区分に れ当該各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に 消えないように表示しなければならない。
ハ	定格電圧	一	受信機本体
ニ	電源周波数		
ホ	公称作動電流値		
ヘ	作動入力電圧		
ト	製造年		
チ	製造者名、商標又は販売者名		
リ	(削る) 集合型受信機にあつては、警戒電路の数		
ヌ	端子板には、端子記号(電源用の端子にあつては、端子記号及び交流又は直流の別)並びに定格電圧及び定格電流		
ル	部品には、部品記号(その附近に表示した場合を除く。)		
ヲ	スイッチ等の操作部には、「開」、「閉」等の表示及び使用方法		
ワ	ヒューズホルダには、使用するヒューズの定格電流		
カ	接続することができ変流器の届出番号		
ヨ	その他取扱い上注意すべき事項		
二	音響装置		
イ	交流又は直流の別		
ロ	定格電圧及び定格電流		
ハ	製造年		

イ	種別、型式及び型式番号	五	極性のある端子にはその極性を示す記号
ロ	(新設)	2	受信機には、次の各号に掲げる区分に れ当該各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に 消えないように表示しなければならない。
ハ	(新設)	一	受信機本体
ニ	(新設)		
ホ	(新設)		
ヘ	(新設)		
ト	(新設)		
チ	製造者名又は商標		
リ	非互換性型受信機にあつては製造番号		
ヌ	端子板には、端子記号(電源用の端子にあつては、端子記号及び交流又は直流の別)並びに定格電圧及び定格電流		
ル	部品には、部品記号(その附近に表示した場合を除く。)		
ヲ	スイッチ等の操作部には、「開」、「閉」等の表示及び使用方法		
ワ	ヒューズホルダには、使用するヒューズの定格電流		
カ	接続することができ変流器の型式番号		
ヨ	(新設)		
二	音響装置及び遮断機構		
イ	交流又は直流の別、		
ロ	定格電圧、		
ハ	定格電流、		
	製造年及び		

二 製造者名又は商標
ホ 極性のある端子には、その極性を示す記号
(削る)

(試験条件)

第十条 次条から第二十三条まで及び第二十七条から第三十六条までに規定する試験は、当該各条に定めがある場合を除くほか、周囲温度五度以上三十五度以下、相对湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下の状態で行うものとする。

2 次条及び第十三条に規定する試験においては、警戒電路の電圧又は周波数には当該変流器の定格電圧又は定格周波数を用い、警戒電路に接続する負荷には純抵抗負荷を用いるものとする。

3 第十四条及び第十五条に規定する試験においては、警戒電路又は一の電線を変流器に取り付けた回路の周波数には警戒電路の定格周波数を用いるものとする。

4 第二十七条から第三十二条まで及び第三十六条に規定する試験においては、当該各条に定めがある場合を除くほか、受信機の電源の電圧又は周波数には、当該受信機の定格電圧又は定格周波数を用いるものとする。

第二章 変流器

(変流器の機能)

第十一条 変流器は、別図第一の試験回路において警戒電路に電流を流さない状態又は当該変流器の

製造者名又は商標
ロ 極性のある端子には、その極性を示す記号
ハ 遮断機構に係る制御用端子には、その用途を示す記号、交流又は直流の別、定格電圧及び定格電流

(試験条件)

第九条 次条から第二十二條まで及び第二十六条から第三十六条までに規定する試験は、当該各条に定めがある場合を除くほか、周囲温度五度以上三十五度以下、相对湿度四十五パーセント以上八十五パーセント以下の状態で行うものとする。

2 次条及び第十二条に規定する試験においては、警戒電路の電圧又は周波数には当該変流器の定格電圧又は定格周波数を用い、警戒電路に接続する負荷には純抵抗負荷を用いるものとする。

3 第十三条及び第十四条に規定する試験においては、警戒電路又は一の電線を変流器に取り付けた回路の周波数には警戒電路の定格周波数を用いるものとする。

4 第二十六条から第三十二条まで及び第三十六条に規定する試験においては、当該各条に定めがある場合を除くほか、受信機の電源の電圧又は周波数には、当該受信機の定格電圧又は定格周波数を用いるものとする。

第二章 変流器

(変流器の機能)

第十条 互換型変流器は、警戒電路に電流を流さない状態又は当該変流器の

定格周波数で当該変流器の定格電流を流した状態において、次の各号に適合するものでなければならない。

この場合において、当該変流器の出力電圧値の測定は、出力端子に当該変流器に接続される受信機の入力インピーダンスに相当するインピーダンス（以下「負荷抵抗」という。）を接続して行うものとする。

一 試験電流を零ミリアンペアから千ミリアンペアまで流した場合、その出力電圧値は、試験電流値に比例して変化すること。

二 変流器に接続される受信機の公称作動電流値を試験電流として流した場合、その出力電圧値の変動範囲は、当該公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の七十五パーセントから百二十五パーセントまでの範囲内であること。

三 変流器に接続される受信機の公称作動電流値の四十二パーセントの試験電流を流した場合、その出力電圧値は、当該公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パーセント以下であること。

（削る）

定格周波数で当該変流器の定格電流を流した状態で、試験電流を零ミリアンペアから千ミリアンペア流した場合、その出力電圧値は、試験電流値に比例して変化し、かつ、その変動範囲は、設計出力電圧値の七十五パーセントから百二十五パーセント以内でなければならない。この場合において、当該変流器の出力端子には当該変流器に接続される受信機の入力インピーダンスに相当するインピーダンス（以下「負荷抵抗」という。）を接続するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

2 | 非互換性型変流器は、警戒電路に電流を流さない状態又は当該変流器の定格周波数で当該変流器の定格電流を流した状態で、公称作動電流値に相当する試験電流を流した場合、その出力電圧値は、公称作動電流値に対応する設計出力電圧値以上であり、かつ、公称作動電流値の四十二パーセントの試験電流を流した場合、その出力電圧値は、公称作動電流値の四十二パーセントに対応する設計出力電圧値以下でなければならない。

2| 変流器で、警戒電路の電線を変流器に貫通させるものにあつては、警戒電路の各電線をそれらの電線の変流器に対する電磁結合力が平衡とならないような方法で変流器に貫通させた状態で前項の機能を有するものでなければならぬ。

(周囲温度試験)

第十二条 屋内型の変流器は、零下十度及び六十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いづれも構造又は前条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

2| 屋外型の変流器は、零下二十度及び六十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いづれも構造又は前条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(電路開閉試験)

第十三条 変流器は、出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路に当該変流器の定格電流の百五十パーセントの電流を流した状態で警戒電路の開閉を一分間に五回繰り返す操作を行った場合、その出力電圧値は、接続される受信機の公称作動電流値に対応する設計出力電圧値の五十二パーセント以下でなければならぬ。

(短絡電流強度試験)

第十四条 変流器は、別図第二の試験回路において出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路の電源側に過電流遮断器を設け、警戒電路に当該変流器の定格電圧(警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては

い。

3| 変流器で、警戒電路の電線を変流器に貫通させるものにあつては、警戒電路の各電線をそれらの電線の変流器に対する電磁結合力が平衡とならないような方法で変流器に貫通させた状態で前二項の機能を有するものでなければならぬ。

(温度特性試験)

第十一条 変流器は、屋内型のものにあつては零下十度から六十度まで、屋外型のものにあつては零下二十度から六十度までの周囲温度において機能に異常を生じないものでなければならぬ。(新設)

(電路開閉試験)

第十二条 変流器は、出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路に当該変流器の定格電流の百五十パーセントの電流を流した状態で警戒電路の開閉を一分間に五回繰り返す操作を行った場合、その出力電圧値は、接続される受信機の公称作動電流値の四十二パーセントに対応する出力電圧値以下でなければならぬ。

(短絡電流強度試験)

第十三条 変流器は、別図第三の試験回路において出力端子に負荷抵抗を接続し、警戒電路の電源側に過電流遮断器を設け、警戒電路に当該変流器の定格電圧(警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては

、当該変流器の定格電圧以下の任意の電圧とする。)
で短絡力率が〇・三から〇・四までの二千五百アンペ
アの電流を二分間隔で約〇・〇二秒間二回流した場合
、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでな
ければならない。

(過漏電試験)

第十五条 変流器は、一の電線を変流器に取り付けた別
図第三の回路を設け、出力端子に負荷抵抗を接続した
状態で当該一の電線に変流器の定格電圧の数値の二十
パーセントの数値を電流値とする電流を五分間流した
場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないもの
でなければならぬ。

(老化試験)

第十六条 変流器は、六十五度の温度の空气中に三十日
間放置した場合、構造又は第十一条の機能に異常を生
じないものでなければならぬ。

(防水試験)

第十七条 屋外型変流器は、温度六十五度の清水に十五
分間浸し、温度零度の塩化ナトリウムの飽和水溶液に
十五分間浸す操作を二回繰り返し行った後、次の各号
に適合するものでなければならぬ。

一 飽和水溶液に浸してある状態で第二十条の試験に
適合すること。

二 飽和水溶液から取り出した状態で第二十一条の試
験に適合し、かつ、構造又は第十一条の機能に異常
を生じないこと。

で短絡力率が〇・三から〇・四までの二千五百アンペ
アの電流を二分間隔で約〇・〇二秒間二回流した場合
、構造又は
機能に異常を生じないものでな
ければならない。

(過漏電試験)

第十四条 変流器は、一の電線を変流器に取り付けた
回路を設け、出力端子に負荷抵抗を接続した
状態で当該一の電線に変流器の定格電圧の数値の二十
パーセントの数値を電流値とする電流を五分間流した
場合、構造又は
機能に異常を生じないもの
でなければならぬ。

(老化試験)

第十五条 変流器は、六十五度の温度の空气中に三十日
間放置した場合、構造又は
機能に異常を生
じないものでなければならぬ。

(防水試験)

第十六条 屋外型変流器は、温度六十五度の清水に十五
分間浸し、温度零度の塩化ナトリウムの飽和水溶液に
十五分間浸す操作を二回繰り返し行った場合、機能に
異常を生じないものでなければならぬ。

(新設)

(新設)

(振動試験)

第十八条 変流器は、全振幅四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は第十一條の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(衝撃試験)

第十九条 変流器は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、構造又は第十一條の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(絶縁抵抗試験)

第二十条 変流器は、一次巻線と二次巻線との間及び一次巻線又は二次巻線と外部金属部との間の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならぬ。

(絶縁耐力試験)

第二十一条 前條の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧千五百ボルト(警戒電路電圧が二百五十ボルトを超える場合は、警戒電路電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならぬ。

(衝撃波耐電圧試験)

第二十二条 変流器は、一次巻線(警戒電路の電線を変流器に貫通させる変流器にあつては、当該警戒電路と外部金属部との間及び一次巻線の相互間に

(振動試験)

第十七条 変流器は、全振幅四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(衝撃試験)

第十八条 変流器は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(絶縁抵抗試験)

第十九条 変流器は、一次巻線と二次巻線との間及び一次巻線又は二次巻線と外部金属部との間の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならぬ。

(絶縁耐力試験)

第二十条 前條の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧千五百ボルト(警戒電路電圧が二百五十ボルトを超える場合は、警戒電路電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならぬ。

(衝撃波耐電圧試験)

第二十一条 変流器は、一次巻線
と外部金属部との間及び一次巻線の相互間に

波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五マイクロ秒まで、及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構造又は第十一条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(電圧降下防止試験)

第二十三条 変流器（警戒電路の電線を当該変流器に貫通させるものを除く。）は、警戒電路に定格電流を流した場合、その警戒電路の電圧降下は、〇・五ボルト以下でなければならない。

第三章 受信機

(受信機の構造)

第二十四条 受信機の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 電源を表示する装置を設けること。この場合において、漏電表示の色と明らかに区別できること。
- 二 受信機の電源入力側及び受信機から外部の音響装置、表示灯等に対し直接電力を供給するように構成された回路には、外部回路に短絡を生じた場合においても有効に保護できる措置が講じられていること。
- 三 感度調整装置以外の感度調整部は、ケースの外面に露出しないこと。

(試験装置)

第二十五条 受信機には、公称作動電流値に対応する変

波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五マイクロ秒まで、及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、機能に異常を生じないものでなければならない。

(電圧降下防止試験)

第二十三条 変流器（警戒電路の電線を当該変流器に貫通させるものを除く。）は、警戒電路に定格電流を流した場合、その警戒電路の電圧降下は、〇・五ボルト以下でなければならない。

第三章 受信機

(受信機の構造)

第二十三条 受信機の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 電源を表示する装置を設けること。ただし、二級のものにあつては、この限りでない。
- 二 受信機の電源入力側及び受信機から外部の音響装置、表示灯等に対し直接電力を供給するように構成された回路には、外部回路に短絡を生じた場合においても有効に保護できる措置が講じられていること。ただし、二級のもの電源入力側にあつては、この限りでない。
- 三 感度調整装置以外の感度調整部は、ケースの外面に露出しないこと。

(試験装置)

第二十四条 受信機には、公称作動電流値に対応する変

流器の設計出力電圧の二・五倍以下の電圧をその入力端子に加えることができる試験装置及び変流器に至る外部配線の断線の有無を試験できる試験装置を設けなければならない。

2 前項の試験装置は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 受信機の前面において手動により容易に試験できること。
- 二 試験後定位置に復する操作を忘れないように適当な方法が講じられていること。
- 三 集合型受信機に係るものにあつては、前二号に定めるほか回線ごとに試験できること。

(漏電表示)

第二十六条 受信機は、変流器から送信された信号を受信した場合、赤色の表示及び音響信号により漏電を自動的に表示するものでなければならぬ。

(受信機の機能)

第二十七条 受信機は、別図第四の試験回路において、信号入力回路に公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の五十二パーセントの電圧を加えた場合、三十秒以内で作動せず、かつ、公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の七十五パーセントの電圧を加えた場合、一秒以内に作動するものでなければならぬ。

流器の設計出力電圧の二・五倍以下の電圧をその入力端子に加えることができる試験装置及び一級のものにあつては変流器に至る外部配線の断線の有無を試験できる試験装置を設けなければならない。

2 前項の試験装置は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 受信機の前面において手動により容易に試験できること。
- 二 試験後定位置に復する操作を忘れないように適当な方法が講じられていること。
- 三 集合型受信機に係るものにあつては、前二号に定めるほか回線ごとに試験できること。

(漏電表示)

第二十五条 受信機は、変流器から送信された信号を受信した場合、赤色の表示及び音響信号により漏電を自動的に表示するものでなければならぬ。この場合において、遮断機構を有するものにあつては、遮断後も漏電した旨の赤色表示が継続するものでなければならぬ。

(受信機の機能)

第二十六条 互換性型受信機は、信号入力回路に公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧の五十二パーセントの電圧を加えた場合、三十秒以内で作動せず、かつ、公称作動電流値に対応する変流器の設定出力電圧の七十五パーセントの電圧を加えた場合、一秒(遮断機構を有するものにあつては〇・二秒)以内に作動するものでなければならぬ。

(削る)

2|

- 集合型受信機は、前項の規定によるほか、次の各号に適合するものでなければならぬ。
- 一 漏洩電流の発生した警戒電路を明確に表示する装置を設けること。
 - 二 前号に規定する装置は、警戒電路を遮断された場合、漏洩電流の発生した警戒電路の表示が継続して行えること。
 - 三 二の警戒電路で漏洩電流が同時に発生した場合、漏電表示及び警戒電路の表示を行うこと。
 - 四 二以上の警戒電路で漏洩電流が連続して発生した場合、最大負荷に耐える容量を有すること。

(電源電圧変動試験)

第二十八条 受信機は、電源電圧を受信機の定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲で変化させた場合、前条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(周囲温度試験)

第二十九条 受信機は、零下十度及び四十度の周囲温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

2|

非互換性型受信機は、信号入力回路に公称作動電流値の四十二パーセントに対応する変流器の設計出力電圧を加えた場合、三十秒以内で作動せず、かつ、公称作動電流値に対応する変流器の設計出力電圧を加えた場合、一秒(遮断機構を有するものにあつては〇・二秒)以内に作動するものでなければならぬ。

3|

- 集合型受信機は、前二項の規定によるほか、次の各号に適合するものでなければならぬ。
- 一 漏洩電流の発生した警戒電路を明確に表示する装置を設けること。
 - 二 前号に規定する装置は、警戒電路を遮断された場合、漏洩電流の発生した警戒電路の表示が継続して行えること。
 - 三 二の警戒電路で漏洩電流が同時に発生した場合、機能に異常を生じないこと。
 - 四 二以上の警戒電路で漏洩電流が連続して発生した場合、最大負荷に耐える容量を有すること。

(電源電圧変動試験)

第二十七条 受信機は、電源電圧を受信機の定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲で変化させた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(温度特性試験)

第二十八条 受信機は、零下十度から四十度までの周囲温度において機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(過入力電圧試験)

第三十条 受信機は、別図第五の試験回路において、信号入力回路に五十ボルトの電圧を変流器のインピーダンスに相当する抵抗を介して五分間加えた場合、漏電表示をし、かつ、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(削る)

(繰返し試験)

第三十一条 受信機は、受信機の定格電圧で一万回の漏電動作を行った場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(振動試験)

第三十二条 受信機は、通電状態において全振幅一ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に十分間連続して与えた場合、誤作動(漏洩電流以外の原因に基づく)作動をいう。ないものでなければならない。
2 受信機は、無通電状態において全振動四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならない。

(過入力電圧試験)

第二十九条 受信機は、信号入力回路に五十ボルトの電圧を変流器のインピーダンスに相当する抵抗を介して五分間加えた場合、漏電表示をし、かつ、構造又は機能に異常を生じないものでなければならない。

(引きはずし自由試験)

第三十条 遮断機構を有する受信機は、警戒電路に変流器の定格電圧を加え、開閉部を閉路の状態にして第二十四条第一項に規定する試験装置による試験を行った場合、開閉部の引きはずしが自由でなければならない。

(繰返し試験)

第三十一条 受信機は、受信機の定格電圧で一万回の漏電動作を行った場合、構造又は機能に異常を生じないものでなければならない。

(振動試験)

第三十二条 受信機は、通電状態において全振幅一ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に十分間連続して与えた場合、誤作動(漏洩電流以外の原因に基づく)作動をいう。第三十六条第二項において同じ。ないものでなければならない。
2 受信機は、無通電状態において全振動四ミリメートルで毎分千回の振動を任意の方向に六十分間連続して与えた場合、構造又は機能に異常を生じないものでなければならない。

(衝撃試験)

第三十三条 受信機は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(絶縁抵抗試験)

第三十四条 受信機は、充電部とそれを収める金属ケース(絶縁性のあるケースの外部に金属製の化粧銘板等の部品を取り付けたものを含む。)との間

の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならぬ。

(絶縁耐力試験)

第三十五条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト(定格電圧(一次側の充電部にあつては一次側の定格電圧、二次側の充電部にあつては二次側の定格電圧(以下この条において同じ。))が三十ボルトを超え五百ボルト以下の部分については千ボルト、百五十ボルトを超える部分については定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならぬ。

(衝撃波耐電圧試験)

第三十六条 受信機は、別図第六の試験回路において、電源異極端子の間及び電源端子とケースとの間に波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五

(衝撃試験)

第三十三条 受信機は、任意の方向に標準重力加速度の五十倍の加速度の衝撃を五回加えた場合、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

(絶縁抵抗試験)

第三十四条 受信機は、充電部とそれを収める金属ケース(開閉部(開路の状態では同極の電源端子と負荷側端子との間、閉路の状態では充電部とハンドルの間)の絶縁抵抗を直流五百ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が五メガオーム以上のものでなければならぬ。

(絶縁耐力試験)

第三十五条 前条の試験部の絶縁耐力は、五十ヘルツ又は六十ヘルツの正弦波に近い実効電圧五百ボルト(定格電圧(一次側の充電部にあつては一次側の定格電圧、二次側の充電部にあつては二次側の定格電圧(以下この条において同じ。))が三十ボルトを超え五百ボルト以下の部分については千ボルト、百五十ボルトを超える部分については定格電圧に二を乗じて得た値に千ボルトを加えた値)の交流電圧を加えた場合、一分間これに耐えるものでなければならぬ。

(衝撃波耐電圧試験)

第三十六条 受信機は、別図第六の試験回路において、電源異極端子の間及び電源端子とケースとの間に波高値六キロボルト、波頭長〇・五マイクロ秒から一・五

マイクロ秒まで及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、構造又は第二十七条の機能に異常を生じないものでなければならぬ。

第四章 雑則

(基準の特例)

第三十七条 新たな技術開発に係る漏電火災警報器の変流器及び受信機について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

2 | マイクロ秒まで及び波尾長三十二マイクロ秒から四十八マイクロ秒までの衝撃波電圧を正負それぞれ一回加えた場合、
機能に異常を生じないものでなければならぬ。
遮断機構は、前項の試験において誤作動しないものでなければならぬ。

第四章 雑則

(基準の特例)

第三十七条 新たな技術開発に係る漏電火災警報器の変流器及び受信機について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

○総務省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令

第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この省令は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令

(昭和三十六年政令第三十七号) 第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。

第二条第一号中「(昭和二十三年法律第八十六号)」を削り、同号及び同条第二号中「(煙を感知するものに限る。)」を削る。

第二条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 定温式住宅用防災警報器 一局所の周囲の温度が一定の温度以上になつたときに火災警報を発する住宅用防災警報器をいう。

四の三 連動型住宅用防災警報器 住宅用防災警報器で、火災の発生を感知した場合に火災の発生した旨の信号(以下「火災信号」という。)を他の住宅用防災警報器に発信する機能及び他の住宅用防災警報器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

第三条中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

第三条第十号イ中「次の各号」を「次」に改め、「七十デシベル」の下に「（音圧を五デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

第三条第十一号イに次のただし書を加える。

ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものであつては、この限りでない。

第三条第十四号中「感知部」を「イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ 自動試験機能は、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのないものであり、かつ、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであること。

ロ イの確認に要する時間は、六十秒以内であること。ただし、機能の確認中であつても火災を感知することができるものにあつては、この限りではない。

ハ 機能が異常となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

第三条に次の三号を加える。

十八 接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

十九 定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

二十 連動型住宅用防災警報器は、次によること。

イ 火災の発生を感知した場合に連動型住宅用防災警報器から発信する火災信号は、他の連動型住宅用防災警報器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ 他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を、確実に受信することができるものであること。

ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

ニ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(イ) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型住宅用防災警報器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(ロ) 火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器の火災警報を、それ以外の連動型住宅防災警報器のスイッチ操作により停止できないものであること。

ホ 無線設備を有するものにあつては、次によること。

(イ) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(ロ) 発信される信号の電界強度の値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置において

設計値以上であること。

(ハ) 電波を受信する機能を有するものにあつては、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。

(ニ) 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

(1) 火災の発生を感知した住宅用防災警報器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、他の住宅用防災警報器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(ホ) 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。

(ヘ) 他の機器と識別できる信号を発信すること。

第五条第一項中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 電源電圧変動試験 住宅用防災警報器は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百パーセ

ント以下の範囲内（他の住宅用防災警報器から電力を供給される住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）で変動した場合、機能に異常を生じないこと。

一の二 消費電流測定試験 電源に電池を用いる住宅用防災警報器は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。

第五条第一項第三号中「四十度以下」の下に「（十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 滴下試験 住宅用防災警報器（端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの及び自動試験機能を有するものを除く。）は、通電状態において、当該住宅用防災警報器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行つた場合、機能に異常を生じないこと。

第五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当た

り二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格 Z 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。

第五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号の三」に改める。

第六条第一項中「八・二マイクロキュリー」を「三〇三・四キロベクレル」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（定温式住宅用防災警報器の感度）

第七条の二 定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める試験に合格するものでなければならぬ。

一 作動試験 八十一・二五度の温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四十秒以内（壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間 t 秒以内）で火災警報を発すること。

$$t = 40 \log_{10} (1 + (65 - \theta_r) / 16.25) / \log_{10} (1 + 65 / 16.25)$$

注 θ_r は室温（度）を表す。

二 不作動試験 五十度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動しないこと。

2 第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

第八条中「、消防法施行令第五条の七第一項第二号」を「消防法施行令第五条の七第一項第二号」に改め、「大きさとし」の下に「、第十一号の表示は外面に表示し」を加え、同条第一号中「住宅用防災警報器」を「光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 種別を有するものにあつてはその種別

第八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 型式及び型式番号

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。）
第八条第八号を次のように改める。

八 連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

第八条に次の五号を加える。

九 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字

十 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

十一 イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項

イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十

二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示

ロ 廃棄に関する注意表示

十二 公称音圧（公称音圧があるものに限る。）

十三 使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

第八条に次の一項を加える。

2 住宅用防災警報器（無極性のものを除く。）に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

第十一条第二項を削る。

(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第十六号ハを次のように改める。

ハ 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

(1) 火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三条 中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十六号ロ(2)を次のように改める。

- (2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する住宅（消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成三十一年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器のうち、第一条の規定による改正後の住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第二条、第三条、第五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十一条の規

定に適合しないものに係る技術上の規格については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している火災報知設備の感知器及び発信機並びに中継器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機並びに前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器及び発信機に係る型式承認は、第二条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

3 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器及び第一項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、第三条の規定による改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令案 新旧対照表

目次

○ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）（第一条関係）	1
○ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）（第二条関係）	12
○ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）（第三条関係）	13

○ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）（第一条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 住宅用防災警報器 住宅（消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器</p> <p>報部等で構成されたものをいう。</p> <p>二 住宅用防災報知設備 住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備</p> <p>であつて、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 住宅用防災警報器 住宅（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器（煙を感知するものに限る。）であつて、感知部、警報部等で構成されたものをいう。</p> <p>二 住宅用防災報知設備 住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（煙を感知するものに限る。）であつて、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第</p>

十七号) 第二条第一号に規定するものをいう。)、中継器(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号) 第二条第六号に規定するものをいう。)、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号) 第二条第七号に規定するものをいう。第六号において同じ。) 及び補助警報装置で構成されたもの(中継器又は補助警報装置を設けないものにあつては、中継器又は補助警報装置を除く。)をいう。

三・四 (略)

四の二 定温式住宅用防災警報器 一局所の周囲の温度が一定の温度以上になつたときに火災警報を発する住宅用防災警報器をいう。

四の三 連動型住宅用防災警報器 住宅用防災警報器で、火災の発生を感知した場合に火災の発生した旨の信号(以下「火災信号」という。)を他の住宅用防災警報器に発信する機能及び他の住宅用防災警報器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

五・六 (略)

(構造及び機能)

第三条 (略)

一 感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

十七号) 第二条第一号に規定するものをいう。)、中継器(中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号) 第二条第六号に規定するものをいう。)、受信機(受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十九号) 第二条第七号に規定するものをいう。第六号において同じ。) 及び補助警報装置で構成されたもの(中継器又は補助警報装置を設けないものにあつては、中継器又は補助警報装置を除く。)をいう。

三・四 (略)

五・六 (略)

(構造及び機能)

第三条 (略)

一の二 (略)

二・三 (略)

三の二 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

四・五 (略)

五の二 無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

六〇九 (略)

十 (略)

イ 警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発する住宅用防災警報器における音圧は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル（音圧を五デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）以上であり、かつ、その状態を一分間以上継続できること。

(イ) (ロ) (略)

ロ (略)

十の二 火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

十一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、次によること。

一 (略)

二・三 (略)

四・五 (略)

六〇九 (略)

十 (略)

イ 警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発する住宅用防災警報器における音圧は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル

以上であり、かつ、その状態を一分間以上継続できること

(イ) (ロ) (略)

ロ (略)

十一 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ 電池の交換が容易にできること。ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。

ロ (略)

十二・十三 (略)

十四 イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部は、目開き一ミリメートル以下の網、円孔板等により虫の侵入防止のための措置を講ずること。

十五 (略)

十六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ 自動試験機能は、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのないものであり、かつ、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであること。

ロ イの確認に要する時間は、六十秒以内であること。ただし、機能の確認中であつても火災を感知することができるものにあつては、この限りではない。

ハ 機能が異常となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

十七 (略)

十八 接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

イ 電池の交換が容易にできること。

ロ (略)

十二・十三 (略)

十四 感知部は、目開き一ミリメートル以下の網、円孔板等により虫の侵入防止のための措置を講ずること。

十五 (略)

十六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常を七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

十七 (略)

十九 定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

二十 連動型住宅用防災警報器は、次によること。

イ 火災の発生を感知した場合に連動型住宅用防災警報器から発信する火災信号は、他の連動型住宅用防災警報器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ 他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を、確実に受信することができるものであること。

ハ ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

ニ スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(イ) スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型住宅用防災警報器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(ロ) 火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器の火災警報を、それ以外の連動型住宅用防災警報器のスイッチ操作により停止できないものであること。

ホ 無線設備を有するものにあつては、次によること。

(イ) 無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員

会規則第十八号) 第四十九条の十七に規定する小電力セキユリテイシステムの無線局の無線設備であること。

(ロ) 発信される信号の電界強度の値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

(ハ) 電波を受信する機能を有するものにあつては、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。

(ニ) 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

(1) 火災の発生を感知した住宅用防災警報器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、他の住宅用防災警報器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(ホ) 火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。

(ヘ) 他の機器と識別できる信号を発信すること。

(試験)

第五条 (略)

一 電源電圧変動試験 住宅用防災警報器は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下の範囲内(他の住宅用防災警報器から電力を供給される住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限值以上上限値以下)で変動した場合、機能に異常を生じないこと。

一の二 消費電流測定試験 電源に電池を用いる住宅用防災警報器は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。

一の三 気流試験 イオン化式住宅用防災警報器は、通電状態において、風速五メートル毎秒の気流に五分間投入したとき、火災警報を発しないこと。

二 (略)

三 周囲温度試験 住宅用防災警報器は、〇度以上四十度以下(十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)の周囲の温度において機能に異常を生じないこと。

三の二 滴下試験 住宅用防災警報器(端子又は電線(端子に代えて用いるものに限る。))を用いないもの及び自動試験機能を

(試験)

第五条 (略)

一 気流試験 イオン化式住宅用防災警報器は、通電状態において、風速五メートル毎秒の気流に五分間投入したとき、火災警報を発しないこと。

二 (略)

三 周囲温度試験 住宅用防災警報器は、〇度以上四十度以下(十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)の周囲の温度において機能に異常を生じないこと。

有するものを除く。)は、通電状態において、当該住宅用防災警報器の基板上に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行った場合、機能に異常を生じないこと。

四〇六 (略)

六の二 粉塵試験 住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)第十七条第一項に定める日本工業規格 Z 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。

七〇十 (略)

2 前項第一号の三、第二号、第九号及び第十号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。

一・二 (略)

(イオン化式住宅用防災警報器の感度)

第六条 イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、K、V、T及びtの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験(以下この条において「イオン化式住宅用防災警報器の感度試験」という。)に合格するものでなければならない。

四〇六 (略)

七〇十 (略)

2 前項第一号、第二号、第九号及び第十号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。

一・二 (略)

(イオン化式住宅用防災警報器の感度)

第六条 イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、K、V、T及びtの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験(以下この条において「イオン化式住宅用防災警報器の感度試験」という。)に合格するものでなければならない。

注 Kは、公称作動電離電流変化率であり、平行板電極（電極間の間隔が二センチメートルで、一方の電極が直径五センチメートルの円形の金属板に三〇三・四キロベクレルのアメリカシウム二四一を取り付けたものをいう。）間に二十ボルトの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(光電式住宅用防災警報器の感度)

第七条 (略)

(定温式住宅用防災警報器の感度)

第七条の二 定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める

試験に合格するものでなければならない。

- 一 作動試験 八十一・二五度の温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四十秒以内（壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間 t 秒以内）で火災警報を発すること

$$t = 40 \log_{10} (1 + (65 - \theta_r) / 16.25) / \log_{10} (1 + 65 / 16.25)$$

注 θ_r は室温（度）を表す。

- 二 不作動試験 五十度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動しないこと。

注 Kは、公称作動電離電流変化率であり、平行板電極（電極間の間隔が二センチメートルで、一方の電極が直径五センチメートルの円形の金属板に八・二マイクロキュリーのアメリカシウム二四一を取り付けたものをいう。）間に二十ボルトの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(光電式住宅用防災警報器の感度)

第七条 (略)

2| 第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

(表示)

第八条 住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、第六号及び第七号の表示は消防法施行令第五条の七第一項第二号の規定により設置した状態において容易に識別できる大きさとし、第十一号の表示は外面に表示しなければならない。

一 光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器と
いう文字

二 種別を有するものにあつてはその種別

二の二 型式及び型式番号

三・四 (略)

四の二 取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに
表示するものを除く。）

五〇七 (略)

八 連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

九 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字

十 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

(表示)

第八条 住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、第六号及び第七号の表示は、消防法施行令第五条の七第一項第二号の規定により設置した状態において容易に識別できる大きさとし、
なければならない。

一 住宅用防災警報器と
いう文字

二 種別

三・四 (略)

五〇七 (略)

八 この省令の規定に適合することを第三者が確認した場合にあつては、その旨及び当該第三者の名称

十一 イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項
イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（
昭和三十二年法律第六十七号）第十二条の五第一項に規定
する特定認証機器である旨の表示
ロ 廃棄に関する注意表示

十二 公称音圧（公称音圧があるものに限る。）

十三 使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

2 住宅用防災警報器（無極性のものを除く。）に用いる端子板に
は、端子記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなけ
ればならない。

（基準の特例）

第十一条（略）

（基準の特例）

第十一条（略）

2 前項の規定は、外国において製造された住宅用防災警報器につ
いて準用する。この場合において、同項中「新たな技術開発に係
る住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置」と
あるのは「外国において製造された住宅用防災警報器」と読み替
えるものとする。

○ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）（第二条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（感知器の構造及び機能）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。</p> <p>(1) 火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。</p> <p>(2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>二〇チ（略）</p> <p>十七・十八（略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">（感知器の構造及び機能）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であり、無線設備が火災信号の受信を継続している間（受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、受信機から当該確認をできるまでの間に限る。）は、断続的に当該信号を発信すること。</p> <p>二〇チ（略）</p> <p>十七・十八（略）</p>

○ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）（第三条関係）

<p>改正後</p>	<p>（構造及び機能） 第三条（略） 一〇十五（略） 十六（略） イ（略） ロ（略） (1)（略） (2) 無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(3)（略） (5)（略） ハ・ニ（略） 二〇四（略）</p>
<p>改正前</p>	<p>（構造及び機能） 第三条（略） 一〇十五（略） 十六（略） イ（略） ロ（略） (1)（略） (2) 無線設備は、火災信号の受信を継続している間（受信機から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、火災信号の受信を受信機から確認できるまでの間に限る。）は、断続的に当該信号を発信すること。</p> <p>(3)（略） (5)（略） ハ・ニ（略） 二〇四（略）</p>

○総務省令第二十六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令

（趣旨）

第一条 この省令は、エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 エアゾール式簡易消火具 水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもののうち、内容積一リットル以下のものをいう。

二 液化二酸化炭素用容器 液化二酸化炭素のみを充填するエアゾール式簡易消火具の容器をいう。

三 使用温度範囲 零度以上四十度以下の温度範囲（当該温度範囲の下限温度を十度単位で低下させた場合においてもなお正常に操作することができ、かつ、消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するエアゾール式簡易消火具にあつては、当該拡大した温度範囲）をいう。

四 標準使用期間 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限（五年を限度とする。）をいう。

五 小規模普通火災 次号に規定する危険物火災、第九号に規定する自動車用クッション火災及び第十号に規定する電気火災以外の火災であつて、規模の小さいものをいう。

六 危険物火災 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表第一に掲げる第四類の危険物並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四に掲げる可燃性個体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。

七 天ぷら油火災 危険物火災のうち、住宅で使用する天ぷら鍋内の油が発火することによって生ずる火災をいう。

八 ストープ火災 危険物火災のうち、住宅で使用する石油ストーブの灯油に引火することによって生ずる

る火災をいう。

九 自動車用クッション火災 自動車内にあるウレタンフォームその他の可燃物に引火することによって生ずる火災をいう。

十 電気火災 配線器具、電気製品その他これらに類する電気器具の火災をいう。

(構造)

第三条 エアゾール式簡易消火具の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 エアゾール式簡易消火具に充填された気体（以下「充填ガス」という。）又は消火剤の圧力により消火剤を放射するものであること。

二 充填ガス及び消火剤を再充填できないものであること。

三 充填ガス及び消火剤を充填する容器は、内容積一リットル以下であること。

四 粉末又は液体の消火剤（液化二酸化炭素を除く。）の容量は、容器の内容積の九十パーセント以下であること。

五 容器の材質は、鋼又は軽金属であること。

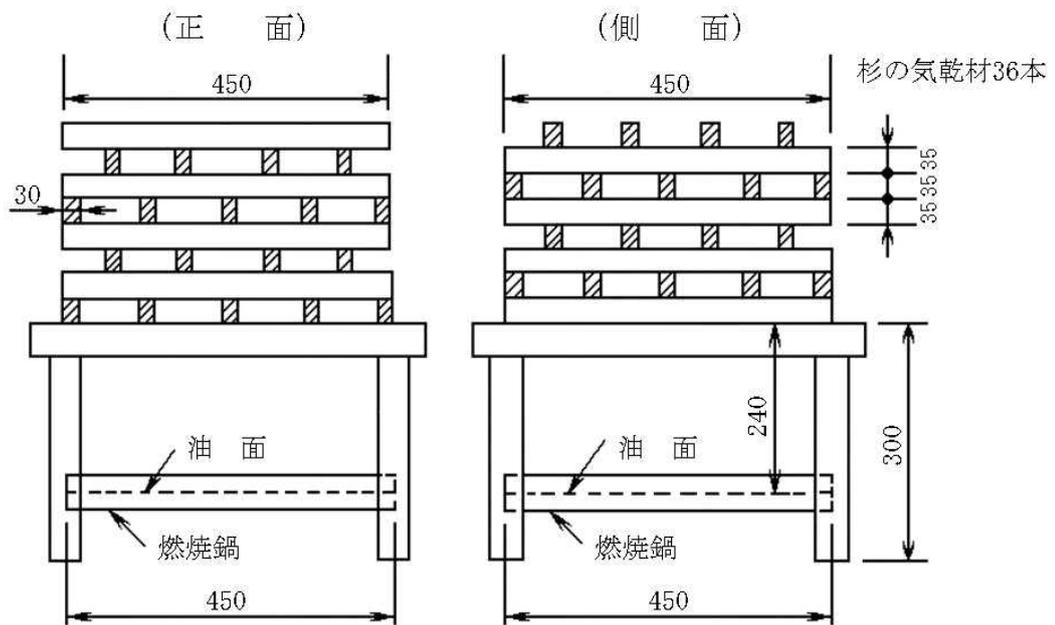
六 バルブが突出しているエアゾール式簡易消火具は、当該バルブの損傷を防止するための措置が講じられたものであること。

(消火性能)

第四条 エアゾール式簡易消火具は、次の各号に掲げる消火性能のうちいずれか一以上の消火性能を有するものでなければならぬ。

一 小規模普通火災に対する消火性能

次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後二分以内に再燃しないものであること。



備考 杉の気乾材の含水率は、10%から15%の範囲内
であること。

[単位：ミリメートル]

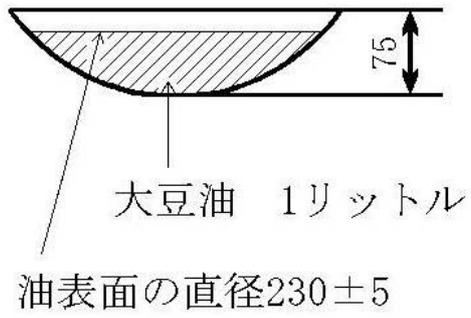
イ 燃焼鍋に、〇・三リットルのノルマルヘプタン（沸点は九十六度以上百二度以下であり、かつ、純分が九十五パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を入れ、点火すること。

ロ 消火は、点火した後三分で開始すること。

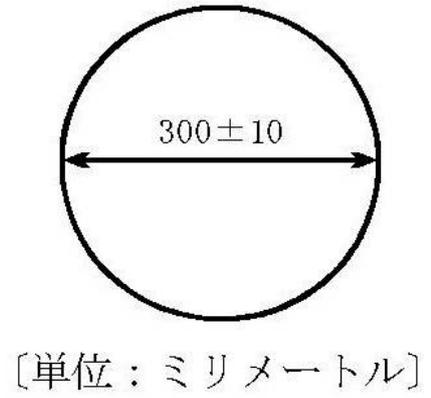
二 天ぷら油火災に対する消火性能

次の模型を用い、イからハまでに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射中に著しい火炎の拡大（天ぷら鍋の上縁から火炎の上端までの高さが一・八メートル以上となること又は三秒以上の時間継続して一・二メートル以上となることをいう。）及び油の飛散等が生じないものであつて、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。

(断面図)



(平面図)



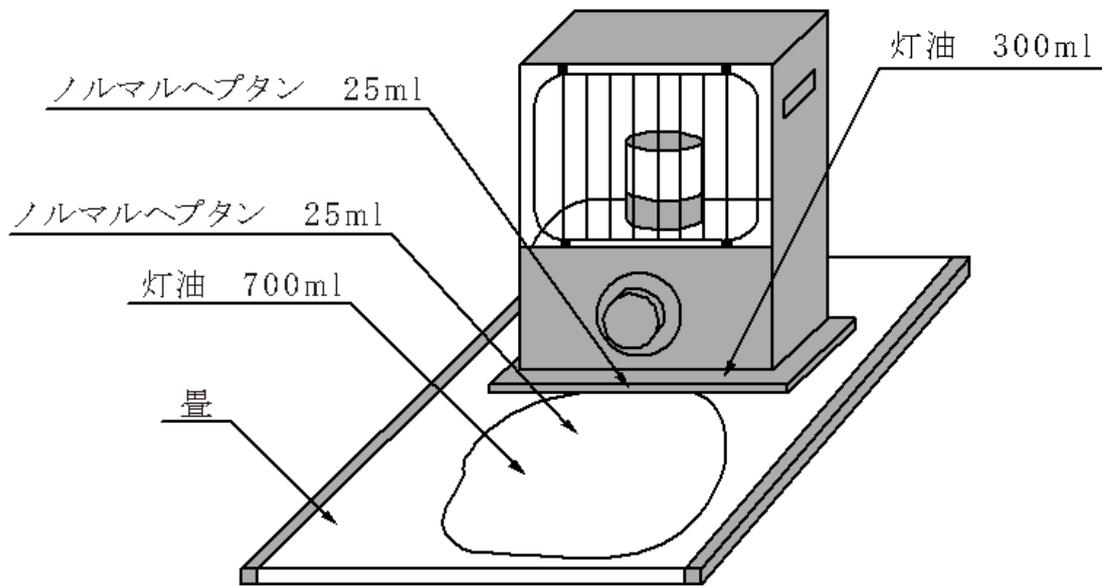
イ 天ぷら鍋に一リットルの大豆油（発火点が三百六十度以上三百七十度以下のものに限る。）を入れ、ガスコンロで加熱することによって発火させること。

ロ 消火は、油温（J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） C 一六〇二又はJ I S C 一六〇五に適合する熱電対を用い、鍋の中心軸上で油面から一センチメートルの深さの位置で測定した温度をいう。）が四百度になった時点で開始すること。

ハ 模型内の炎が消えた時点において、ガスコンロの火を消すこと。

三 ストープ火災に対する消火性能

次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。



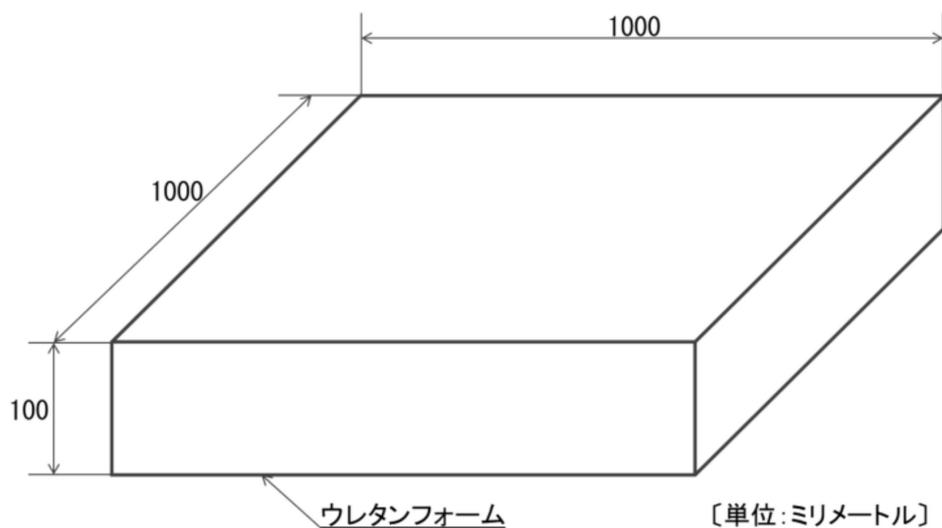
イ 畳の上にJ I S S 二〇一九に適合する自然通気型開放式石油ストーブのうち放射形のを置き、十分間燃焼させた後、次の表の上欄に掲げる燃料について、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる量をストーブの底部及び畳にかけて、点火すること。

燃 料	ストーブの底部にかける量	畳にかける量
灯油（J I S K 二二〇三一に適合するものに限る。）	三百ミリリットル	七百ミリリットル
ノルマルヘプタン	二十五ミリリットル	二十五ミリリットル

ロ 消火は、点火した後一分で開始すること。

四 自動車用クッション火災に対する消火性能

次の模型を用い、イ及びロに定めるところにより消火試験を行った場合において、消火剤の放射終了時に残炎が認められず、かつ、消火剤の放射終了後一分以内に再燃しないものであること。



イ J I S K 六四〇一に適合するウレタンフォーム（火炎の拡大を著しく遅延する薬剤が添加されていないものに限る。）又はこれと同等以上の性質を有するものであり、かつ、一・三キログラム以上一・四キログラム以下のものの中央部上面に点火すること。

ロ 消火は、点火した後一分三十秒で開始すること。

2 前項各号の消火試験は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 エアゾール式簡易消火具の操作者は、防火衣服を着用しないこと。

二 無風の状態（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

三 エアゾール式簡易消火具を使用温度範囲の上限温度及び下限温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内に行うこと。

四 放射を中断できる構造のエアゾール式簡易消火具にあつては、消火開始後に放射を中断しないこと。

（操作の機構）

第五条 エアゾール式簡易消火具は、その保持装置から取りはずす動作、ホースをはずす動作及び損傷の防止又は不時の作動の防止のための措置（バルブの損傷を防止するための措置及び安全栓を含む。）を解除

2 エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる操作手法のいずれか一の方法を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる作動力（操作のために要する力又は力のモーメントをいう。以下同じ。）以下で操作することにより作動して放射を開始することができるものでなければならぬ。

操 作 方 法	作 動 力
押しボタンを押す	五十ニュートン
レバーを握る	百ニュートン
胴部をひねる（一回転四分の一以下の回転で放射を開始するものに限る。）	四ニュートンメートル

作動部をたたく

○・五キログラムのおもりを三十センチメートルの高さから作動部に自然落下させたときに作動部に加わる力

(耐食及び防錆^{せい})

第六条 エアゾール式簡易消火具は、その各部分を良質の材料で造るとともに、充填ガス及び消火剤に接触する部分をその充填ガス及び消火剤に侵されない材料で造り、又は当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で造り、又は当該部分に防錆加工^{せい}を施さなければならない。

2 エアゾール式簡易消火具（液化二酸化炭素用容器を用いるものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるいずれかの温度（四十度を超える温度に放置した場合において容器の変形又は破損を生じるものにあつては、四十度）の空气中に、同表の下欄に掲げる標準使用期間に対応した期間放置した場合において、内面に腐食、変質その他の劣化（変色及び退色を除く。）を生じないものでなければならない。

(充填ガス及び消火剤)

五十度	四十五度	四十度	温 度	
十三週	十八週	二十六週	二年以下のもの	標 準 使 用 期 間
二十週	二十八週	三十九週	二年を超え三年以下のもの	
二十六週	三十七週	五十二週	三年を超え四年以下のもの	
三十三週	四十六週	六十五週	四年を超え五年以下のもの	

第七条 充填ガスは次の各号に適合するものでなければならない。

一 圧縮された空気、窒素、ヘリウム又は液化二酸化炭素であること。

二 不燃性で、かつ、消火剤の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

三 腐食性又は毒性を有せず、かつ、腐食性又は毒性のあるガスを発生しないものであること。

2 消火剤は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一 消火剤（次号又は第三号に適合するものを除く。）は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）第一条の二から第四条まで、第七条及び第八条の規定に適合するものであること。

二 水を消火剤とする場合には、腐食性又は毒性を有せず、かつ、腐食性又は毒性のあるガスを発生しない純良なるものであること。

三 液化二酸化炭素を消火剤とする場合には、J I S K 一一〇六の二種又は三種に適合するものであること。

（放射性能）

第八条 エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度、下限温度及び二十度の温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内に放射した場合において、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 放射の操作が完了した後、二秒以内に消火剤を有効に放射するものであること。

二 放射を開始してから主に放射されるものが充填ガスとなる状態（消火剤のみが放射されるものにあつては、消火剤の放射が終わる状態）までの時間（以下「放射時間」という。）が五秒以上であること。

三 消火剤の容量又は質量の八十五パーセント以上の量を放射時間内に放射できるものであること。

（容器の耐圧）

第九条 エアゾール式簡易消火具の容器（液化二酸化炭素用容器を除く。）は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならぬ。

一 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、破裂しないこと。

- 二 一・三メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、変形せず、かつ、一・五メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、破裂しないこと。

(気密性)

第十条 エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度に二十四時間放置してから使用温度範囲の下限温度に二十四時間放置することを三回繰り返した後、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 三十秒以内に放射した場合において、第八条各号の規定に適合すること。
- 二 四十六度以上五十度以下の温水中に一時間浸す試験を行った場合において、漏れを生じないこと。

(耐衝撃性)

第十一条 エアゾール式簡易消火具は、使用温度範囲の上限温度及び下限温度にそれぞれ十二時間以上放置した後、いずれも三十秒以内にエアゾール式簡易消火具の長軸方向を床面に対して水平（鉛直方向にレバーを握る操作により放射を開始するエアゾール式簡易消火具にあつては、六十度の角度）とした状態及び垂直とした状態でそれぞれ一・五メートルの高さからコンクリートの床面上に自然落下させた場合において、漏れ、亀裂、破断又は著しい変形を生じないものでなければならない。

(ノズル)

第十二条 エアゾール式簡易消火具のノズルは、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 内面は、平滑に仕上げられたものであること。
- 二 開閉式のノズルにあつては、開閉の操作が円滑に行われ、かつ、放射の際消火剤の漏れその他の障害を生じないこと。

(ホース)

第十三条 エアゾール式簡易消火具にホースを設ける場合には、当該ホースは、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 第九条第一号又は第二号に規定する試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。
- 二 長さは、消火剤を有効に放射するに足るものであること。
- 三 使用温度範囲で耐久性を有するものであつて、かつ、円滑に操作できるものであること。

(安全栓)

第十四条 鉛直方向にレバーを握る操作により放射を開始するエアゾール式簡易消火具には、不時の作動を防止するため安全栓を設けなければならない。

2 安全栓は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 一動作で容易に引き抜くことができ、かつ、その引き抜きに支障のない封が施されていること。
- 二 内径が二センチメートル以上のリング部、軸部及び軸受部より構成されていること。
- 三 装着時において、リング部は軸部が貫通する上レバーの穴から引き抜く方向に引いた線上にあること。
- 四 リング部の塗色は、黄色仕上げとすること。
- 五 材質は、J I S G 四三〇九のS U S 三〇四に適合し、又はこれと同等以上の耐食性及び耐候性を有すること。

六 上方向（エアゾール式簡易消火具を水平面上に置いた場合、鉛直方向から三十度以内の範囲をいう。）に引き抜くよう装着されていること。

七 安全栓に衝撃を加えた場合及びレバーを強く握った場合においても引き抜きに支障を生じないこと。

八 引き抜く動作以外の動作によっては容易に抜けないこと。

(保持装置)

第十五条 エアゾール式簡易消火具（自動車に設置するものを除く。）には、当該エアゾール式簡易消火具を安定した状態に保たせるため保持装置を設けなければならない。ただし、保持装置を用いずに安定した状態を保つことができるものについては、この限りでない。

2 保持装置は、エアゾール式簡易消火具を容易に取りはずすことができる構造のものでなければならない。（取手）

第十六条 エアゾール式簡易消火具の携帯又は運搬のために取手を設ける場合には、当該取手は、堅ろうで、かつ、エアゾール式簡易消火具の携帯又は運搬及び作動に適した寸法及び形状のものでなければならない。

い。

(高圧ガス保安法の適用を受ける液化二酸化炭素用容器等)

第十七条 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の適用を受ける液化二酸化炭素用容器は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 内容積は、充填する液化二酸化炭素のグラムにつき一・五立方センチメートル以上であること。

- 二 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の定めるところによること。ただし、同規則第二條第二十六号の表液化炭酸ガスの項中「十九・六」とあるのは、「二十四・五」とする。
- 三 バルブ（高圧ガス保安法の適用を受けるものに限る。以下「容器弁」という。）又は作動封板を設けること。
- 2 前項第三号に規定する容器弁は、次の各号に適合するものでなければならぬ。
 - 一 弁箱は、J I S H 三二五〇に適合する材質又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有する材質を用いたものであること。
 - 二 弁箱は、二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。
 - 三 容器弁を設ける容器内の液化二酸化炭素の温度を四十度とした場合の内部圧力に等しい圧力を気体圧力で五分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。
 - 四 安全弁を設けること。
- 3 第一項第三号に規定する作動封板は、十七・五メガパスカル以上設計容器破壊圧力の四分の三以下の圧

力を水圧力で加える試験を行った場合において、破壊されるものでなければならない。

4 第二項第四号に規定する安全弁は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 封板式であり、かつ、噴き出し口に封を施したものであること。

二 容器内の圧力を有効に減圧することができること。

三 みだりに分解し、又は調整することができないこと。

四 十七・五メガパスカル以上二十四・五メガパスカル以下の圧力で作動すること。

五 「安全弁」と表示したものであること。

(高圧ガス保安法の適用を受けない液化二酸化炭素用容器等)

第十八条 高圧ガス保安法の適用を受けない液化二酸化炭素用容器は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 内容積は、充填する液化二酸化炭素の一グラムにつき一・五立方センチメートル以上であること。

二 二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で二分間加える試験を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、著しい変形を生じないこと。

三 作動封板を設けること。

四 破壊されるときには、周囲に危険を及ぼすおそれが少ないこと。

2 前項第三号に規定する作動封板は、二十四・五メガパスカルの圧力を水圧力で加える試験を行った場合において、破壊されないものでなければならない。

(液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に設けるホース等)

第十九条 液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具にホースを設ける場合には、当該ホースは、次の各号に掲げる試験を行ったときに、漏れ、亀裂、著しい変形その他の障害を生じないものでなければならない。

一 ホースを伸長した状態で、十六メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験

二 ホースの外径の五倍に等しい内径を有するようにホースを環状に曲げた状態で、十二メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験

2 液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に放射ホーンを設ける場合には、当該放射ホーンは、非吸湿性であり、かつ、電気絶縁性のある強じんな材料を用いて造られたものでなければならない。

3 液化二酸化炭素用容器を用いるエアゾール式簡易消火具に放射管又は結合金具を設ける場合には、当該放射管及び結合金具は、十六メガパスカルの圧力を水圧力で五分間加える試験を行ったときに、漏れ、離脱その他の障害を生じないものとし、かつ、放射管の周囲を熱の不良導体で被覆しなければならない。

(自動車に設置するエアゾール式簡易消火具)

第二十条 自動車に設置するエアゾール式簡易消火具は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 第四条第一項第四号に規定する自動車用クッション火災に対する消火性能を有するものであること。

二 温度八十三度以上八十七度以下の温水中に一時間浸す試験を行った場合において、破裂しないものであること。

三 次の図に示す取付け方法で全振幅二ミリメートル、毎分二千回の上下振動を、図1及び図2にあっては二時間、図3にあっては四時間加える試験を行った場合において、漏れ、亀裂、破断又は著しい変形を生じないものであり、かつ、当該試験を行った後、放射した場合において、第八条各号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、保持装置を設けるエアゾール式簡易消火具にあっては、取付け装置に代え保持装置を取り付けて試験を行い、保持装置に著しい損傷その他の障害を生じな

いものであること。

図 1

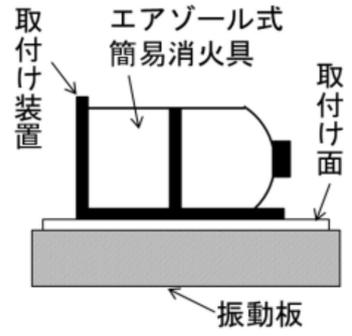
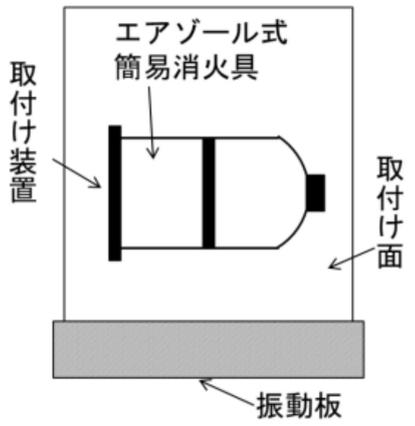
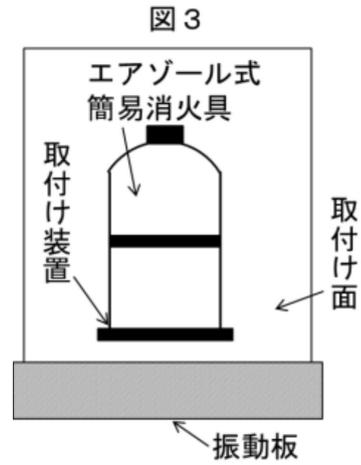


図 2





備考 取付け面は、振動板に対して水平又は垂直とする。

(電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具)

第二十一条 電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならぬ。

- 一 消火剤が粉末又は液化二酸化炭素であること。
- 二 一辺の長さが一メートルの正方形の金属板をノズルから次の表の上欄に掲げる距離に同表の下欄に掲げる交流電圧を加えた状態で配置し、当該金属板の中心に向けて放射した場合において、当該金属板とノズルとの間に流れる電流が〇・五ミリアンペア以下であること。

金属板とノズルの距離	金属板に加える交流電圧
五十センチメートル	三十五キロボルト
九十センチメートル	百キロボルト

(表示)

第二十二条 エアゾール式簡易消火具には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 エアゾール式簡易消火具という文字
- 二 使用方法
- 三 使用温度範囲

四 放射時間

五 放射距離（床面から一メートルの高さから水平に放射した場合において、ノズルから消火剤の大部分が到達する場所までの水平距離をいう。）

六 製造年月

七 製造者及び販売者名

八 届出番号

九 充填ガス及び消火剤の名称並びに容量又は質量

十 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ 標準使用期間

ロ 使用時及び廃棄時の安全な取扱いに関する事項

ハ 第四条第一項第二号に規定する天ぷら油火災の消火性能を有するエアゾール式簡易消火具にあつて

は、天ぷら油火災を安全に消火するための火点からの距離等に関する事項

ニ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

ホ 点検に関する事項

へ 温度が四十度以上となる場所に置かない旨

ト 一度放射したものは再使用しない旨

チ 容器にさび、傷、変形等が生じた場合は速やかに交換する旨

リ 関係法令の適用を受けるものにあつては、当該法令で定める事項

ヌ その他取扱い上注意すべき事項

2 エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる火災の区分に応じ、適応するものについては、同表の中欄に掲げる絵表示を表示し、適応しないものについては、同表の下欄に掲げる絵表示を表示しなければならぬ。この場合において、絵表示の大きさは、一辺の長さが二センチメートル以上の正方形とし、かつ、適応するものに係る絵表示の直近に「適応する火災の初期消火に有効です。」の文字を表示しなければならぬ。

火 災 の 区 分

適応するものに係る絵表示

適応しないものに係る絵表示

<p>ストーブ火災</p>	<p>天ぷら油火災</p>	<p>小規模普通火災</p>
<p>ストーブ火災適応</p> 	<p>天ぷら油火災適応</p> 	<p>小規模普通火災適応</p> 
<p>ストーブ火災適応</p> 	<p>天ぷら油火災適応</p> 	<p>小規模普通火災適応</p> 

電気火災	自動車用クッション火災
	
	

(注 炎は赤色とし、地色は白色とする。)

3 第一項第十号イ、ホ及びへに規定する事項並びに前項に規定する「適応する火災の初期消火に有効です。」の文字については、JIS Z 八三〇五に規定する十ポイント以上の大きさの文字及び数字、それ以外の事項については、JIS Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。

(基準の特例)

第二十三条 新たな技術開発に係るエアゾール式簡易消火具について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二条 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十九年自治省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「消防庁長官が定める」を「消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十条第五号に規定する」に改め、同条第十四号中「別表に」を「別表第一に」に改める。

第三十六条中「第二条第十五号」を「第二条第二十六号」に改める。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、附則第二条の規定による改正後の消火器の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第一条の二 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 消火器 水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であつて、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条第十一条第五号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。</p> <p>二〇十三 （略）</p> <p>十四 B 火災 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表第一に掲げる第四類の危険物並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第一条の二 この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 消火器 水その他消火剤（以下「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であつて、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び消防庁長官が定めるエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。</p> <p>二〇十三 （略）</p> <p>十四 B 火災 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表第一に掲げる第四類の危険物並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。</p>

(高圧ガス保安法の適用を受ける容器の特例)

第三十六条 高圧ガス保安法の適用を受ける本体容器、口金及び加圧用ガス容器については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同法及び容器保安規則の定めるところによる。ただし、容器保安規則第二條第二十六号の表液化炭酸ガスの項中「十九・六」とあるのは、「二十四・五」とする。

(高圧ガス保安法の適用を受ける容器の特例)

第三十六条 高圧ガス保安法の適用を受ける本体容器、口金及び加圧用ガス容器については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同法及び容器保安規則の定めるところによる。ただし、容器保安規則第二條第十五号の表液化炭酸ガスの項中「十九・六」とあるのは、「二十四・五」とする。

○総務省令第二十七号

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二條第二項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省令等の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

次の表の上欄に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等について、消防法施行令第三十条第二項及び危険

物の規制に関する政令第二十二條第二項の總務省令で定める技術上の基準の特例及び期間は、同表の中欄及び下欄に掲げるところによるものとする。

<p>消防用 ホース</p>	<p>平成二十六年四月一日前の消防用ホースの技術上の規格に係る型式承認を受けているもの</p>	<p>平成二十六年四月一日前の消防用ホースの技術上の規格に適合すること</p>	<p>十三年</p>
<p>結合金具</p>	<p>平成二十六年四月一日前の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの</p>	<p>平成二十六年四月一日前の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格に適合すること</p>	<p>十三年</p>
<p>漏電火</p>	<p>平成二十六年四月一日前の漏電火災警報</p>	<p>平成二十六年四月一日前の漏電火災警報</p>	<p>期間</p>
<p>消防用機械器具等又は消火設備等</p>		<p>技術上の基準の特例</p>	

<p>災害報 器</p>	<p>器の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの</p>	<p>器の技術上の規格に適合すること</p>	<p>十三年</p>
------------------	--------------------------------	------------------------	------------

注

- 一 型式承認とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の型式承認をいう。
- 二 技術上の規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格をいう。
- 三 期間は、平成二十六年四月一日から起算するものとする。

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省告示第百三十三号

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）及び漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二条第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

平成二十九年四月一日

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二條第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成十三年消防庁告示第三十六号）の全部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十五年三月二十七日

消防庁長官 岡崎 浩巳

屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準

第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二條第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース

、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放水用設備 屋内消火栓設備の屋内消火栓（スプリンクラー設備にあつては、スプリンクラー設備の補助散水栓）、消防用ホース、消防用ホース収納部及びノズルから構成される設備（放水用設備を天井に設置する場合にあつては、降下装置を含む。）であつて、次に掲げるものをいう。

(一) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十一条第三項第一号の規定に適合するものであつて、(二)以外のもの

(二) 令第十一条第三項第一号及び規則第十二条第一項第七号へただし書の規定に適合するもの

(三) 令第十一条第三項第二号イの規定に適合するもの

(四) 令第十一条第三項第二号ロの規定に適合するもの

(五) 規則第十三条の六第三項の規定に適合するもの

二 消火栓弁 次の(一)から(三)までに掲げるものをいう。

(一) 屋内消火栓設備の屋内消火栓 屋内消火栓設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路
(二) スプリンクラー設備の補助散水栓 スプリンクラー設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

(三) 連結送水管の放水口 連結送水管のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

三 使用圧力範囲 消火栓弁の機能に支障を生じない一次側（本体への流入側をいう。）の圧力の範囲をいう。

四 減圧装置 消火栓弁の放水圧力を減じる装置をいう。

五 消防用ホース収納部 消防用ホースを収納する部分をいう。

六 ノズル 消防用ホースの先端に結合し、放水する器具をいう。

七 降下装置 消防用ホースを降下させるための装置をいう。

第三 放水用設備の構造及び機能

放水用設備の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 放水用設備は、耐久性を有し、かつ、ほこり、湿気等によって機能に異常を生じない構造であること。

- 二 次に掲げるものは、消防用ホースの操作を行うときに損傷を生じない位置に設けること。
- (一) 加圧送水装置の起動装置（放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合に限る。）
 - (二) 加圧送水装置の始動を示す表示灯
 - (三) 放水用設備の位置を示す表示灯
- 三 第二第一号(二)から(五)までに掲げる放水用設備（以下「簡易操作型放水用設備」という。）は、次によること。
- (一) 消防用ホースの延長及び収納の操作並びに保守点検を容易に行うことができるものであること。
 - (二) 簡易操作型放水用設備の前面において壁面に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合又は簡易操作型放水用設備の直下の床面において天井に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合に、いずれの方向にも引き出せること。
 - (三) 消防用ホースの延長、放水及び収納の操作（降下装置の操作を含む。）を十五回行った場合に、一人で当該延長、放水及び収納の操作を行うことができ、かつ、機能に異常を生じないこと。
 - (四) ノズル開放時の放水反力は、二百ニュートン以下であること。

四 簡易操作型放水用設備の消防用ホース収納部にあつては、次によること。

(一) 消防用ホースを円筒形状の消防用ホース収納部（以下「ホースリール」という。）に巻き取つて収納するもの 両側に軸受を有するホースリールにあつてはその中央に、片側に軸受を有するホースリールにあつては軸受の反対側の端に、当該ホースリールの質量に収納される消防用ホース及び当該消防用ホースに充水された水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。

(二) (一)以外のもの 両側に支持金具又は軸受を有するものにあつては消防用ホース収納部の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあつては軸受の反対側の消防用ホース収納部の端に、当該消防用ホース収納部の質量に消防用ホース及び収納状態において消防用ホースに充水することのできるものにあつてはその水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。

(三) 消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、J I S（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） A 五七〇五に適合する滑ら

かなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するためには要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。

簡易操作型放水用設備の種類	消防用ホースの延長操作に要する力
第二第一号(二)に掲げる放水用設備	二百ニュートン
第二第一号(三)から(五)までに掲げる放水用設備	百ニュートン

(四) しゅう動部又は回転部を有するものにあつては、当該部分を耐食性材料で造り、かつ、しゅう動又は回転によって機能に異常を生じない構造であること。

五 第二第一号(二)から(四)までに掲げる放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合にあつては、次によること。

(一) 加圧送水装置の起動装置の充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。

(二) 加圧送水装置の起動装置の配線は、十分な電流量を有し、接続が的確であること。

(三) 加圧送水装置の起動装置には、防水措置を講ずること。

六 簡易操作型放水用設備を天井に設置する場合にあつては、次によること。

(一) 降下装置は、床面からの高さが一・八メートル以下の位置に設けるとともに、操作しやすい構造とし、簡易操作型放水用設備の機能に障害を与えないものであること。

(二) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースを床面からの高さが一・五メートル以下の位置まで降下できる措置が講じられていること。

(三) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下するものであること。

第四 消火栓弁の構造及び機能

消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具（以下「消防用ホース用結合金具」という。）とし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。）第七条に規定する差込式差し口に、ねじ式のものにあつては同令第九条に規定するねじ式差し口に適合するものであること。

二 配管との接続部は、配管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三 減圧装置を内蔵するものにあつては、次によること。

- (一) 減圧装置は、使用圧力範囲内において有効に放水圧力を減じることができる性能を有すること。
- (二) 減圧装置は、目づまりしない構造であること。
- (三) 減圧装置は、最高使用圧力（使用圧力範囲の最大値をいう。以下同じ。）に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により性能に支障を生じない構造であること。

(四) 減圧装置の一次側に消火栓弁の最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を、二次側に減圧装置の設定圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

四 開閉弁は、次によること。

(一) 次の表の上欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる操作力以下で、手動により全開することができるき、かつ、全閉することができるものであること。ただし、自動式の開閉弁（以下「自動式開閉弁」という。）にあつては、この限りでない。

呼 称	操 作 力（ニュートン）
二十五	百五十
三十	

四十	五十	六十五
二百		二百五十

(二) 自動式開閉弁にあつては、次に適合するものであること。

イ 消防用ホースを用いて放水しようとするときに自動的に全開するものであること。

ロ 手動により開閉できる構造であること。

第五 消火栓弁の材質

消火栓弁の材質は、次に定めるところによる。

一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

(4) J I S H 五二〇、G 五五〇一又はG 五二二一

(2) (1)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(3) (1)又は(2)に掲げるものと同以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆^{せい}処理を施したものであること。

三 開閉弁のパッキンの材料は、J I S K 六三五三Ⅲ類又はこれと同以上の強度及び耐老化性を有するものであること。

第六 消火栓弁の漏水試験

消火栓弁の漏水試験は、次に定めるところによる。

一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカ

ル以下)の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

第七 消火栓弁の耐圧試験

消火栓弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

- 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力の1・5倍(連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル)の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

- 二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力の1・5倍(連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル)の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じないものであること。

第八 消火栓弁の曲げ試験

消火栓弁は、固定された受け口とかん合した状態において、最高使用圧力(連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル)の水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

再びボーマンナ (ニューナシムリメートル) = 300 N × 1.5 × (呼称 × 15) mm

第九 消火栓弁の開閉試験

開閉弁は、最高使用圧力の水圧力を加えた全閉状態から全開し、再び全閉する操作を百回行った場合に、機能に異常を生じないものでなければならない。

第十 消火栓弁の等価管長

消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならない。

形状		呼称	等価管長 (メートル)
		二十五	六・〇
		三十	七・〇

百八十度型			アングル弁		
四十	三十	二十五	六十五	五十	四十
十六・〇	十二・〇	九・〇	十五・〇	十・〇	八・〇

玉型弁

九十度型

九十度型						
六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十
二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇	十二・〇	二十四・〇	十八・〇

第十一 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能

消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースは、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない構造であること。

二 消防用ホース用結合金具は、その使用圧が消防用ホースの使用圧以上のものであること。

三 消防用ホースに消防用ホース用結合金具が装着された部分（以下「消防用ホースと結合金具の装着部」という。）は、次に掲げる試験に適合するものでなければならない。

(一) 強度試験 消防用ホースと結合金具の装着部を一・八キロニュートンで引張った場合に、ずれ、亀裂、著しい変形等が生じないこと。

(二) 耐圧試験 (一)の試験を行った後に、平ホースを用いるものにあつては消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第十二条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあつては同令第二十四条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあつては同令第四十二条の規定の例により耐圧試験を行った

場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあつては結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条に規定するねじ式受け口に適合するものであること。

二 最高使用圧力に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により機能に異常を生じない構造であること。

三 簡易操作型放水用設備に用いるノズルは、前二号に定めるところによるほか、次によること。

(一) 握手部分を設けること。

(二) 次のイ又はロに掲げる方法により放水ができること。ただし、第二第一号(二)に掲げる放水用設備にあつては、ロによること。

イ 棒状の放水

ロ 棒状の放水及び噴霧状の放水の切替え

(三) 簡易操作型放水用設備に用いるノズルの性能は、次の表の簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる基準を満たすものであること。

	簡易操作型放水 用設備の種類		ノズル先端の圧 力		棒 状 の 放 水
	放水量		ノズル先端の 高さ一メー トル、仰角五 度 における射程		噴 霧 状 の 放 水
	放水量		噴霧角三十度 、ノズル先端 の高さ一メー トル、仰角五 度における射 程		

水用設備	第二第一号(三)及び(五)に掲げる放水設備	第二第一号(二)に掲げる放水設備	備
	○・二五メガパスカル以上	○・一七メガパスカル以上	
	毎分以上	百三十リットル毎分以上	
	上	七メートル以上	
三十パーセン	六十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百分	六十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百分	百三十リットル毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百分を超えないこと
トを超えるこ	棒状放水時の五十パーセン		

備	第二第一号(四)に掲げる放水用設備				
	スカル以上	○・一七メガパ			
	毎分以上	八十リットル			
	上	七メートル以上			
	トを超えないこと	トを超えないこと	八十リットル	毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百	
	トを超えないこと	トを超えないこと	八十リットル	毎分を下回らず、かつ、棒状放水量の百	

(四) ノズルに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないこと。

(五) ノズルに最高使用圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水

等を生じないこと。

第十三 表示

表示は、次に定めるところによる。

一 放水用設備には、次に掲げる事項を当該放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一) 製造者名又は商標

(二) 製造年

二 簡易操作型放水用設備には、前号のほか、次に掲げる事項を当該簡易操作型放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示するとともに、当該簡易操作型放水用設備の性能、点検方法及び注意事項を記載した説明書を備え付けること。

(一) 操作手順を示す絵表示

(二) 一人で放水操作が可能である旨

(三) 天井に設置するものである場合にはその旨

- (四) 最高使用圧力
- (五) 設計圧力損失値（消防用ホースを消防用ホース収納部から延長して放水した場合における圧力損失の最大値をいう。）
- 三 天井に設置する簡易操作型放水用設備の降下装置には、降下装置である旨を、当該降下装置又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
- 四 消火栓弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。
 - (一) 製造者名又は商標
 - (二) 製造年
 - (三) 型式番号
 - (四) 呼称
 - (五) 屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓にあつては、最高使用圧力
 - (六) 開閉弁の開閉方向
- 五 ノズルには、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一) 製造者名又は商標

(二) 製造年

(三) 呼称

(四) 簡易操作型放水用設備に用いるものにあつては、次の事項

イ 型式記号

ロ 開閉位置又は開閉方向

ハ 棒状及び噴霧状の放水の切替えができるものにあつては、棒状及び噴霧状の放水の切替え位置

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

2 平成二十六年三月三十一日までの間は、第四第一号中「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。）第七条に規定する差込式差し口」とあるのは「消防用ホ

ースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号。以下「差込式結合金具省令」という。）第五条に規定する差し口」と、「同令第九条に規定するねじ式差し口」とあるのは「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号。以下「ねじ式結合金具省令」という。）第五条に規定する差し口」と、第十一第三号（中「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第十二条」とあるのは「消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第十三条」と、「同令第二十四条」とあるのは「同令第四十一条」と、「同令第四十二条」とあるのは「同令第三十条」と、第十二第一号中「結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口」とあるのは「差込式結合金具規格省令第六条に規定する受け口」と、「同令第十条に規定するねじ式受け口」とあるのは「ねじ式結合金具省令第六条に規定する受け口」と読み替えるものとする。

（経過措置）

- 3 この告示の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、

増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース、屋外消火栓設備の放水用器具並びに連結送水管の放水口及び放水用器具のうち、改正後の屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準第三、第四（第四第二号の規定を除く。）、第十一、第十二及び第十三（第十三第四号の規定を除く。）の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

【参考】 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の全部を改正する件 新旧対照表
 ○ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成十三年六月二十九日消防庁告示第三十六号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成十三年六月二十九日消防庁告示第三十六号）</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）<u>第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を次のとおり定める。</u></p> <p>屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準</p> <p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）以下「規則」という。）<u>第十一条の二第二号、第十二条第一項第一号の二、第十三条の六第三項第七号、第十八条第四項第三号の二、第二十二条第一号の二並びに第三十一条第四号の二及び第六号口の規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具並</u></p>	<p>屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成十三年六月二十九日消防庁告示第三十六号）</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）<u>第十二条第一項第一号口、第十三条の六第三項第七号及び</u></p> <p>第四号の二 <u>の</u>規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を次のとおり定める。</p> <p>屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準</p> <p>第一 趣旨</p> <p>この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）<u>（</u></p> <p>第一号口、第十三条の六第三項第七号及び <u>第十二条第一項第</u></p> <p><u>三十一条第四号の二</u></p> <p><u>の</u>規定に基づき、屋内消火栓設備の屋内消火栓、<u>スプリンクラー設備の補助散水栓</u></p>

びに連結送水管の放水口及び放水用器具の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 放水用設備 屋内消火栓設備の屋内消火栓（スプリンクラー設備にあつては、スプリンクラー設備の補助散水栓）、消防用ホース、消防用ホース収納部及びノズルから構成される設備（放水用設備を天井に設置する場合にあつては、降下装置を含む。）であつて、次に掲げるものをいう。

(一) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十一条第三項第一号の規定に適合するものであつて、(二)以外のもの

(二) 令第十一条第三項第一号及び規則第十二条第一項第七号へただし書の規定に適合するもの

(三) 令第十一条第三項第二号イの規定に適合するもの

(四) 令第十一条第三項第二号ロの規定に適合するもの

(五) 規則第十三条の六第三項の規定に適合するもの

二 消火栓弁 次の(一)から(三)までに掲げるものをいう。

(一) 屋内消火栓設備の屋内消火栓 屋内消火栓設備のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

(二) スプリンクラー設備の補助散水栓 スプリンクラー設備の

及び連結送水管の放水口 の基準を定めるものとする。

第二 用語の意義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 消火栓等 屋内消火栓設備の屋内消火栓、スプリンクラー設備の補助散水栓及び連結送水管の放水口をいう。

ホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

(三) 連結送水管の放水口、連結送水管のホース接続口、開閉弁及びこれらを接続する管路

三 使用圧力範囲 消火栓弁の機能に支障を生じない一次側（本体への流入側をいう。）の圧力の範囲をいう。

四 減圧装置 消火栓弁の放水圧力を減じる装置をいう。

五 消防用ホース収納部 消防用ホースを収納する部分をいう。

六 ノズル 消防用ホースの先端に結合し、放水する器具をいう。

七 降下装置 消防用ホースを降下させるための装置をいう。

第三 放水用設備の構造及び機能

放水用設備の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 放水用設備は、耐久性を有し、かつ、ほこり、湿気等によつて機能に異常を生じない構造であること。

二 次に掲げるものは、消防用ホースの操作を行うときに損傷を生じない位置に設けること。

(一) 加圧送水装置の起動装置（放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合に限る。）

(二) 加圧送水装置の始動を示す表示灯

(三) 放水用設備の位置を示す表示灯

三 第二第一号(二)から(五)までに掲げる放水用設備（以下「簡易操作型放水用設備」という。）は、次によること。

二 使用圧力範囲 消火栓等の機能に支障を生じない一次側（本体への流入側をいう。）の圧力の範囲をいう。

三 減圧装置 消火栓等の放水圧力を減じる装置をいう。

(一) 消防用ホースの延長及び収納の操作並びに保守点検を容易に行うことができるものであること。

(二) 簡易操作型放水用設備の前面において壁面に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合又は簡易操作型放水用設備の直下の床面において天井に設置する消防用ホースの延長操作を行った場合に、いずれの方向にも引き出せること。

(三) 消防用ホースの延長、放水及び収納の操作（降下装置の操作を含む。）を十五回行った場合に、一人で当該延長、放水及び収納の操作を行うことができ、かつ、機能に異常を生じないこと。

(四) ノズル開放時の放水反力は、二百ニュートン以下であること。

四

簡易操作型放水用設備の消防用ホース収納部にあつては、次によること。

(一) 消防用ホースを円筒形状の消防用ホース収納部（以下「ホースリール」という。）に巻き取って収納するもの 両側に軸受を有するホースリールにあつてはその中央に、片側に軸受を有するホースリールにあつては軸受の反対側の端に、当該ホースリールの質量に収納される消防用ホース及び当該消防用ホースに充水された水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。

<p>第二第一号(二)に掲げる放水用設</p>	<p>二百ニュートン</p>
<p>簡易操作型放水用設備の種類</p>	<p>消防用ホースの延長操作に要する力</p>

(一)以外のもの 両側に支持金具又は軸受を有するものにあつては消防用ホース収納部の中央に、片側に支持金具又は軸受を有するものにあつては軸受の反対側の消防用ホース収納部の端に、当該消防用ホース収納部の質量に消防用ホース及び収納状態において消防用ホースに充水することのできるものにあつてはその水の質量を加えた荷重の二倍の荷重を二十四時間かけた場合に、亀裂、著しい変形等を生じないこと。
 (三) 消防用ホースに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加え、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第七條第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。） A 五七〇五に適合する滑らかなビニール又は同等の滑らかなビニール床タイル若しくはシートの床面上を毎時五キロメートルの速度で、収納されている消防用ホースの全体を延長する操作を行った場合に、消防用ホースを延長するために要する力は、いずれの方向及び延長位置においても、次の表の上欄に掲げる簡易操作型放水用設備の種類に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値以下であること。

備	第二第一号(三)から(五)までに掲げる放水用設備	百ニユートン	
<p>(四) しゅう動部又は回転部を有するものにあつては、当該部分を耐食性材料で造り、かつ、しゅう動又は回転によつて機能に異常を生じない構造であること。</p> <p>五 第二第一号(二)から(四)までに掲げる放水用設備に加圧送水装置の起動装置を設ける場合にあつては、次によること。</p> <p>(一) 加圧送水装置の起動装置の充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。</p> <p>(二) 加圧送水装置の起動装置の配線は、十分な電流容量を有し、接続が的確であること。</p> <p>(三) 加圧送水装置の起動装置には、防水措置を講ずること。</p> <p>六 簡易操作型放水用設備を天井に設置する場合にあつては、次によること。</p> <p>(一) 降下装置は、床面からの高さが一・八メートル以下の位置に設けるとともに、操作しやすい構造とし、簡易操作型放水用設備の機能に障害を与えないものであること。</p> <p>(二) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースを床面からの高さが一・五メートル以下の位置まで降下できる措置が講じら</p>			

れていること。

(三) 降下装置を操作した場合に、消防用ホースの延長及び放水の操作が安全に行える速度で降下するものであること。

第四 消火栓弁の構造及び機能

消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具（以下「消防用ホース用結合金具」という。）とし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。）第七條に規定する差込式差し口に、ねじ式のものにあつては同令第九條

に規定するねじ式差し口に適合するものであること。

二 配管との接続部は、配管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三 減圧装置を内蔵するものにあつては、次によること。

(一) 減圧装置は、使用圧力範囲内において有効に放水圧力を減じることができる性能を有すること。

(二) 減圧装置は、目づまりしない構造であること。

第三 構造及び機能

消火栓等の構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 結合金具は、差込式又はねじ式のもの

とし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号）第五條

に規定する 差し口に、ねじ式のものにあつては消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号）第五條に規定する 差し口に適合するものであること。

二 管との接続部は、管と容易かつ確実に接続できるもので、かつ、その内径がホース接続口の呼称以上であること。

三 減圧装置を内蔵するものにあつては、次によること。

(一) 減圧装置は、使用圧力範囲内において有効に放水圧力を減じることができる性能を有すること。

(二) 減圧装置は、目づまりしない構造であること。

四十	三十	二十五	呼称	操作力（ニュートン）

下「自動式開閉弁」という。）にあつては、この限りでない。

四 開閉弁は、次によること。

- (三) 減圧装置は、最高使用圧力（使用圧力範囲の最大値をいう。以下同じ。）に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により性能に支障を生じない構造であること。
- (四) 減圧装置の一次側に消火栓弁の最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を、二次側に減圧装置の設定圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

四十	三十	二十五	呼称	操作力（ニュートン）

次の上欄に掲げる呼称に依り、同表下欄に掲げる操作力以下で、手動により全開することができ、かつ、全開することが出来るものであること。

四 開閉弁は、

次の上欄に掲げる呼称に依り、同表下欄に掲げる操作力以下で、手動により全開することができ、かつ、全開することが出来るものであること。

五十	二百
六十五	二百五十

(二) 自動式開閉弁にあつては、次に適合するものであること。

イ 消防用ホースを用いて放水しようとするときに自動的に全開するものであること。

ロ 手動により開閉できる構造であること。

第五 消火栓弁の材質

消火栓弁の材質は、次に定めるところによる。

一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) J I S H 五二二〇、G 五五〇一又はG 五二二一

(二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部

五十	二百
六十五	二百五十

第四 材質

消火栓等の材質は、次に定めるところによる。

一 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。

(一) J I S (工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。) H 五二二〇、G 五五〇一又はG 五二二一

(二) (一)に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの

(三) (一)又は(二)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの

二 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部

分については、有効な防錆処理を施したものであること。

- 三 開閉弁のパッキンの材料は、JIS K 六三五三Ⅲ類又はこれと同等以上の強度及び耐老化性を有するものであること。

第六 消火栓弁の漏水試験

消火栓弁の漏水試験は、次に定めるところによる。

- 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

- 二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

第七 消火栓弁の耐圧試験

消火栓弁の耐圧試験は、次に定めるところによる。

- 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

- 二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、亀裂、著しい変形、漏水等が生じないも

分については、有効な防錆処理を施したものであること。

- 三 開閉弁のパッキンの材料は、JIS K 六三五三Ⅲ類又はこれと同等以上の強度及び耐老化性を有するものであること。

第六 消火栓等の漏水試験

消火栓等の漏水試験は、次に定めるところによる。

- 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

- 二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力以下（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル以下）の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないものであること。

第五 消火栓等の耐圧試験

消火栓等の耐圧試験は、次に定めるところによる。

- 一 開閉弁を全開し、受け口とかん合した状態において、最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないものであること。

- 二 開閉弁を全閉した状態において、最高使用圧力の一・五倍（連結送水管の放水口にあつては、三メガパスカル）の水圧力を三分間加えた場合に、き裂、著しい変形、漏水等が生じないも

のであること。

第八 消火栓弁の曲げ試験

消火栓弁は、固定された受け口とかん合した状態において、最高使用圧力（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル）の水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

$$M (N \cdot mm) = 300N \times 1.5 \times (\text{半径} \times 15) \quad \text{III}$$

第九 消火栓弁の開閉試験

開閉弁は、最高使用圧力の水圧力を加えた全閉状態から全開し、再び全閉する操作を百回行った場合に、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

第十 消火栓弁の等価管長

消火栓弁の弁箱は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓弁の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならぬ。

形状	呼称	等価管長（メートル）
----	----	------------

のであること。

第七 消火栓等の曲げ試験

消火栓等は、固定された受け口とかん合した状態において、最高使用圧力（連結送水管の放水口にあつては、二メガパスカル）の水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

$$M (N \cdot mm) = 300N \times 1.5 \times (\text{半径} \times 15) \quad \text{III}$$

第八 開閉試験

開閉弁は、最高使用圧力の水圧力を加えた全閉状態から全開し、再び全閉する操作を百回行った場合に、機能に異常を生じないものでなければならぬ。

第九 消火栓等の等価管長

消火栓等は、水により等価管長を測定した場合に、その値が、次の表の上欄に掲げる消火栓等の形状及び同表中欄に掲げる呼称に応じ、同表下欄に掲げる数値以下でなければならぬ。

形状	呼称	等価管長（メートル）
----	----	------------

玉型弁						アングル弁				
百八十度型										
二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五
十二・〇	二十四・〇	十八・〇	十六・〇	十二・〇	九・〇	十五・〇	十・〇	八・〇	七・〇	六・〇

玉型弁						アングル弁				
百八十度型										
二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五	六十五	五十	四十	三十	二十五
十二・〇	二十四・〇	十八・〇	十六・〇	十二・〇	九・〇	十五・〇	十・〇	八・〇	七・〇	六・〇

九十度型			
六十	五十	四十	三十
二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇

第十一 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能

消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、次に定めるところによる。

- 一 消防用ホースは、最高使用圧力で使用した場合に、機能に異常を生じない構造であること。
- 二 消防用ホース用結合金具は、その使用圧が消防用ホースの使用圧以上のものであること。
- 三 消防用ホースに消防用ホース用結合金具が装着された部分（以下「消防用ホースと結合金具の装着部」という。）は、次に掲げる試験に適合するものでなければならない。
 - (一) 強度試験 消防用ホースと結合金具の装着部を一・八キロニュートンで引張った場合に、ずれ、亀裂、著しい変形等が生じないこと。
 - (二) 耐圧試験 (一)の試験を行った後に、平ホースを用いるもの

九十度型			
六十	五十	四十	三十
二十七・〇	二十一・〇	十九・〇	十五・〇

にあつては消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第十二条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあつては同令第二十四条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあつては同令第四十条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあつては結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条に規定するねじ式受け口に適合するものであること。

二 最高使用圧力に耐えることのできる強度及び耐食性を有する材料を用い、流水により機能に異常を生じない構造であること。

三 簡易操作型放水用設備に用いるノズルは、前二号に定めるところによるほか、次によること。

(一) 握手部分を設けること。

(二) 次のイ又はロに掲げる方法により放水ができること。ただし、第二第一号(二)に掲げる放水用設備にあつては、ロによること。

第二第一 号(四)に掲 げる放水 用設備	第二第一 号(三)及び (五)に掲げ る放水用 設備	
○・一 七メガ パスカ ル以上	○・二 五メガ パスカ ル以上	ル以上
八十リット ル毎分以上	六十リット ル毎分以上	上
七メートル ル以上	十メートル ル以上	
八十リット ル毎分を下 回らず、か つ、棒状放 水量の百三 十パーセン トを超えな いこと	六十リット ル毎分を下 回らず、か つ、棒状放 水量の百三 十パーセン トを超えな いこと	三十パーセ ントを超え ないこと
	棒状放水 時の五十 パーセン トを超え ること	

四| ノズルに使用圧力範囲内の任意の水圧力を加えた場合に、漏水しないこと。

五| ノズルに最高使用圧力の一・五倍の水圧力を三分間加えた場合において、亀裂、著しい変形、漏水等を生じないこと。

第十三 表示

表示は、次に定めるところによる。

一| 放水用設備には、次に掲げる事項を当該放水用設備又はその周囲の見やすい箇所容易に消えないように表示すること。

一| 製造者名又は商標

二| 製造年

二| 簡易操作型放水用設備には、前号のほか、次に掲げる事項を当該簡易操作型放水用設備又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示するとともに、当該簡易操作型放水用設備の性能、点検方法及び注意事項を記載した説明書を備え付けること。

一| 操作手順を示す絵表示

二| 一人で放水操作が可能である旨

三| 天井に設置するものである場合にはその旨

四| 最高使用圧力

五| 設計圧力損失値（消防用ホースを消防用ホース収納部から延長して放水した場合における圧力損失の最大値をいう。）

第十 表示

三| 天井に設置する簡易操作型放水用設備の降下装置には、降下装置である旨を、当該降下装置又はその周囲の見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

四| 消火栓弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一)| 製造者名又は商標

(二)| 製造年

(三)| 型式番号

(四)| 呼称

(五)| 屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓にあつては、最高使用圧力

(六)| 開閉弁の開閉方向

五| ノズルには、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(一)| 製造者名又は商標

(二)| 製造年

(三)| 呼称

(四)| 簡易操作型放水用設備に用いるものにあつては、次の事項

イ| 型式記号

ロ| 開閉位置又は開閉方向

ハ| 棒状及び噴霧状の放水の切替えができるものにあつては、棒状及び噴霧状の放水の切替え位置

消火栓等には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一| 製造者名又は商標

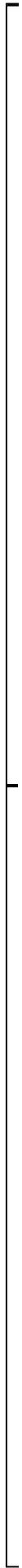
二| 製造年

三| 型式番号

四| 呼称

五| 屋内消火栓設備の屋内消火栓及びスプリンクラー設備の補助散水栓にあつては、最高使用圧力

六| 開閉弁の開閉方向



【参考】 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準附則第二項の規定による読替表
 ○ 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成二十五年消防庁告示第二号）

（ ） 部分は読替部分

<p>読替後（平成二十五年十月一日から平成二十六年四月一日まで）</p>	<p>読替前（平成二十六年四月一日以降）</p>
<p>第四 消火栓弁の構造及び機能 消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。 一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具（以下「消防用ホース用結合金具」という。）とし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第二号。以下「差込式結合金具省令」という。）第五条に規定する差し口 に、ねじ式のものにあつては消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成四年自治省令第三号。以下「ねじ式結合金具省令」という。）第五条に規定する差し口に適合するものであること。 二（四）（略）</p> <p>第十一 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、</p>	<p>第四 消火栓弁の構造及び機能 消火栓弁の構造及び機能は、次に定めるところによる。 一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具（以下「消防用ホース用結合金具」という。）とし、その構造は、差込式のものにあつては消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号。以下「結合金具規格省令」という。）第七条に規定する差込式差し口に、ねじ式のものにあつては同令第九条に規定するねじ式差し口 に適合するものであること。 二（四）（略）</p> <p>第十一 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能 消防用ホース及び消防用ホース用結合金具の構造及び機能は、</p>

次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 (略)

(一) (略)

(二) 耐圧試験 (一)の試験を行った後に、平ホースを用いるものにあつては消防用ホースの技術上の規格を定める省令(昭和四十三年自治省令第二十七号)第十三条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあつては同令第四十一条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあつては同令第三十条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあつては差込式結合金具規格省令第六条に規定する受け口に、ねじ式のものにあつてはねじ式結合金具省令第六条に規定する受け口に適合するものであること。

二・三 (略)

次に定めるところによる。

一・二 (略)

三 (略)

(一) (略)

(二) 耐圧試験 (一)の試験を行った後に、平ホースを用いるものにあつては消防用ホースの技術上の規格を定める省令(平成二十五年総務省令第二十二号)第十二条の規定の例により、保形ホースを用いるものにあつては同令第二十四条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形、漏水等が生じず、濡れホースを用いるものにあつては同令第四十条の規定の例により耐圧試験を行った場合に、ずれ、著しい変形等が生じないこと。

第十二 ノズルの構造及び機能

ノズルの構造及び機能は、次に定めるところによる。

一 消防用ホースに結合する部分は、消防用ホース用結合金具とし、差込式のものにあつては結合金具規格省令第八条に規定する差込式受け口に、ねじ式のものにあつては同令第十条に規定するねじ式受け口に適合するものであること。

二・三 (略)

○消防庁告示第三号

エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十六号）の施行に伴い、エアゾール式簡易消火具に関する件（昭和五十七年消防庁告示第六号）は、廃止する。

平成二十五年三月二十七日

消防庁長官 岡崎 浩巳

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。